

第四百十二回 参議院国土・環境委員会會議録第十四号

平成十年五月二十一日(木曜日)
午前九時開会

委員の異動

五月十九日

辞任

坂野 重信君
荒木 清寛君
高橋 令則君

補欠選任

下稻葉耕吉君
山本 保君
泉 信也君

五月二十日

辞任

清水 達雄君
下稻葉耕吉君
山崎 正昭君
山本 保君
奥村 展三君

補欠選任

鈴木 正孝君
景山俊太郎君
山本 一太君
荒木 清寛君
堂本 曉子君

五月二十一日

辞任

鈴木 正孝君
堂本 曉子君

補欠選任

清水 達雄君
水野 誠一君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

関根 則之君

委員

岩井 國臣君
上野 公成君
小川 勝也君
福本 潤一君
緒方 靖夫君
太田 豊秋君
鴻池 祥肇君
清水 達雄君
鈴木 政二君
永田 良雄君

第十二部

国土・環境委員会會議録第十四号

平成十年五月二十一日【参議院】

岡崎トミ子君
菅野 久光君
荒木 清寛君
赤桐 操君
泉 信也君
水野 誠一君
山崎 正昭君

國務大臣

建設大臣

國務大臣

政府委員

国土庁計画・調整局長
国土庁土地局長
建設省都市局長
建設省住宅局長

事務局側

常任委員会専門員

参考人

日本経済新聞社
論説委員・都市計画中央審議会委員
法政大学法学部教授
関東学院大学経済学部教授
千葉商科大学商経学部教授

井上 繁君
五十嵐敬喜君
岩澤 孝雄君
伊藤 公一君

本日の會議に付した案件

○都市計画法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国土利用計画法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(関根則之君) ただいまから国土・環境委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る五月十九日、坂野重信君及び高橋令則君が委員を辞任され、その補欠として下稻葉耕吉君及び泉信也君が選任されました。

また、昨日、下稻葉耕吉君、山崎正昭君及び奥村展三君が委員を辞任され、その補欠として景山俊太郎君、山本一太君及び堂本曉子君が選任されました。

○委員長(関根則之君) 都市計画法の一部を改正する法律案、都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案及び国土利用計画法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

本日は、三案の審査のため、四名の参考人の方々から御意見を聴取することといたしております。

参考人は、日本経済新聞社論説委員・都市計画中央審議会委員井上繁君、法政大学法学部教授五十嵐敬喜君、関東学院大学経済学部教授岩澤孝雄君及び千葉商科大学商経学部教授伊藤公一君でございます。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

皆様には、御多忙のところ本委員会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。参考人の方々には忌憚のない御意見を述べたいと思っておりますので、よろしく御願い申し上げます。

本日の會議の進め方について御説明いたします。

まず、お一人十五分程度で順次御意見をお述べいただき、その後、委員の質疑にお答えをいただきます。その後、委員の質疑にお答えをいただきます。

○参考人(井上繁君) 都市計画法の一部を改正する法律案等三つの法律案に關しまして意見を述べさせていただきます。

お手元に極めて簡単なレジュメを用意いたしました。「中心市街地の空洞化と大型店」ということでまず最初に申し上げたいと思っております。この問題を論議しますと、とく大型店対中小売店というように対立の図式で物を考えることが一般に多いようでございますけれども、私はそれはちょっと硬直的な見方ではないかと実は考えております。

つまり、例えば駅前には大型店があつて、それが撤退したために周辺の小売店も寂れてしまふというふうな例は全国各地にこれまでもあつたわけでございます。これからの時代は、大型店と小売店が一緒になつて地域をどう活性化するかというふうな戦略を立てていくことがむしろ大事なのではないかと。そういう意味では、一種の地域間競争につながるような側面もあるのではないかと、そんなふうにも思つておる次第でございます。

それから、この今回のテーマに關しまして、とかく関係者の意見というものは政策に反映されるわけですが、一般消費者の意見というものはややとすると二次的になりがちではないかと、実はこんな感想を持っております。

ただ、消費者と言いましてもいろんなことを考える人がいるわけですので、よい品をできるだけ安

く手に入れたと考えるのが一般的でありますけれども、これからの高齢社会等を考えますと、やはり遠くへ行かなくても身近なところで用が足せるということもまた大事な要素であらうと思えます。

ただ、その場合に、よく小売問題を議論するとき、最寄り品と買い回り品という分類がございます。身近なところで買うのが最寄り品で、生鮮食品とか背広とか電気製品とかを買い回り品と言うわけですけれども、最近はこの区別がなくなりつつあるのではないかと。最寄り品であってもいい物を求めて幾つかの店を回ることもあるし、例えば紳士服を買う場合に、自分の愛用の店をつくっておいて、いわば決め打ちするような形で商品を購入することもあるわけで、最寄り品は近くで買って、買い回り品というのはやや遠くのところまで行くというような、こういう購買行動そのものも今変わりつつあるのではないかとこのように思うわけです。

いずれにいたしましても、特に地方都市におきます中心市街地が疲弊をしている、いわゆる歯抜け商店街があちこちにできているということは事実でありまして、これを何とかしなければいけないということはやはり政治の大きな課題ではなからうか、こんなふうに考えております。

時間の関係で二番に移ります。「大規模小売店舗立地法の制定と、都市計画法改正の意義」ということで、三点ばかり申し上げたいと思います。これまでの商業活動調整協議会、商調協を中心とした大型店の進出の是非の議論は、地域の中における例えは大型店の位置づけというようにビジョンがなくて、大型店から申請が出てくるとその個別案件については是非を判断する、調整をするというふうなことが中心だったわけですから、これは大変な前進であらうと私は評価しております。これが第一点であります。

それから第二点は、法案全体を通じて自治体の裁量の幅が大変広がっております。つま

り、今までは商調協等を中心として調整をしていただけてはいたけれども、これからは最終的には自治体がその是非の判断をする。もちろん、そこに商工団体の意見を聞くことはあるわけですが、自治体の判断をするということは、当然のことながら地方議会のチェックを受けることになるわけでありまして、地方議会は選挙で選ばれた方々、いわば住民の代表でありますから、このところは大事であらうと考えております。

それから、この大型店進出の是非をめぐる議論で、これまでは閉店時間ですとか休日ですとか、いわば商業活動そのものについての調整が中心だったわけですが、これからは広い意味での環境について自治体が審査する、こういうことでもあります。これも大変な前進であらうというふうに考えております。

特にきょう申し上げたいのは三番でありますので、時間の関係で三番に移らせていただきます。「注文」というふうに書いてありますけれども、ここでは三点ばかり申し上げようかと考えております。

第一点は、法案を拝見しますと、運用主体が都道府県及び政令指定都市ということになっております。御承知のように、最も身近な基礎的自治体は市町村でございます。市町村は住民と最も接しやすいう立場にあるわけでありまして、地域の実情を一番よく知っているわけでございます。しかしながら、住民の行動半径が広がっているということも事実でありますし、大型店ができた場合のその影響も一自治体の区域を超えているということも一方事実でございます。しかしながら、今の法案では、とにかく都道府県、政令市に最終的な運営主体の権限を与えている。

私は、これからの地方分権を考えた場合には、市町村に重点を置いた方がよりきめ細かい行政ができるのではないかと、基本的にはそういうふうな考えをしております。しかしながら、先ほど申し上げましたような、それを原則としつつも例外的な場面というものは当然のことながら出てくるであらう、こんなふうに考えております。

二つ目は、意思決定における住民参加、そして情報公開という問題でございます。

先ほど二番の「都市計画法改正の意義」とのところでも、特別用途地区のメニューが改正案によりましてなくなりました。自治体が自由に特別用途地区をみずからの意思と判断で指定することができると、こういうふうに書いてございます。自治体がみずからの意思と判断でできるということは大変なことではございまして、地方分権を進める上からでも大いにこの点は評価したいところでございます。

この場合に、それを決めるに当たりまして、どういう地域をどういう特別用途地区に決めるのかといったことに関しまして、やはり徹底的に住民参加ということを進める必要があるのではないかと。一口に住民と言いましてもいろいろな立場の方がおられるわけで、そういうさまざまな消費者、商工団体の関係者、そのほかさまざまな幅広い方々を含めて住民と言わずにいただいても、この住民の方々の意見をどう反映させていくのか、これは大事な課題であらうというふうに思っております。

それから、それを決める場合に、こういうふうな決まったというその結論だけを住民に提示するのではなくして、その意思決定過程をも随時開示していく、こういう姿勢が大事ではないでしょうか。

私、これまで世界の都市を七十か八十ぐらい回りまして首長の方々と意見交換してありますけれども、フランスのモンペリエで見聞したことなんです、まだ最終的に決まっていなかった都市計画の案件をパンフレットにしまして、そしてそのパンフレットに担当の公務員の方の顔写真が入っているんです。まさに顔の見える行政なんですね。日本の行政ですと、例えば住民が何か言いたくても、結局一種の集団主義といえますか、役所の中のだれに言っていいたくないというふうな

なことがあるわけですが、どうぞ私に言うてくださいということでは、何かボーズをつけたような顔写真が載っていて、電話番号とか住所等が載っている。そうしますと住民も意見を言いやすい。

それから、モンペリエの新市街地の一番の目抜き通りのところに市役所の都市計画の展示コーナーのようなものができておまして、そこへ行きますと、これからできる地下鉄の路線の計画であるとか都市計画の全体の計画がパネルとかさまざまな形で出ておまして、それについて紙と鉛筆が用意してあって意見を言えるとか、そういう形にもなっております。

日本での情報公開は、自治体は進んでおりますけれども国段階ではかなりおくれられている部分があるわけですが、情報公開を具体化していくためには相当の工夫が必要ではないか、こんなふうに考えております。

最後になりますが、三番目でございます。

この問題は、広くこれからの町づくりのあり方ということでも物を考えていく必要があるのではないかと思っております。これからの町づくり、つまり北海道から沖縄まで日本列島は広いわけですが、各地方を歩いてみますと、首都圏、近畿圏あるいは福岡とか中核都市以外の地域では相当の地域の疲弊が目立っております。やはり、日本列島北から南までどこに住んでいてもそこに住んでいてよかったと思えるような地域、つまりどこにいても人々が生き生きと暮らしている、そういう地域をつくるのが基本的に大事であらう、この問題もそういう視点の中でとらえるべきではないかと、こういうふうに思っております。

十八分になりましたのでこれで失礼いたします。どうもありがとうございました。

○委員長（関根則之君） ありがとうございます。次に、五十嵐教育参考人をお願いいたします。五十嵐参考人。

○参考人(五十嵐敬喜君) 私の意見を申し上げたいと思います。

今、井上参考人からも市町村を中心とする自治体が主役になることについてというのを主に話されたいけれども、私もその観点から少し意見を述べさせていただきます。

御承知のとおり、地方分権が言われておりまして、もうじき国会に地方分権推進計画というものが提出されます。この問題もその中の一環として討議されると思いますが、実は地方分権推進計画以前に各種個別法で地方自治体に対する授権が徐々に進んでいくことに注目しまして、その観点から改めて今回の法案と同時に地方分権推進計画も眺めていただきたいということを申し上げたいということでもあります。

第一番目に、一九九〇年代にいわば福祉行政に関する先取りがありまして、福祉八法に基づく福祉マスタープランというものの策定権限が自治体に与えられました。これがいわゆるマスタープラン行政の最初と言われるものであります。法的に細かく言いますと、いわば福祉行政に関する機関委任事務を団体委任事務に変えるということになります。地方分権推進計画ではこれは自治事務になります。より自治体の自由裁量性がふえていくという形になります。

それから、今回の都市計画法改正の中に含まれております特別用途地区を含めまして実は一九九二年に都市計画法の抜本的改正がありまして、その際でも自治体に対して都市マスタープランをつくれということが法定されました。これが都市行政におけるマスタープラン行政の始まりであります。

三番目は、一九九三年でありますけれども、農業経営基盤強化促進法による農業マスタープランというのがあります。これは農業におけるマスタープランの策定が義務づけられたということでありまして、同じ年に環境基本法が改めて制定されました。そこでも自治体に対して環境マスタープランの策定が義務づけられたということでありま

す。

今回、中心市街地活性化法によりまして商店街のマスタープランをつくれということが義務づけられたということでもあります。いわば自治体にとって非常に重要な要素、農業と都市、環境と福祉、そして商店街についてすべて自治体がマスタープランをつくることになったというのが今回の一九九〇年代以降の非常に大きな特徴であります。これは地方分権推進計画におけるよりもはるかに実は前進している部分でありまして、これをどう見たらいいかというのが大きな課題になるということでもあります。

政府行政、中央政府における行政と自治体行政の違いを申し上げますと、政府の行政は、今言ったことに限らず、例えば社会福祉といきますと厚生、それから都市計画といきますと建設、環境、農水、そして通産という形でばらばら行政でありますけれども、自治体から見ますとこれはすべて一体であります。大きい自治体はもちろん一部国の行政の縦割りシステムを受けまして個別になりますけれども、小さな市町村段階になりますと、これらを全部一本化してつくる、総合行政に転化するということです。

つまり、商店街の育成方法も、片一方で農業をにらみながら、片一方で環境をにらみながら、片一方で福祉をにらみながら商店街の育成に関するマスタープランをつくるというふうにして一本化されるということでもあります。これを前提としてまず考えていきたいと思います。

先ほど井上参考人からお話がありましたけれども、先生方皆さん御承知のとおり、私自身も見てまいりましたけれども、商店街の疲弊というのは非常に極端に進んでいる。とりわけパブル以降、物すごい形で進行していて、とどまるどころを知らずという感じであります。

幾つかの原因がありまして、一般的に言いますと自治体における高齢化や過疎化というのがありますし、もう一つは今回の大きな話題であります大規模店の出店というのがあります。しかし、

それを含めましてさらにもうちょっと幾つかの共通要素があるというふうに私は思いました。

これは幾つかレベルを分けてお話ししたいと思えますけれども、原則的に都市空間の問題がございまして、道路が非常に広いというのがあります。銀座など幾つかの日本の代表的な商店街を除きまして、一般的に言いますと道路の広い商店街は余り盛んではありません。むしろ道路は狭くの方がいいと思います。とりわけ道路空間の使い方が、例えばバリなどを見ていただくとわかりますけれども、テナントを出したり、ベンチを出したり、いすを出したりして、単なる車が通過するといふだけではなくて、ある種の劇場空間といえますか、そういう形で演出しております。それが商店街の活性化に結びついているというふうに思います。

〔委員長退席、理事上野公成君着席〕

二番目は、これまでの都市の形成にかかわるわけですけれども、町の真ん中にどうも商店街がないという感じが非常に気になる。田舎になりますと一階が商店で二階が住宅であります。もうちょっとここに高齢化社会を先取りする形である施設を集める工夫をする必要がある。人を引きつける施設、とりわけ高齢者対策の施設、特養ホーム、ショートステイ、リハビリ等の施設など、あるいはそれに関連するボランティアや役所の施設、さらに言いますとコミュニティセンターや集合によつたら大学の課外教室などもそこに集中したら非常に人が集まる空間になるだろう。今の商店街というのは、どうも商店ばかりが集中していて、人を集める吸引力に欠けてきているのではないかとこのように思います。

三番目、これは日本の都市のどこにでも見られることであります。とりわけ地方都市に行けば行くほどそうでありまして、これが中心商店街を全部通過するという形になっております。いわば郊外における大規模出店、自動車社会というものを前提にしてつくられたある種の商店コンセプ

トということでもあります。これはそのまましておきますというんな意味で社会的にもひずみをもたらします。まず、車を使えない人たちにあってこれは凶器でありますし、何よりも公害の問題もありませんし、町自身の空洞化でありますので、これをもう少しイメージを変えて、将来の都市を考える場合には車社会でない都市を考える必要があるということでもあります。

世界の各都市を見ますと、最近非常に変わった現象が見られるようになりました。それは路面電車の復活ということでもあります。全世界の都市に路面電車が復活しております。いわば自動車に頼らないで、しかも低公害で、しかも地下鉄などと比べますとはるかに安い、十分の一以下の値段だと思えますけれども、それから、身障者などに對しても車いすのまま乗り入れられるような路面電車があります。これなどを日本でもし配備するようなことがありましたら商店街のイメージもがらんと変わるだろうと思えます。つまり、その路面電車の乗降地点に商店街の入り口などを設けると、今のコンセプトと全く違う都市空間ができて、商店街の流れは全く変わってくるのではないかとこのように私は思います。これを二十一世紀都市の姿として想定したい。

〔理事上野公成君退席、委員長着席〕

自治体のマスタープラン、先ほど言いましたいろいろな要素が含まれた自治体のマスタープランで今の町づくりに挑戦してみようかと仮に考えると、何が一体枠になってくるかということが今回の改正の一番大きい問題じゃないかと私は思うわけですから、最終的にいろいろな要素は、どこでも、アメリカが特に中心であります。マスタープランにいろいろなことが集約されて、都市計画手法というのが非常に大きいんだらうと私は具体的に思っています。

先ほど井上参考人も言っておりましたとおり、いわば立地規制、商業調整よりは世界の潮流は商店街の活性化の都市計画手法ということが原則だと思えます。ただ、日本の場合にはこれが非常に

あいまいであります。なぜあいまいかといいますと、ヨーロッパやアメリカを含めまして、外国へ皆さん行ってみられるとわかりますし、現に事前に配られた産業構造審議会流通部会と中小企業政策審議会流通小委員会の合同会議の海外調査報告書というのを見ていただくとわかりますけれども、郊外には大規模スーパーはほとんどないということが紹介されております。それは明らかに都市計画によって立地規制しておりますので、むしろ都市の真ん中の方向に誘導するように、つまり対立する形に、協調して誘導するように都市計画を行っているということでもあります。

多分、日本の商店街を活性化するためにもそういう手法が必要だと思いますが、果たして今回の特別用途地域の都市計画手法でそれができるかということになりますと、これは完璧にできません。なぜできないかといいますと、単純に今回の特別用途地域は用途地域を前提として、それを補充する形で指定するという形になっておりますので、第一に用途地域の指定のないところ、つまり白地地域と調整区域に発動できませんし、特別用途地域の内部でもそれが使える部分は非常に限定されているということでもあります。できまじら、思い切って都市計画法の全面改正、つまり今回は用途地域はそのままだとして非常にスペシャルなところ、部分的なところを動かそうということですが、基本的に都市計画区域及び市街化区域、調整区域、用途地域の指定のない地域という線引きや、用途地域そのものについてと自治体が自由に都市計画手法を活用できる方法を考えないと対抗できないだろうというのが第一点であります。

第二点は、スーパーコントロール手法がありまして、これはアメリカやドイツやイギリスやフランスですべて異なるわけですから、いずれにしても建築確認とか開発許可という手法を使うということが前提になっております。

日本の場合はこの建築確認や開発許可が非常に変形でありまして、後でもう一点つけ加えますけれども、

れども、いわば全体的なマスタープランに適合するように建築確認や開発許可を使うということが不十分であります。ほっとおきますと、せっかくマスタープランをつくって、絵としては非常にいいんだけれども、現実には建築確認申請や開発許可が出されるとそれと全く違うもの、そのマスタープランに定めたものをば壊すようなものを確認せざるを得ないということが出てくるということでもあります。

二番目は、先ほど言いましたように、道路を狭く使うあるいは新しい路面電車を導入するということに、従来の建築基準法や道路法あるいは交通行政というのはそれぞれ欠点がございます。従来の考え方によりまして、近代都市計画あるいは近代建築の理論というのは広い道路をつくる、広い広場をつくる、あるいは大きな建物をつくるということに関しては非常に適合的でありますけれども、むしろ狭い道を狭いなりに使うというようなどいものという発想でありましたので、広い方向についてはいろいろな手段があるんですけれども、狭くつくるといふことについては必ずしもうまくいかない。それで、建築基準法や道路法など全体として自治体の自主権限、つまり国が持っている非常に大きな権限のところに對して、狭く使う方法、あるいは交通は原則警察でありますけれども、それをもっと町づくりの観点から使う方法を考えていかなければいけないというふうに私は思っております。これが第二点であります。

第三点は、このマスタープランを実施する組織の問題であります。先ほど言いましたように、今はマスタープランばかりでありまして、いろいろな行政が自治体においてありますけれども、小さな町、市町村ぐらゐになりますと、多分これは別々の課ではなくて町づくり課などに一本化されるだろうと思ひます。その一本化された上で実施しないとともこの商店街の活性化はできませんので、一本化した上でのおの、例えば福祉関係でいきますと保健所だとか、あるいは建設でいきますと地元の建設土木とか、あるいは農業の問題でいきますと農協など、いろいろなものをコーディネートしないといふ町づくりというのはうまくいきません。その際、コーディネート、いわばタウンマネジャーといふものが今回も出てくるんですけれども、タウンマネジャーについてより一歩前進した組織論を考えられなければならないことでもあります。

すとの建設土木とか、あるいは農業の問題でいきますと農協など、いろいろなものをコーディネートしないといふ町づくりというのはうまくいきません。その際、コーディネート、いわばタウンマネジャーといふものが今回も出てくるんですけれども、タウンマネジャーについてより一歩前進した組織論を考えられなければならないことでもあります。

今回、国会でNPO法がつくられました。市民の活動に対して法人格が与えられるようになります。しかし、商店街を本場に活性化するためにはある組織をつくらなければならない、これは不十分であります。なぜ不十分かといいますと、NPOはお金を扱わなさいけません。それから、他人の権利や義務に対してタッチすることがあります。それから、大きな予算も使えます。つまり、ある種の営利団体としての特性も備えないととてもこの商店街の活性化はできません。ある場所では、商店街の敷地を全部そのNPO町づくり会社が借地権で借り上げまして、そこでNPOの名前で建物を建てまして、そのNPOの名前でそれを他人に貸すという形にして町づくり全体をしようというのを試みられておりますけれども、今までのNPOの概念でいきますと、貸したり借りたりする、営業を行う、あるいは税金上の免除を受けるというようなことについては不十分であります。これも早急に解決する必要があるだろう。

つまり、今回成立したNPO法に対して、もうちょっと営利活動もやってよろしいというところまで進めないとだめだ。多分、外国で成功している事例は、この町づくり会社が活躍しているところが非常に多くございまして、そこではこれについてはみんな税制の特権を持つし、営利権を認められるということになっているはずであります。

これらが差し当たり要望したいことでありますけれども、もう一つ、今回国会に建築基準法の一部を改正する法律案というのが出されております

で、その中にこの町づくりに関係する非常に重要な論点が含まれております。

それは、従来、建築主事という資格の人が建築確認をする場合に、すべて役所に持っていて役所の建築確認を受けて、竣工検査もそこで受けるというふうなシステムになっていたのを、ある種合理化といひますか、今の言葉で言いますと民営化といひますか、そういう形で、正式に言いますと、指定確認検査機関というものを設けて、そこに一部建築確認業務をゆだねてもよろしいということが今回国会に提案されております。一般的に言いますと、二、三千人の建築主事が百万件を超える建築確認申請をこなすわけですから、これ自体は非常にヘビーなことでありまして、民間委託そのものは結構だ、私自身はそれは否定いたしません。ただ、問題は、町づくりの観点からこれをどのように統一的に活用していくかということについてもう工夫が必要だということでもあります。

それはなぜかといいますと、自治体が町づくりマスタープランをつくりましたときに、それが実行力あるのは、建築確認や開発許可申請が出されたときに、その時点でそれぞれの自治体の持っているマスタープランに適合するようにいわばお願いし、行政指導し、場合によってはコントロールするということになっているということでもあります。

これは世界じゅうどこでもありまして、この調査団が行きましたヨーロッパあるいは北米も行ってありますけれども、全部窓口のところでもマスタープランへの適合審査をするということになっておりまして、審査しているわけですから、これが民間機関にばらばらにされますと、マスタープランでやろうとしても、片一方で知らないところでいつの間にか確認がおりてきて、いきなりそのマスタープランと違う建物が出現する、あるいは開発が行われるということがありますので、これを建築主事そのものについて町づくり専門官という形に位置づけまして、非常に機械的な、メカニク

中小企業庁が商店街実態調査報告書というのを
出しておるわけですけれども、これは昭和四十五
年に、停滞ないし衰退ではない、繁榮していると
いう商店が三五%だったんです。ところが、ごく
最近のやつだと九五%は衰退ないし停滞だと。
しかも、これは単純な話ですが、紙に書いておきま
したけれども、全小売業の七〇%程度は商店街に
属している。そうすると、日本の全小売業の七
〇%が衰退ないし停滞の状況にあるというのは大
変な問題だということなんです。

四番目は、今お話したとおりでございます。例えば高齢者に対するサービスというのは、今商店街にいる人たちがやるのが一番いいんです。ですから、そういうようなチャンスをつくれ

そういう意味で、私が一番申し上げたいのは、地域の商店街の問題というのは、一つ一つを取り上げるのではなくて、ある広域の中でネットワークとしてとらえるということが重要だということを申し上げているんです。

そういう視点から考えてみて、これは二ペー

ただ、この中で③の「商店街の熟度」を高める」という、この「商店街の熟度」というのは、商店街が商店街活性化事業をいろいろやっていく

わけですが、そういう活性化事業をやっていく経験が商店街に残らないんです。ですから、今もお話がありましたけれども、例えばタウンマネジャーみたいなものをつくっても、そこでの経験が残っていくような仕組みをつくらないといけません。

それから、三番目として「健全な都市商業への方向づけ」ということで、私が一番申し上げたいのは、先ほど言いましたけれども、商店街の適正配置というのを都市計画に落とし込んでいただきたい。これは先ほど申し上げましたが、商店街間の機能的補完関係というものをうまくデザインして、ある都市の中でどこに住んでも同じような買い物チャンスが与えられるということが重要だろうと思うんです。確かに一般論として、適正配置というのは市場メカニズムに任せればいいんだということもあるんですが、これだとかなりのロスが発生するんじゃないかというふうに私は思います。

そういうことで、商店街ないしは商業集積というのは中心地体系というものがあって、おおむねそういう体系をつくっているものです。ですから、そういう考え方を前提にせざるを得ないだろう。

それから、適正配置というのは交通体系と密接に関係しております。ですから、都市計画の中で道路を勝手につくれると商業体系が狂ってしまうという可能性が出てきます。だから、今までの道路のつくり方がそういう配慮があったかどうかということをご検討いただきたいというふうに思っています。

それで、三枚目の紙の「今回の政策転換への問題点」ということで、私が感じたことを申し上げてみたいと思います。

今もお話があったんですが、大規模小売店舗立地法というのは場所の規制、基準面積はどのも千平米超ぐらいで考えているようですが、都道府県が自由に設定できるとなると厳しい出店規制になりかねないという問題があるだろうと思います。

この問題については、やはり地域エゴの調整機構というのが必要で、そのためにはこの調整機構の中に都市計画の視点から調整するんだということが明確になるような組織体制だと委員構成に関する配慮というのがぜひとも必要だろうと思います。多分これは五十嵐先生が言われたこととはとんと同じことだろうと思います。

もう一つは、特別用途地区として中小小売店舗地区というものを設定するんだと。つまり、特別用途地区の中に中小小売店舗地区というものを用意して、それで大型店の出店規制を考えるということなんですが、どうも特別用途地区というのは広さが気になってしょうがないんです。

今、大型店の出店規制の話でよく出てくるのは、例えば右折してお店に入るといふ立地はよくないとか、それから店舗へのアクセスに住宅街を通過せざるを得ないような立地はよくないという、物すごく細かい話なんです。大型店の立地というものは、そうすると、そういう細かい話がこの特別用途地区の指定だけでうまくいくかという問題なんです。この辺はいろいろの方にお聞きしているんですが、わからないうんです。ですから、この辺ぜひ御検討いただきたい。

それから、中心市街地活性化法については、これも十分読んでわかっていないんですが、読んでみると、特定商業集積法ができなかったけれども、何かこれと中身が、違いがわからないところ、例えば特定商業集積法というのは、例の流通近代化ビジョンでハイマート構想というのができまして、これは郊外型の大型ショッピングセンターを想定しているわけなんです。その地域型というのは既にある商店街の活性化を想定しているわけですが、それが中心商店街とどういう関係になるのか、この辺がよくわからない。

それから、中心市街地をこんなふうな感じというふうな定性的に定義しているんですが、一番の問題は、中心市街地を都市計画のある場所と関連させない、案外郊外型のショッピングセンターが中心市街地という名のもとにできちゃう可

能性もあるんじゃないかと思うんです。

ですから、こんなあたり、都市計画画に中心市街地というものをきちんと位置づけるといふような工夫がないと、例の特定商業集積法と区別がつかないよというふうなこともなりかねない。

それから、タウンマネジメント機関というのが出てきているんですが、これも実は、私はこの町づくり会社というのには非常にいい仕組みだと思っていたわけなんです。中身を読んでみると、これとどう違うんだというのがあります。

全体として申し上げたいのは、商店街に対する制度的な支援策というのは非常に豊富なんです。これを活用する側から考えるとどれを選んだらいいかわからない。ですから、ちょうど私がネクタイを買うようなもので、品ぞろえは豊富なだけども選び方がわからない。これはありがたいのか迷惑なのかという話があるわけです。ですから、そういうことでそのあたりの制度的な整備というんですか、少し整理をしていただきたい。これを利用する商業者にとってわかりやすいような仕組みにもう一度洗い直していただきたい、こんなふうに思います。

私はこれで終わります。

○委員長(関根則之君) ありがとうございます。次に、伊藤公一参考人をお願いいたします。伊藤参考人。

○参考人(伊藤公一君) 伊藤でございます。

最後の者が時間的に割を食うおそれがあるんですが、十五分よりも多少協力的にはしよれるのではないかと思います。

私は、流通政策の専門をやっております。主に欧米の流通行政、これを研究しております。その国際的な視点から見て、日本の流通行政なんかよく大店法廃止後あるいは廃止と関連させた三法案、これについて若干コメントをしたいと思っております。

まとまったレジュメを用意できませんでしたが、ちょうど私が「商工金融」という雑誌の六月

号に、これは商工中金が出しておりますが、そこに巻頭言として書かされた原稿が私の言いたいエッセンスでございます。そのタイトルが「流通行政の転換」、しかし「似て非なる」日本とイギリス、こういうサブタイトルをつけている。

流通行政というのは、ヨーロッパでは九〇年代に入りましてからかなり転換をいたしました。一口で申しますと、今までは特に大型店に対する規制というのは非常に緩やかであった。だから、郊外型の立地、郊外のショッピングセンター、こういうものがかなりヨーロッパで緩やかな規制しかなかった。ところが、九〇年代に入りますと非常に大型店に対する規制が厳しくなってきた。これは、フランスのロワイエ法改正、それからこれから申し上げますイギリスの政策転換、ベルギーの九四年からの政策転換、代表的に三つの国で大きな転換をしました。それは何かと言いますと、規制を強めるということです。つまり、立地の規制を強めるということ、この方向にヨーロッパは動いております。アメリカも郊外型大型店の立地は旧来に比べますとかなり厳しくなってきた。これが国際的なトレンドだと言いつつよろしいと思っております。

それと全く違った行き方をしようとしているのが日本でございます。これがまさに不思議でございます。立地上、大型店を規制していくということについてはヨーロッパではコンセンサスができて上がっております。アメリカでもかなりそういう状況。これがともすれば誤解されて、日本に大店法があるのは、これは規制している、最もけしからぬ国であるというふうなことをアメリカがおっしゃっているようにありますけれども、事、当のアメリカは都市計画法でかなり厳しく立地制限をして、さらに、よくウォールマートというふうな巨大なスーパーが、世界一の小売業がショッピングセンターを郊外につくろうとすると市議会が反対してこれをやめさせる、こういうふうな都市も幾つかアメリカで出てきているわけです。

そのアメリカが、日本だけが本店法がある、非常に規制が厳しい、おかしい、こう言っているのはまことに解せないことであります。WTOに提訴するといふようなことを言っておりますが、イギリスやフランスで関係者から聞きますと、アメリカからWTOで我が国の厳しくした大型店の規制に対して文句を言われたことは一度もない、アメリカがなぜ日本にクレームをつけるのか基がわからなない。

要するに一口で言いますと、アメリカは、自分のところは立地制限が厳しくなっている、それからアメリカ市場、大手資本はもう飽和状態、日本とそれからアジアへの進出をねらっているわけでございます。だから、流通外資というのはどつと出てくるというのが予想されるのでございます。日本が立地制限は極めて緩やかだ、これは出やすい、しかし邪魔になるのは本店法だ、本店法は経済的規制だ、経済的規制はやっている国はごく少ししかない、だから、これはいい、ちょうど批判するのにもつてこいだということアメリカは本店法を廃止せよということをやっているわけですね。そのかわりに立地制限というのを日本で少し取り入れようという動きが出てきた、これが私の偽らざる感想でございます。

これが第一段階でございます、多くの国を比較することが時間的な関係でできませんので、最も最近大きな転換をして、日本の流通行政なかならず大型店の立地あるいは都市計画法の一部改正とか、こういう点に非常に参考になるイギリスの例を申し上げて、御参考に供したいというわけでございます。

イギリスは九〇年代に入りましてから厳しくなった。これはヨーロッパのトレンドと同じでございますが、あのサッチャー政権の八〇年代、非常に大型店の立地規制を緩めようとした。サッチャーさんは規制緩和論者の筆頭でございます。レীগン政権と同じようにさまざまな規制を解く。その一環として、都市計画法上大型店の立地制限を余りにも厳し過ぎるから緩やかにしよう

うと、こう言ったわけですね。

ところが、その結果何だったかと言いますと、他の産業分野ではイギリスはおかげで規制緩和の結果非常に活況を呈しました。しかし、都市計画の上で言いますと、町は非常に寂れてしまった。郊外に大型店がどんどんできるようになって中心市街地が空洞化してしまふ。日本の空き店舗率なんて比じやございません。三〇％、四〇％という空き店舗ができておる。シェフィールドしかり、バーミンガムしかり、主要な都市では町は荒廃している、犯罪も起こりやすい、こういう状況に立ち至った。

ところで、九二年に折しもリオデジャネイロで地球環境会議というのがございました。御記憶だと思ひます。そこで主張されましたのは、地球環境を守つていこう、その一つは大気汚染、これができる限り抑えていこう、そして持続可能性のある発展、サステイナブルディベロップメント。つまり、どういふことかと申しますと、これはいろいろないまいな概念で持続可能な開発という概念は使われておりますが、要するに都市環境と歴史遺産の永続性という概念が非常に強い。イギリスではそうでございます。だから、車を減らせ、市の中心街を荒廃させるな、これは両輪になつてい

る。そのために何を確保すべきかという、これは都市計画上厳しく小売り集積の配置を決めるべきである。時間的制約がありますから細かいことは言いません。イギリスは九六年から大幅な規制強化というものに転じたわけでございます。

お手元にレジメがあると思ひますけれども、まず九六年に全体の都市計画の指針、これはプランニング・ポリシー・ガイダンスといひますが、その一番目です。いわゆる総論です。そこで三つの原則が出されました。

【委員長退席、理事岩井國臣君着席】
一つはサステイナブルディベロップメント、持続可能な開発だ。それから、二つ目はミックスドユース、つまりいろいろな用途を取りまぜてミッ

クスドユース、土地の混合使用によって中心市街地を活性化していこう。住宅は住宅、商業は商業、こういうふうではない。三番目がデザインです。景観を保持しよう。

その全体計画の中ではつきり大きな政策指針として出されたのがこのタウンセンター、中心市街地を維持して活性化させる、これが基本方針として認められたわけですね。

それで、それを受けまして、大規模小売開発についての指針が九六年に政府から出されました。プランニング・ポリシー・ガイダンス、六番目です。十三番目が運輸でございます。一からずっとありまして、二番目が住宅、三番目はどここと。六番目が小売開発の指針でございます。これは手にしておきますけれども、この指針だけでもA4二十ページぐらい、非常に細かく指針が出ております。

そこで、基本になる目的というのが、とにかく中心市街地の活性化を図るというのが第一番目です。

それから、競争は制限するんじゃない、立地の限られたところで、つまり立地の限定されたところで競争はしなさい。あつちこつちばらばらにして競争するんじゃない、これは町を壊すから。町の中心部に大型店も出ていらいしやない。そして、その中で商店街とも競争しなさい、これなんです。だから、競争を否定していることにはならない、これが二番目です。

三番目は、なるべく車を使わせないような施設、開発にすべきである、こういうのがあつた。

四つ目が、だれでもどんな人でも、車を使わない人でも高齢者でも身体に障害のある人でも、イージーにアクセスできる。ちよつとげたを履いて、向こうはげたは履きませんけれども、とことと出かけていって買い物ができる場所、これも確保しなさい。だから、イージーアクセス・フォー・エブリディブルなんです、どのような人でも。だから、車で行く人だけが便利大型店、こういうものはむしろ、否定的とはいひま

せんが、これは一部の人だけの利便になる。そういう意味で郊外型をつくるということは、環境の面でも車使用の面でも、それから一部の車使用ができる者だけの利便という意味で抑制的になつたのでございます。

それで、それに関して非常に注目されるのは、すべての開発、特に小売の大きいやつは全部許可が要するんです。これはすべて小売施設に限らずイギリスは許可です。しかし、原則は何といつても果、日本で言うところの、向こうではカウンティといひます。カウンティを含めた大きな地域で、どこにどの地域に小売集積を持っていべきか、五年後十年後にはどれぐらいの需要がふえそうかといふことを見計らつて、日本で言うところの地域、四つの果ぐらゐ、ここであつた小売集積の配置をすべきかといふのをきちんと決めます。それを受けて果が、あそこには大きいのがあつたらうちは小さい、これぐらゐだ、この配置を決めます、その下で市町村がじゃこはうちはこれぐらゐ、こういうふうになきちんと整合性ができている。

中心部というのはやはり買い回り品を置かなきゃいけない。だから、郊外型ショッピングセンターで市の中心部に人が集まつて買つような専門品やいわゆる高価な物、こういうものと競争するものは置かないという、要するにどういふ物を売るかきちんと決めて指針を出しています。

それから、ロードサイド店はいけません。ディスプレイ・ストアはいけません。なぜかといふと、道路のわきに来る。これは市の中心部とは全然関係のないものだ、こういうものはいけません。しかもそこで消費財を売る、これは市の中心部と競争するからだ。

じゃ、どういふものが郊外へ出ていった場合に認められるかといふと、一つは車で持ち運ばなきゃならないような重い物、これはよろしい、やむを得ない場合だと、こういう限定をしてしまふ。あとの施設は第一に市の中心部にスーパードアとデパートであつて来べきだ。そこで

競争する。やむを得ない、それでも土地がない場合はその第二段階の市内のどこかだ。それでもやむを得ないときは市の縁だ。一番最後が郊外だ。これはもう万やむを得ぬときに認める。すべての小売施設について、大型店についてこういう原則を持っております。これをシークエンシャルアプローチ、優先順位方式と申します。それがあって初めて市の中心部は市街地活性化はできるのでございませう。イギリスの今中心市街地はほとんどよみがえりつつあります。日本の何分の一の予算でやっております。

それは、関係者と話をしましたら、都市計画で立地を制限しなくて中心市街地活性化をどうやってやるか、これが前提だとだれでも言っております。その国を挙げてのポリシー、これできっちと政策を立てて、地方、それから県、市町村、こういうレベルできっちりした方針を固めて、そして中心市街地の活性化に取り組んでいく。ですから、非常によみがえって見違えるようになります。

日本はこういう中心市街地活性化法がありますけれども、どこかのまねをしたんだと思っておりますけれども、まねをしても、その仕組みがなかったらお金をつぎ込むだけだというふうな、商店街は目先のことを考える人が多いですからつかみ金ならいいだろうと思うけれども、これは長期的に何にもならないんです。やっぱり都市計画で枠をつくらないで中心市街地活性化はできない。

それから、環境問題と言っているんだけれども、徹底的にこれを商業の施設についても貫徹していかなければならぬ。こういうことがイギリスで言われておりました、日本の実情を話したら、極めてこれは難しいな、日本のように余り都市計画がしっかりしていない国では仕方がないかと非常に同情しておりましたが、うちがこんな金をもたらうならすぐ市の中心部はよみがえるといふ、こう言っておりました。それでは、時間がございませぬのもう話をやめますけれども、外国の事例を御参考にしていただ

だいて、ぜひとも都市計画の上でやはり規制をしていく。これは経済的規制ではないんです。ディレクションに反することではないんです。規制はすべて悪いというわけではあり得ないということですよ。

以上でございます。

○理事(岩井國臣君) ありがとうございます。以上で参考人の方々からの意見聴取は終わりました。

それでは、これより参考人に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○上野公成君 自由民主党の上野でありますけれども、きょうは御苦勞さまでございませう。

私は、井上参考人に幾つかお尋ねをさせていただきます。

まず、いろいろの中心市街地あるいは大店法の議論がありましても、きのう連合審査というのがありまして、うちの委員会と経済・産業委員会と共同で審査をしたわけです。

そのときに、こちらにおられます山崎委員が言っておられたのですけれども、いろいろ言っているけれどもこういう経済状況では国全体のパイは大体もう決まっています。そのパイの中で、大型店といいますが郊外の方がどんどん大きくなっているわけでありまして、それから中心市街地の方という既存の商店街の方は少し小さくなりつつあるわけでありまして、そのパイの問題が一緒だとすると、どうしてもこれは中心市街地の方の勢いを少しよくさせようというふうな、全体としてはということになるんじゃないかと思ふんです。

その辺の全体の消費のパイといいますが、中心市街地とそれからその外というのはどういうふうになるべきか、はっきりもう中心市街地は中心だというふうに決めてやっていただく方がいいかどうか。その辺のお考えを先生の先ほどの意見の前提としてちょっとお伺いしたいので、いかがでしょうか。

○参考人(井上繁君) パイが一定であるかどうかというのはなかなかこれは難しいところだと思ひます。確かに今の景気の情勢からいいますと購買力が落ち込んでおりますけれども、ただ日本はかなりたんす預金もあるわけですし、それをいかにして吐き出させるかという、これはやはりその時代時代あるいは消費者のマインドによって変わってくるべきものであらうと思っております。

それで、この商業機能の配置が中心市街地と郊外とどういうふうにあるべきかというのが今の御質問の趣旨だと思ひます。これは、あつたところか、あるいは例えば東京の銀座みたいなところか、あるいは同じ東京でも郊外部、地方都市、それからかなり中山間地域で人口の少ないところと、多様な都市の形態がございますので、今の先生の質問に日本全体としてこうあるべきじゃないかというふうなことはちょっと申し上げにくいわけでございます。

○上野公成君 確かに大変お答えしにくい質問をして申しわけないんですけれども、私がなぜそんなことを言ったかという、中心市街地はパイはそんなに大きくない、郊外の大店店というものは本間に便利ですから、みんな車社会であればから、なかなかそれに対抗するのは並大抵のことではできないんじゃないかという前提でちょっとお聞きしたわけです。

たしか、今先生の言われた中にたんす貯金というふうなことが出たわけでありまして、これは五十嵐参考人やほかの先生からも出たと思ひますけれども、高齢者を市街地の中心部に呼び戻すというふうなことが思ひます。今までも私も多少は公的な再開発というの、今までも私も多少は関係してきたことあるんですけれども、住宅中心の再開発というの、かなりうまくいくんですけれども、商業が活性化するように再開発というのにはなかなかいかんんです。商業再開発で公的にかかわったもので本間に大成功だというのは私は余りないんじゃないかと思

うんです。むしろ原宿なんかは、御承知のように前はああいう町じゃなかったわけですが、商業デザインみたいな人が、どこからか一つのおしゃれの店を始めたから、次の人がまねをしてという、あつたという間にああいう特色のある町といひますか、そういうものができ上がったわけでありまして、全体の状況が厳しい中で、相対的なアイデアがないと本間に成功するということとは難しいんじゃないかということを考えるんです。

先ほどから、高齢者の施設をあれするとか、お祭りとか、人が集まるようなものとかということはお話に出ていたわけでありまして、どんなことをしたらそういうアイデアが結果できるようなことになるのか。また、これは公的に計画を立てたりしてやるわけですから、だれがその評価をできるか。つくってみて、やってみて、だめだと、どなたかお話がありましたけれども、これじゃしょうがないわけでありまして、どういふような評価をしたらいいか。

ですから、どういふふうにアイデアを出すようにして、それをどういふふう集積して、だれがその評価をしていくか、その辺のことがないと、法律の仕組みとしては仕組みですけれども、本当の意味で中心市街地が活性化することにはなかなかつながらないんじゃないかと思ひますけれども、御意見はいかがでしょうか。

○参考人(井上繁君) 中心市街地の活性化は大変大事な問題だと考えております。

それで、いわゆるハード面だけではなくて、上野先生御指摘のようにそれをどうコーディネートしていくか、運営していくかという問題がある意味ではハード以上に大事ではないか。そのためには、とにかく自分の仕事は忘れても、地域のため、商店街のために活性化に力を尽くそうというふうな、本心に気持ちの入った人材がどれほどその地域の中に出てくるか、この辺がやっぱり一つの大きなことかなと。タウンマネジメントという考え方がありまし

て、例えばアメリカのデンバーなどでは、ひとこ
ろやはり郊外型の店が多くなって、中心市街地が
大変衰退した。それが今かなりまた盛り返してい
るわけですが、商店街関係者それからそこに
土地を持ってる地権者だけではなくて、そ
こで生活をしてる住民もまたそこに、つまり株
主として参加をしまして、そしてその地域の活性
化に力を入れているというふうな事例もございま
す。

コーディネートするのも、それからそれを評価
するのも、やはりそこに住んでいる広い意味での
住民の方々、この気持ちが一つになるというこ
とがやはり大事なのかなと、こんなふうに思っ
ております。

○上野公成君 同じことを岩澤先生に。

○参考人(岩澤孝雄君) 先ほど私の紙で、二枚目
の(2)の③、「ヘッド偏重の商店整備の限界」。「商店
街の熱度」を高める。実は、この熱度というのが
今おっしゃった概念でありまして、商店街の熱度
が高いということは、その商店街がいろいろな活
性化事業をやるわけですが、その活性化事
業をうまくできる商店街、それから熱度が低いと
いうのは、うまくできない商店街。

それから、熱度ですから、高い、中くらい、低
いというのがあって、それから活性化事業にも難
しい、易しいというのがあって、熱度が低い商店
街で難度の高い活性化事業は無理だ。例えば、再
開発事業をやるんでも大体十年ぐらいかかるん
で、発意してから、その間、大体週一回ぐらい
会議をやらないと再開発事業というのは実現でき
ない。そうすると、それくらいの長期間、毎週一
回ずつ商店街の方々が集まって、それを十年間維
続するというのは物すごく大変なことなんです。
ですから、仕組みができて、その仕組みをそ
うやって実際に動かしていく人たちがいないとど
うにもならないということは事実です。ですから、
先ほど私が申し上げましたように商店街の熱
度というのは、レポートがありますので必要があ
ればお届けいたしますけれども、この概念という

のは私は物すごく重要だと思います。

○上野公成君 今、両先生からお話がありました
ように人が大事なんですね、再開発も。私は同和
関係の再開発をやっていたんです。これは非常に
圧力団体が多いんです。ですから、本当に喜んで
やっているかどうかは別として、それが非常に力
になって、それで進みます。

それから再開発も、商店街に本当に熱心な人が
いますと、やはりそのことで進みます。そう
じゃないと、なかなか任意の相当の熱意のある人
あるいは何かの外圧みたいな、外圧と言うと
ちよっと言い過ぎですけども、そういうものが
ないと今お話がありましたように十年もかかるわ
けですから、なかなか進まないというのが大きな
あれなんです。

それで、先ほど地方分権というお話が出まし
た。私もこの委員会で、市町村長が今度はせっか
くつくるわけですから、そういう制度ができたわ
けですから、県はもう口を出さなくていいじゃな
いかということとを私の意見として申し上げたん
です。県がつくるものを国も余り口を出さない方
がいいんじゃないか。どうしても国に都市計画の権
限として残すんだら、国の権限として持つて
いて、調整は必要ですけども、責任はもう国で
やるか都道府県でやるか市町村でやるかというこ
とで、さっき井上参考人も言われたように、今度
は市町村に権限がいくということを大変評価され
たわけでありまして。

そこで問題になるのは、本当に市に力がある
か。市に力があるかというところ、市の職員と県の職
員とかということじゃなくて、今言われたように
熱心な職員というのが育っていくような土壌とい
うものが本当にその市町村にあるかどうか、それ
が一番の大きな決め手になるんじゃないかなとい
うふうに思っています。

それともう一つ、先ほど株主というふうな話
がありましたけれども、何かを決めても成功する
しないかというのは本当にわからないんです。
やってみないとわからないというところがある

あるから、先ほどの株主というお金を出した人
が公社みたいなものをつくって、何か第三セク
ターをつくって、それが自分の仕事として損をす
るかもしれないかわからないというのでやるというの
が一番いいのかもしれない。その辺で、市町村
にこれから本当にそれだけの能力があるというこ
とが必要なのではないかと、そのために何が必
要かということですね。

それからもう一つ、こういう計画を認めて本
当に成功するかどうかわからないものやっていると
わけですから、そのためにはうまくいかないとい
損をするとかという何か仕組みみたいなものがない
とだめなんじゃないかと思うんです。
時間がありませんので、井上参考人だけにお伺
いします。

○参考人(井上繁君) 上野先生の御質問の第一
は、市町村に能力があるや否や、こういうことに
関連したお話だったわけでございます。

私も現在の特に町村等の現状を見ております
と、確かにそういう点で危惧しない面もないわけ
ではないんですが、やはり自主的な市町村の合併
というものが将来的には視野に入れなければいけ
ないと考えております。

特に、自治体における専門職員をどう確保して
いくかという問題がございます。その場合に、地
方自治法の改正で三、四年前に広域連合という制
度が出てきておりまして、これはかなり可能性を秘
めたものだと考えております。特別地方公共団体
ということでも国や県から一定の権限の委任を受け
ることもできますし、一部事務組合よりは進んで
おりますので、例えば利害の錯綜しがちな調整機
能も自治体より広域連合の方にやってもらうとい
うのは一つの方法ではないかと、こんなふうに考
えております。

以上でございます。

○上野公成君 終わります。

○岡崎トミ子君 きょうは、皆様、お忙しいとこ
ろ都市計画法の参考人をお引き受けくださいまし
てお越しいただきましたことに感謝を申し上げます

す。

私は、日本じゅうで商店街が疲弊をして力がな
くなって元気がなくなっているという大変深刻な
中で、従来の日本の都市計画制度、土地利用計画
制度が本当に機能しなくなっているという問題
意識を持ってこれまでの審議にもかかわってまい
りました。きょう参考人の皆様方のお考えを伺っ
て、ますます地方への権限と財源の移譲、そして
また住民参加の必要性、このことが大変重要だと
いうことを勉強させていただきました。

(理事岩井國臣君退席、理事上野公成君着
席)

まず最初に、伊藤参考人に伺います。

日本とイギリスがともに最近流通行政の転換を
行いましたけれども、その内実は似て非なるもの
だということもございました。イギリスでは、都
市計画で大型店の立地の個別審査というものが中
心市街地の維持活性化の政策の前提だということ
なんですけれども、この規制に対して国民、産業
界のコンセンサスは得られていないんじゃないか。
○参考人(伊藤公一君) それでは、知っておりま
す限りでお答えいたします。

イギリスにおける実情をつまびらかにすること
は私もちょっとできないんですが、九六年からこ
の規制を厳しくしてやった。これはもちろん政府
の委員会でも何回か討議をされて、そして公聴会へ
もかけられて、非常に密度の高い討議が行われて
このプランニング・ポリシー・ガイドラインが改定
された、こういうふう聞いております。

そこで圧倒的にコンセンサスが得られた要因と
いうのは、商店街とか中小小売という観念がほと
んどないんです。つまり、町の中心部はこれでは
がたがただ、シビックプライド、市民としての誇
り、市民としての帰属意識、アンデンティ
ティ、この二つのためには、商店街はもちろ
んだけれどもほかの施設も、いろいろレジャー施
設、公共施設それからレストランであるとか、人
々がここへ集まってきて、食べ、飲み、芝居を
見る、そういう楽しい場所、そして市民の中心的

なシンボルというのにしたい、これについてはほとんど異論がなかった。

その反面で、それでは規制される側の産業界、立地規制であるとか、これはもちろん激論が行われなければならない、環境問題とその中心市街地というところに直面しますと、大手のスーパーの経営者たちも、やっぱりそのとおりだ、自分たちも中心市街地の活性化を図らなければいけない、それから郊外の大型ショッピングセンターは手控えないければいけない、こういうふうに出ておられます。イギリス第二のスーパー、テスコの重役に伺いましたら、私どもは市の中心部へ出てきて市の中心部の活性化に一番お役に立とうと思っております。ということ、進んでお金を注ぎ込んでおります。寄附を出してありますしマネジャーも提供しております。それと同時に、郊外型というのは我々は控えるべきである、やはり環境問題を後ろに回したのでは国民から袋だたきに遭う、こういう表現なんです。

そういうことで、私が聞いております限りでは、このコンセンサスは、イギリス国民は一応産業界も市民も非常に意識が高い。高いといえますかそういう意識が強い。八〇年代に余りにもやっただ反省なんです。反省を生かして新しい手を打っているということなんです。

最後になりますけれども、結論といたしまして、コンセンサスではできているというのが関係者から聞いた限りでございます。私の印象もそうでございます。新聞等もそうでございます。

以上でございます。

○岡崎トミ子 君 イギリスでは、市町村があらゆる開発の許可をとるということが資料にもございました。日本の市町村は権限が制限されております。例えば、条例で独自の取り組みをしようとする政府は嫌がります。

市町村の果たすべき役割ということについて、簡単に伊藤参考人にお願いたします。

○参考人(伊藤公一 君) これは大変難しい御質問で、私は法律的な学者でありませんし、地方行政

についても疎いので非常に素人的な感想しか持っておりませんで、むしろ五十嵐先生の方がお詳しいとは思っています。

あくまでもイギリスのことを言ってしまうと申しわけございませんが、やはり市町村のレベルで都市計画をするというのが基本でございます。基本といえますのは、欧米ではもうこれは当たり前の常識であって、それが日本ではそうではないというところが異常であって、だから市町村に人的な能力もなかったわけです。ですから条例というものを、今の法律では聞くところによりますとこれとこれとこれに関する条例は出していい、こういう形。勝手なところ独自の条例をつくるということとは非常に難しいと聞いております。だから、地方の都市計画、町づくりについての大幅な条例を設定する権限を、条例というもののあり方にさかのぼって国の方は変えていただいて、そして自由度を高めてやらねばいけないと思っております。

ただ、やはり広域の問題でございますから、先ほど岩澤参考人が言われましたように非常に広域の問題なので、市町村が独自に勝手に条例をつくらざるを得ない問題があります。だから広域的な県あるいは数県にまたがった協議の上で、何らかのポリシー、それに基づいた条例、こういう段階でやるべきではないかと思っております。

余りいい答えになりませんでしたけれども、御容赦ください。

○岡崎トミ子 君 次に、五十嵐参考人に伺います。

きょうはマスタープランの重要性についてお話を下さいました。現状では日本のマスタープランは権利規約を伴わないので都市計画ではないというのが建設省の説明なんです。マスタープランの意義、本来どういう役割を果たせるものなのかについてもう少し詳しく御説明ください。

○参考人(五十嵐敬喜 君) マスタープランの制度は、先ほど言いましたように都市計画では一九九二年の都市計画法改正によって導入されました。これは都市計画法の条文上、都市の基本方針とい

う形で認められたものでありまして、従来の都市計画と比べますとこういう形になっております。

マスタープランというの目的を定める、それから用途地域や地区計画はそれを達成するための手段ということでありまして、両輪という位置づけであります。もっと強言いたしますと、いわばその自治体の持っている町づくりの憲法にマスタープランは当たりまして、それに用途地域とか今回提起されてます特別用途地域などはその憲法を実現するための武器というふうに見たいのじゃないかと思っております。せっかく導入しながら今もし建設省がそういうことを言っているとしたら、建設省の方の認識を改めてもらわなきゃ困るということだろうと思っております。

○岡崎トミ子 君 日本の都市計画は甘過ぎるのではないかとおっしゃると思いますが、財産権の制限について慎重にならうと思はれますとやたらに都市計画を厳しくできないという議論、反論はなかなか難しいというふうに思っております。

しかし、例えば現にヨーロッパでは町並みはもう整然としていて、日本とは本当に違うというのには歴然なんです。これはどういう考え方の違いがこの差にあらわれているとお考えでしようか。

○参考人(五十嵐敬喜 君) 基本的に欧米と日本の都市計画の差を幾つか挙げます。その結果、財産権の制限になるのか財産権をより増すことになるのか、それを比べてみたらいいんじゃないかと思っております。

ヨーロッパやアメリカでは国が都市計画をやっているところはございません。日本だけでありまして、

それから、ヨーロッパやアメリカは、原則的に都市については自由というものを少なくとも土地利用に関しては認めておりません。基本的に原則不自由でありまして、都市計画によってその土地利用が命を吹き込まれるという考え方であります。日本は原則全部自由でありまして、これを都市計画によって制限するという考え方になっております。

三番目はその手法でありますけれども、日本の場合には建築確認や開発許可というものを使得いていくということ。ヨーロッパの場合にはその状況や地域や風土や文化に対応できるように柔軟になっているというのが基本的な差です。

その結果、これを何十年経てまいりますと、まさに今の日本の都市とヨーロッパの都市になってきておりました。日本の都市の商店街、そこは本当は土地の有効高度利用が一番図られるべき土地でありますから、最も地価が市場経済の中でも高くならなきゃいけないところでなければならず、それがほとんど見えなくなつて、ヨーロッパやアメリカではそこは非常に有効利用されているということでもあります。

つまり、財産権の制限をするから慎重であらねばならないというのは当然でありますけれども、その財産権をより豊かに生かすためにどっちの仕組みがいいかというところが今全体的に問われておりました。日本の劣化というものが明らかにこの結果になったというところだろうと思っております。

○岡崎トミ子 君 先生は、人の集まる商店街の一つのイメージを示された上で、自治体がマスタープランを通してそれを実行しようとしてもそれはできない、こういうふうにおっしゃったんです。なぜ現行法のもとでは自治体は自主性を発揮できないんでしょうか。

○参考人(五十嵐敬喜 君) 例えば地方の商店街を歩きますと、私などは、一階が商店街で二階が住宅あるいは福祉施設あるいはボランティアの施設があるいは大学のスクールなどがあるといふようなことがいいた。多分一つのこれが中心商店街の活性化の切り札になるんじゃないかと思っております。

その際、現行の制度の中でそれができるかどうかということが問題なんです。仮にマスタープランではそれは十分かれます。しかし、問題はそれと別個な、例えば商業ビルが一個ぽつんと計画のど真ん中に来たときに、これを阻む方法がないと

いうことが一つです。つまり、どんなに絵をかくてみても、それと別な建物ができたときにこのコントロール手法が今の建築確認や都市計画の方法にはないということです。つまり、だから計画が成り立たないということが一つです。

もう一つは財源の問題でありまして、詳しく申し上げませんが、中心市街地活性化にかかわる財源というのは各省庁山ほど実はありまして、これをまとめて使うことが全然できないという事です。だから、仮に一階を商店街、二階を福祉施設にしてこれを若手助成しようというときに、福祉の方については厚生省の何とか資金をもらわなきゃいけない、大学のスクールをつくらうと思うと文部省の何とか資金をもらわなきゃいけない、そのうち入り口が五つもあつたような建物ができてしまうというところで奨励金も使えない。つまり、権限と財源が伴わないことが一番問題です。

だから、マスタープランでかなり絵をかくところまでの地方分権というのは非常に進んだと私は思っているんですけれども、それに伴う財源や権限の手当が非常に少ないものですから、結局絵をかいても意味がない。それで、幾ら都市計画、マスタープランをつくるにしても三千三百市町村のうち二百ぐらいしかつくってないのは、つくることに意義を感じられないからです。

今回の都市計画やその他一連の改正でもそれがまずまず見えないといいますが、言葉ではたくさんいっているのに聞かして分権という言葉が出てきていますけれども、実際はそこを根本的に打破するものは何もないということになっているという事であります。

○岡崎トミ子 岩澤参考人にお伺いしたいと思

います。地域商業を高齢化社会に向けて、高齢者の生活支援サービスの分野にも今後の事業機会を見出す工夫が必要だ、こういう御主張でございましたが、例えばどういう工夫が考えられるか、行政はどういう後押しができるかについてお願いしま

す。○参考人(岩澤孝雄君) ここはこれから考えなきゃいけない部分だろうと思うんです。

例えば、商店街二カ所くらいで実際に私が聞いたお話をいたしますと、地域の高齢者のお宅の電話番号を商店街の方々がきちんとメモで持っていて、これは商店街の組合の事務所です。たように思いますが、お一人お一人、この方は食事を宅配しなきゃいけない人とか、この人は一日一回電話でいいからとか、安否を気遣わなきゃいけない人とか、それからこの人は月に一回くらい生きていくかどうかチェックすればいいとか、そういうふうな商店街の方々が自分の商店街に客客様の高齢者の名簿をそういう形で整理してサービスを提供しているというケースがあるんです。それと、あと私がおもしろいと思

たのは、例えば病院の薬の処方を取りに行つて、病院で薬をもらつてお届けするとか、そういう細かい話というのはいっぱいあると思うんです。それから、ちょっとおもしろいと思つたのは、ある商店街で、近郊の有機農業者と契約をいたしました。そこでつくつた農産物を商店街が仕入れまして、それを今度は地域の高齢者の方々に有機農法による食材を使った食事の宅配みたいなことをやるわけ。もちろん、食事まで加工しないまでも、例えば野菜なら野菜のままお届けするということも、例えばお茶やコーヒーも届ける。それは今度実際には、いわゆる先ほどもお話をしました、NPOというところで、地域の大体四十代ぐらいの商店街のおかみさんたちがやって、あるいは地域の商店街ではないむしろお客さんである主婦の方が協力された、そういうふうな動きは少しずつあるんです。問題は、ではそういう方がまがるつきりたてでいいのかという話と、それから例えばパソコンを扱うまでどうするのだとか、それからたまり場をどうつくるのだとかという話がどうしても出てくるわけです。それを商店街で負担しろというのは、やっぱりちょっと無理があるかなという気もするんです。

ですから、そんなところに、例えば行政の一部の場所を貸してもらつたとか、あるいは商店街で共同ビルをつくつた中にNPOの方々がたむろできる場所なりあるいは施設なりそういうものを少し用意してあげるとか、そういうことがこれから商店街の一つの特徴づくりとして重要になってくるんじゃないか。それで商店街がもうかるとは思いませんけれども、それが地域に密着するということの意味じゃないかな、そんなふうに感じています。

○岡崎トミ子 時間が参りました。ありがとうございます。○岡崎トミ子 時間参りました。ありがとうございます。また専門の中で御意見ありがとうございました。私の方からは、最初に五十嵐参考人に、今回の都市計画法も改正になるという中で、建設省、通産省中心に十一省庁まで参画していただけて、かなり広範に対応しようとして、今回の改正が六法案にまで影響を及ぼしているということなんです。参考人の御意見の中に縦割り行政の絡みでそれだけ十一省庁集まつたのだから、普通だと目的に沿つたい改正が行われるにもかかわらず、今回のあれはなかなか目的に沿つた形にならないだろうという予測を述べていただきました。

それで、そのさまざまなところで縦割り行政の弊害というのは今の日本の官僚組織の中にでき上がつてつづいてあります。そうしますと、都市計画改正ではあります、中心市街地を活性化すると、きの、今回うまくいっていない、そういう行政の上での背景みたいなものを参考人の立場から若干お伺いさせていただければと思います。

○参考人(五十嵐敬喜君) お答えいたします。今回の中心市街地活性化法における通産や建設や自治やその他もろもろの省庁の中身について検討させていただきます。

例えば、建設で申し上げますと、中心市街地活性化法にどのように対処するかといえますと、区画整理の特例と都市再開発を行うということであ

ります。従来の区画整理や都市再開発に若干プラスアルファをつけるわけですけれども、どういうイメージかといいますと、要するに区画整理というのは道が狭いから道路交通をよくするために道を広げるということでありまして、再開発はどういうことかと申しますと、敷地が狭いからこれを全部築めてビルを建てるということ。これが本場に役に立つ商店街というのが全国にあるかどうかということ。多分ほとんどないのだと私は思っているわけです。そのように、通産も自治も全部自分の持っている手法でその延長でトレンドを考えて、これを合体したのを中心市街地活性化法と言っているわけです。

恐らくはその結果失敗したのであって、むしろその逆の発想をしないといけないというふうに私は思っています。つまり、先ほど言いましたようにビルは高くない方がいいんです。道路は狭い方がいいんです。そうでないところもあるかもしれない。それは多様なんです。北海道の札幌ではこういう町づくりがあるし、沖縄ではこういう町づくりがあるし、東京の銀座ではこういう町づくりがある。それを自治体に任すといつたときに縦割りの尾を骨が全部法律について回つてきているんです。そこを修正する権限が果たしてあるのかどうかという事なんです。

したがって、私の言いたいことは、お金については一括財源として自治体に回すべきでありますし、マスタープランで定めたことを、これは突拍子もないことをやるということが心配なんです。うけれども、現実には市民と議会が見ているわけですから、修正可能ですから、実験をさせるという事までやっていただきたいと思います。

もっと言えば、中心市街地活性化法こそ、かつて話題になりましたようにパイロット自治体という構想がありまして、一たん国のいろいろな機能を全部モトリウムにして、ストップして自治体一回やらせてみるという発想がありましたけれども、中心市街地の活性化法こそそのパイロット

自治体のやり方を大胆に採用すべき分野ではないかというのが私の意見です。

○福本潤一君 ありがとうございます。

こういう十一省庁まで同じテーブルに着いて検討したということ、私も当初はかなり思い切った改革かなと思っていました。思ったほどではないというのが現実の実感ではありまして、割と小さくまとまっちゃって、本当に影響を与える、また活性化の目的に沿えるかどうかというのが心配になりつつあるわけでございます。

岩澤参考人の方に、今回流通の面からさまざまな御意見をいただきました。その中で、この法案の説明にもあったわけですが、点から今度は面に行くと、点から面ではまだ不十分で、むしろネットワークだ、商店街関係のネットワークをきちっと考慮しないといけない。その中にも静脈関係の話が出てきたけれども、そういう意味では人間の生命体として考えると、動脈、静脈全部含めたネットワークで考えると、その発想がなかなかいい。縦割り行政の中での自分の縄張りも含めて考えているからではないかというのを伺いました。

今回の法律の中で一つ、都市部門、今度は農村の部門も含めていきますと、日本全体で大都市圏では要するにドーナツ化現象で、これが私は十五年前まで東京にいましたが、まだ中心市街地は千代田、中央、文京ぐらいでしたけれども、今は墨田から足立区ぐらいの方までドーナツ化現象というところで、千葉県へという形でかなり進んでおるわけです。

そういう意味では、今回の自民党の委員の方からの質問にもありましたけれども、人の問題だというふうな話も含めて、そういう中心市街地が不活性化するということがありましたけれども、むしろ人間の問題ですとまたここで審議する以上は地域の方で大いにやっていたかとして、この場合としては法律の面で審議したいということ、そういうネットワークが大事だという立場か

ら今回中心市街地商店街を活性化するために述べていただいた面もあると思いますが、重複しても結構ですので、ぜひとも都市計画法の中でここをやはり少しきちんと正していかなければいけないというところをお伺いいただければと思います。

○参考人(岩澤孝雄君) 一つ、神奈川県例を申し上げたいと思います。

先ほど中心市街地をどう定義するかという話もありましたけれども、神奈川県を大体五百メートルのメッシュに切りまして、そこに住んでいる人がどこに買い物に行っているかという調査をやるんです。そうすると、大体中心地というのは横浜駅付近なんです。これはだれも否定できないです。その次に、先ほど私は説明しませんでしたけれども、例えば中心地体系というものを前提にする、横浜を中心にして厚木とか藤沢とかある中心性は横須賀だとか、こういうところがその次の周辺性を持った中心地になるんです。今度はその周辺性にも一つ、中心性の低いという言い方をしますけれども、よりそれだけ最寄り性の大きいというところになると思うんですが、そういう商業集積ができてくるわけなんです。そういう商業集積の配置というのは、少なくとも神奈川県においては鉄道路線上にでき上がっているわけです。鉄道網の上にでき上がっているわけです。

そうすると、例えば横須賀の商店街を活性化するというときに、横浜西口の商店街を無視して活性化プランはつくれないということなんです。このところが今の中心市街地活性化法では、例えば横須賀駅前の集積は描いてあるんです。だけれども、これが果たして横浜西口と同じでいいのかとか、これが果たして上大岡と同じでいいのかという議論がやっぱり商店街の活性化ではどうしても必要なんです。

もっと極端なことを言うと、例えば高知の中心商店街は再開発計画をつくるのが物すごく難しかった。なぜ難しいかという、本四架橋ができて高知に住んでいる人が神戸、大阪まで買い物に行っちゃうんです。

【理事上野公成君退席、委員長着席】

実際に調べてみると、例えば年に三回か四回は神戸、大阪まで行っているんです。それは何しに行っているかという買い物に行っているんです。それで年に三回か四回神戸、大阪で買っている物でどういった商品を買ったか。それは年に三回か四回しか買わない商品なんです。例えばあなたはスーツを毎月一着ずつ買いますかという話なんです。それを今度は高知の中心商店街でそういう専門店をつくらうといったっておのずと限界があるわけです。要するにそういうことを申し上げたいんです。

○福本潤一君 どうもありがとうございます。

こういうネットワークのところの発想を法律文面を改正するときには、よくよく本気で全庁、政府、内閣挙げて取り組まないとはいけないうらいのテーマなのに、なかなか現実にはそこまで行っていないという現状はあらうかと思えます。

伊藤参考人に、イギリスの例で非常に日本との違いというものを明確に描いていただきました。そのときに、今回の法律改正は中心市街地活性化に伴って都市計画法も変えるという形で、若干不十分であるという御意見をいただいたわけでございます。しかも、日本では総額が一兆円の前算で、イギリスではわずかの予算で目的に沿った改正が行われた。都市計画の背景もあるかと思えますが、その中でイギリスの予算はどれぐらいだったのかということもわかれれば教えていただいた上で、この中心市街地、特に地方都市へ行くと商店の経営すらも危うくなっている。今回の法律改正で、郊外型また自動車交通を使った大型店舗が来るということになると、国は改正したつもりだけれども地方は余り活性化しないという状況も生まれてかねないので、例えば一たん今回の改正を見た上で、次にまた本格的に改正するならどうしたらこの中心市街地が活性化しうかということも含めてお伺いいただければと思います。

○参考人(伊藤公一君) 先生の最初のお尋ねですが、イギリスの場合、中心市街地活性化、この最

大の問題は人ではなくて金なんだ、資金の問題とはっきり言っております。タウンセンターマネジメントの協会がまとめた資料を見ておきますと、約二百ぐらいのタウンセンターマネジメントの活性化をやっている自治体、これのうち日本円にして五千万円未満の自治体が約三分の一でございます。あとは非常に大きいところでも最大二億円を超えているところは一五％です。ですから、その真ん中にあるのが要するに二億円から五千万までの間ということ、非常に自治体によってばらつきはありますけれども、ささやかなものでござい

ます。公の資金がほとんど使えない、最初のスタートはそうだった。ですから民間の資金で始まった。それがだんだん地方自治体の協力を得るようになってきた結果、次第次第に予算を獲得することができた。しかも、イギリス国内だけではなくて、ヨーロッパのユーロ資金まで導入している、こういうありさまでございます。

ただし、官がお金を余り出さない。財政逼迫と言っている。民の寄附だと先ほどちょっと申し上げましたが、市の中心部に所在している大企業、銀行であるとか証券会社であるとか、こういうところが軒並み相当の資金を出している。ただし、それでも非常に不十分だということで、これが実情でございます。

もう一つの先生の質問に、私もさばり答えることができないと思うんですが、今の中心市街地活性化法案、いろいろな問題があるんですが、まずそういう中心市街地活性化法の適用を受けた自治体は、やはりその中心市街地が活性化途上にある場合、非常に影響を与えるような大型店、これの配置は、国の法律がわかりませんけれども、これは考慮するべきである、こういうことがあるんですが、ほかにはほとんど記述がございません。

イギリスの例でございますが、この九六年に出されたガイダンスは、大型施設を認める場合、近隣のあるいは中心部のタウンセンターとい

いますか、これが危機に陥らないというのが一つの重要な考慮条件です。だから、今何か新しいことをやりつつある、市として取り組みつつある場合には、それ以外のもの、それを考慮して許可する。こういうのがきつちり守られておりますが、日本ですとそういう枠がないまま行われるのではないかと思います。

ですから、すべての中心市街地が活性化法案で資金が得られるとは思いませんが、そのせつかくやっているとをめぐりやめちやにしまして、ないような法的な手だて、地方自治体の条例でも国の法律でも講じないと、せつかくの中心市街地活性化への取り組みがむだになってしまおうというのが、繰り返すようでございますけれども私の意見でございます。

○福本潤一君 時間が来ましたので。

○赤桐操君 伊藤参考人について伺いたいと思ひますけれども、先生の「欧米の都市計画法制と商業施設開発規制」という中で御紹介をいただいておりますが、「棲み分けのコントロール」の中でいろいろの各国の手法が出てくるようでありまして、ドイツにおきましては地区詳細計画、Bプランで行われていると出ております。ドイツはFプラン、Bプランといういろいろ大変丁寧な計画がつくられて、これに基づいて、しかも組織的に大変慎重な形で手がたく進められておるということを聞いています。私の認識はその程度でございますが、ここで先生のいろいろ解説がいただけると思うなら大変結構だと思いますので、お伺いいたしておきたいと思ひます。

○参考人(伊藤公一君) ただいま意見を陳陳されましたとおり、ドイツではもうきつちとFプラン、Bプランということで、地区詳細計画でその地区の建築のすべてあり方まで極めて厳しく制限をしております。

これを小売施設について申し上げてみたいと思ひますが、御存じの場合が多いと思ひますが、小売施設の開発についてもきつちとガイドラインが出ておまして、千二百平米を基準と

して、それを上回るものはすべて一定の決められたゾーンでしか建築できないようになっております。しかし、市の中心部はよろしい。しかし、それ以外のところでは特定の指定されたゾーンがございます。そこに閉じ込めるわけではないですが、そこに閉じ込め、こういう方式が各都市でやられております。それで、それが一応千二百というふうなガイドラインが出ておますが、地方の都市によってはもっと小さい面積のものでそういうゾーンに閉じ込められているということでございます。閉じ込めるといふのはおかしいんですが、市の中心部というのの概念が、これは市の中心部にある商業施設であるべきものというのがきつちと決まっております。大型店だからどこへ来てもいいと、ではスーパーが来ていいかというところ、スーパーはいけませんと、こういう形。専門店はよろしい、百貨店、デパートはよろしい、これは市の中心部にふさわしいものである、こういう形です。

しかし、それではばかでないものがあるかというところ、これも建築基準法で、この中心部のこの地区はこれだけの建ぺい率、これだけのデザイン、これも厳しく規制されておりますから、やたら派手派手のスーパーが出てくる、あるいはデパート、スカウトストアが出てくることはあり得ないことだ。特定のゾーンに誘導されるという形でございます。

あくまでもそれは市の中心部のあるべき姿、こういうものの意識でございまして、競争というものはそこでは意識されません、中で大いに競争はございます、こういう考え方。この面ではイギリスと共通しておりますが、ドイツの方がよりシビアでございます、より厳しゅうございます。

こんなことで、長くなるといけません、一言だけ。閉店法などというのがドイツにございまして、ドイツではもう何時まで営業というのが決まっております、やつとこの二、三年前に夜九時まで特定のところでやつていいという法律に改正になりました。だから、大型店を含めて

営業活動についても非常に厳しい規制をして、そして町づくりのために誘導しているわけですね。規制というよりも、こういうタイプの店はこういうところ、だから町がきれいになる、外はそこだ、こういうタイプのものは出てよろしい、一定のゾーンだからよろしい、緑地帯や田園のところにはこれはだめである、こういう徹底した個別的な審査でやられているというのが実情でございます。

○赤桐操君 大変恐縮ですが重ねてお伺いいたしたいと思ひます。大変すばらしいしかりとしたプランで進められておるようでありますけれども、これをつくるまでの過程というのとはどんなふうにしていくものですか、ドイツの場合は、あるいは、厳しいものであればあるほど実施がなかなか計画立案に至るまで大変なものだと思ひます。FプランからBプランまで大変よくつくられるようでありまして、それができ上がって実際に移るわけですが、つくるに当たって相当いろいろの問題があるんだらうと思ひます。か、こういうことについてはおわかりになりますか。

○参考人(伊藤公一君) ドイツの法律の作成のプロセスについては詳しくは存じ上げませんが、あくまでも聞いた話でございます。昨年ミュンヘン市のブーザーという運輸局長が参りました、お話しをして、ある程度具体的にわかった範囲でしか申し上げられませんが、Fプランというのとは連邦で大枠でできる、問題はその地区のBプランだ、これをつくるのは非常に年月がかかる。ですから、ミュンヘンでも郊外というのとはなかなかBプランの作成ができない、だから全部まだカバーできないというところがある。しかし、そうかといつて焦らないので、大体一地区でつくり上げるのに五年や十年は十分かかる。コンセンサスを非常にとってから、そこで市民の公聴会とかいろいろが開かれる。そんなに長くかかってよろしいんですかと言ったら、いや、急がば回れで、コンセンサスが得られないでやると大きなト

ラブルが起るから、十分に話し合った上で議会で決めていくんだということを言っております。それぐらいいしか私は知識がございませんので。

○赤桐操君 五十嵐先生についてお伺いいたしたいと思ひますが、これはこの問題の本質の関係じゃないと思ひますが、すべてプランを立てて都市づくりをしていくのには、土地の有効利用というものが根底にあると思ひます。今我が国におきましても土地の有効利用というものがつきまして、各党においても、あるいはまた政府・与党、野党においてもそれぞれの立場で検討しておるところでありまして、特にこの政府・与党の立場としては、一定の考え方を今提起しているところでございます。

その中で問題になるのは、今までの状態を見ると土地は大変低廉化してきております。ダウンしてきております。私個人の考えでいけば、土地は本来もう少しダウンしていいんじゃないかというくらいまで考えております。困るのはいろいろ関係がありまして、極端なことはできませんけれども、私は本来土地はもっと安定すべきもの、そしてその変動してはならないという考え方を私は根底に持っておりますので、有効利用のためということになる、いわゆる流動を激しくすることになると思ひます。もうからなければ売買をやらせませんから、この土地が商品としてどこまで利用されていくかというところ、またいろいろの問題が発生するだらう。かえってそれによつて都市計画なりそうしたもののが阻害されることになるであらう。公共投資も阻害されると、こう考へるんですが、この有効利用の問題をめぐりまして、先生のお考えがございましたらお伺いしておきたいと思ひます。

○参考人(五十嵐敬喜君) 有効高度利用というのについて、パブル以前とパブル以降では完全に言葉の意味が違ったのではないかと、また違ふべきであるといふふうに私は思ひます。パブルのとき、有効高度利用というのは、要す

るに都市の内部では容積率の緩和、それから都市外ではリゾート開発といまして、とにかく土地に高いビルを建てる、あるいはホテルに使う。とにかく何か活性化するために使うことを有効高度利用と言っております。しかし、そういうことがツケになりまして、全国的に今それが全滅しかかっております。中心商店街ももちろんそうでありまして、もう一つ重要なのはリゾートの失敗というのがたくさんありまして、あちこちで残骸をさらけ出しているというのが日本の今の状態です。

バブル崩壊以降、有効高度利用とは何かというのは、先ほど言いましたようにその地域によって有効高度利用の本当の自身が違ふんだと私は思っています。つまり、福祉施設に使うことも有効かもしれないし、そこは森に復活することも有効かもしれない。場合によつたらゴルフ場に使うことも有効高度利用かもしれない。つまり、有効高度利用というのは画一的ではないということなんです。その地域地域によって有効高度利用の概念が違ふということをやバブル崩壊以降は認識しなければいけないということです。

この土地の流動化に関して今政策が山ほど出ておりますが、あれは全部画一的な発想でありまして、ことごとく大きな空回りに私は思うし、日本の病氣をもっと重くするだけじゃないかというふうに思います。今こそ、土地がある意味ではダウンして非常にいい時期になってきているわけですから、自治体を中心となつてどういう都市をつくるか、その中で有効とは何か。場合によつたら低度利用が有効かもしれないということを含めて、各自自治体が出て、その結果落ちつくところがノーマルな土地の値段である。それは、場合によつたらもうちょっと下がるかもしれないと私は思いますけれども、そのやつた結果で決まってくるのが土地の値段であつて、これを人工造的に容積率を緩和したり、土地を債券化したり、税制をまけたらしながら流動化を図ろうとしても、そうはうまくいかないというのが私の意見です。

○赤桐操君 ありがとうございます。終わります。

○緒方靖夫君 日本共産党の緒方靖夫です。

きょうは先生方、本当にありがとうございます。

まず、伊藤参考人にお伺いいたしますけれども、中心市街地の活性化の方法、手法が欧米と日本とはまるで逆を行っているというお話がありました。規制を緩和するということの形が今回の法案だと思えますけれども、欧米では逆に規制を強めている。私はちょうど七〇年代、それから八〇年代、ヨーロッパで生活してございまして、非常に今のお話は実感があるんです。例えば、イギリスのリバプールも本当に失業者がたくさんいて、今もたくさんいますけれども、それにもかかわらず以前には本当に中心市街地へ行ったら怖い、町を歩けない、そういうところだったのが、今見違えるようになっていまして、そういうことを実感いたしました。例えば、ほかのベルギーとかフランスでもやはり景気は大変、失業者は多い、それなのに町は商店街が守られていまして、それはどうしてかなというところが非常に大きな関心だったわけですから、その点がなるほどなということとでわかつた感じがいたしました。

それで、先生のお話の中で、ヨーロッパと日本は大きく違うと思えます。もちろんヨーロッパでも多様性があります。そうした中で、日本ではやはり大変な状況になっているわけですから、それをどういうふうにしてやれば生かせるのか、そういう経験を日本でもこういう教訓として取り入れるんじゃないかと、そういう点がありましたら述べていただけたらと思えます。

○参考人(伊藤公一君) これもなかなか御質問自身がかかなり抽象的と言つては失礼ですが、非常に難しい答えにくいことではございます。

私が最も強く感じておりますのは、日本の消費者あるいは市民というのは、自分たちが買ひ物の便利が高まればいい、だから安く品ぞろえが豊富で車で行ければそれでいいじゃないか、それ

以外のことでこれを阻害するようなものというのにはむしろ消費者利益に反する、こういう消費者としての先頭に出てくると思うんです。

ところがヨーロッパの人たちは、消費者はあくまでも消費をする場合の自分であつて、それ以外の自分というものがむしろ大きい。だから市民生活というところでございまして、ですから、多少買ひ物が不便であつても、そのそばに自分の生活の快適なものがあるものはつづいては困る。それから、自分の住んでいる町に長くつづいてもいい。とても景色もいい、歴史的なものもちゃんとある。そして閑静な住宅街もある、そして町の中心部へ行けばいろんな催し物や気のきいたレストランやショッピングが、会話が楽しめる、こういう意識が強い。だから、こういう意識が強いものから、それに対して阻害をされるようなものに對してはかなりの敏感に立ち上がる。そこがボランティアの団体が出てくる一つの要因だと思えます。

ですから、日本だと消費者であり同時に企業、会社の人間というのが頭を支配してばかりおりまして、会社へ行つて帰つてきて、あるいは物を買つて、これだけの場というふうな自分の場所を考えているのではないかと、日本の場合。

だから、ヨーロッパの人たちは、イギリスなんかは特にそうですが、会社から夜十時ぐらいに帰つてきてばたきやうで何もやらないと、こんな人間とは思えないわけです。日本人が夜八時、九時に電車で帰つて帰つてくるというのは彼らにとつては異様でありまして、それで日曜日に帰つて帰つてくるというのはこれは異常である。つまり、帰つてきてそれから市民としていろんな運動に加わる、それから無償の奉仕もある、これこそ人間というふうに見られる。市民としての満足感もあるし尊敬される。だから、こういう市民であり人間であるというところの価値観、これがヨーロッパと日本とは非常に違うと思えます。

やはり日本は本当にエコノミックアニマルである、まだこれが脱せられないので、次の世紀は少

しアニマルでなくなるようなニューマンな方に行くのが一番私としてはあるべきだなという感じはする。そういう脈絡で市の中心部というのはそういう意味で彼らは非常に強く意識します。

これでお答えになるかどうかわかりませんが、一応私の感想でございます。

○緒方靖夫君 なぜ中心市街地が寂れているのかという点で、これは多様な原因があると思うんです。ですから、単純にこれだということでは言えないと思うんですけれども、しかし商店街を担っている方々が一番感じていることは、中小企業庁の調査でも、東京都の調査でも大体七割台がやはり量販店の進出ということを感じている。これは事実なんです。

それで私は思うんですけれども、今回、大店法を廃止する、そしてそれにかわる形で若干の都市計画法の手当てをするという形で今の寂れる状況をストップできるのか、その点効果があるのかという点を非常に疑問に思つております。その点で伊藤先生のお考えを伺いたいと思えます。

○参考人(伊藤公一君) 前にも少し申し上げたかと思ひますが、今のままの体制で政策的にもあるいは商店街としても商店街の衰退というトレンドを阻止することは非常に難しいと思ひます。都市計画法で、あるいは市街地活性化法ができますけれども、これは法律的、制度的にまず活性化させるには大穴だらけであるということが一つござい

ます。

それからもう一つは、商店街の側にも私はかなり、ちょっと言いくいんですが、受け身的な意識が強過ぎる。だから、自分たちの手で何とかして、その後で公的資金を仰ぐ、こういう姿勢がなるとは言ひませんけれども、そういう商店街もありまして、どちらかというとそういう姿勢に欠けるような気がいたします。

イギリスの場合は、では商店街は何をやつたかといひますと、彼らは一応団結しておりますが、制度的枠組みがこういふふうになった、だから中心市街地の活性化というのはポリシーになったん

だ、そこで競争は激しくなる、競争に勝つだけの自分の特有の商売をやらなきゃいけない、だから大型店とは違う独自性を発揮してやる、それで競争に負ける商店街なら仕方がない、こういう意識で取り組んでいきます。

日本の場合だと、何か他力本願みたいな姿勢が非常にある。自分たちで何かやっていこうという気がない。それと何となく自分たちの将来、そういうことを見通してありますので非常に暗い。不信感もあるんです、今まで何となくやってきたってよくならない、こういうものが根底に渦巻いている。だから、政策的な無力量と自分たちの商店街もまたまならないし、こういう無力量が支配しているということを痛感せざるを得ない。

それから、このままずっといきますと、政策的にも穴がありますし、受ける主体側にもどれほど覚悟があるのか、ちょっと定かではないので余り明い見通しはこのままでは持てないと思います。イギリスはよみがえったんですから、そこからは何か学ぶ手を考える。受ける商店街にも相当犠牲を覚悟して臨まなければいけない。だから、政策的にはびしっとした整合性と自分たちの努力と覚悟と、この両輪がないと活性化は無理であろうというふうに思っています。その両輪が今ちょっと怪しいと私は思っています。

○緒方靖夫君 五十嵐先生にお伺いしたいんですけれども、やはり直接町づくりに参画されているという立場から広い見識のお話が伺われたというふうに感じております。

それで、例えば大型店が進出する、そうすると交通を一方通行に行きやすいように変えてしまおうとか、そういう形がいろいろ出てきて環境問題から交通問題、いろいろな問題が町づくりのあらゆることにかかわってくる、そういうことが起こるわけです。それでまた一方的に撤退して、その後どうするかということが起こったり、問題が複雑になるわけですから、そういう中で先生が直接手がけられている町づくりのさまざまな経験の中でそういう具体的な問題、交通、それから環境、

これを今の現状でやはりどういうふうにしてより改善するの。

こういう短い時間の中で大変な質問をしてしまわなければならない、その辺でお考えを聞かせていただけたらと思っております。

○参考人(五十嵐敬喜君) 一つの解答では不可能だと思えます。しかし、「アシタ」という雑誌がありまして、うまくいっている商店街というのをずっと紹介しております。例えば、滋賀県彦根、徳島 高知市、それから広島県福山、大阪府堺、茨城県若井、松江とか、それを見ますとそれぞれ置かれてある条件をうまく使っているんです。広いところは広いなりに、狭いところは狭いなりにうまく使うというところで、一律どうしたらいいかというところは、画一的な解答はないと私は思います。問題は、うまく使うときのいろいろな状況はどうエネルギーを高めていくかというのはやっぱり計画が必要だと、それがマスタープランに集まるだろうというふうに私は思います。その際、交通規制についても、これは通さないとかここは通させるとかいろいろなことをその地域なりに決めていかなければならないと、その権限やアイデアをマスタープランに結集したいということです。

それから二番目に、ちょっと先ほどから気になっていて、このまま行くと非常に暗いというところは事実なんですけれども、少しまた明るい面もあって、これを積極的にマスタープランづくりや商店街の方も採用したらいいんじゃないかと思うことが一つありますので、それを紹介させていただきます。

一つは、高齢化社会というのが地方ほど先取りされておまして、これが暗い方に受け取られておられますけれども、実際は明るい面もあると私は思っています。それはなぜかといいますと、今まで会社人間だった人が定年退職あるいはリストラを受けまして町にいらなくなった、町に対する滞留時間が非常に長いということです。これは、ゲートボールに今まで行っていたんですけれども、どうもゲートボールとカラオケだけ

では処理し切れなくなってきた、やっぱり町づくりを本当に考えなきゃだめだ。つまり自分の死に方ということが、単に今までは特養ホームに行ったり病院に行くということだったんですけれども、楽しく死にたいという安心して死にたいといいますが、そういうことがありまして、それは自分の家庭がまずあって両親、近隣がどうあって町がどうあるかということを高齢者の方が考えるようになった。これは非常にどんたまたまってきたので、このパワーを結集したいというのが一つです。

二番目は、大学で教えていますとまたい方向で変わったことが目につきます。大学にいますと、今は皆さん大抵一人っ子とか二人っ子でありまして、両親の介護をどうするかというの今までのようにただ特養ホームに入ればいいのかでは済まなくなる、自分の年金すら危ないということとをみんな学生は知っております。それからもう一つ、不況がありまして必ずしも自分の思ったような会社に行けない。どうしたらいいかということ、家を継ぎたいという子供がふえてきたということなんです。

ある地方大学でありますけれども、パン屋さんの子供さんがいます、本当は自分が一番やりたいのはイタリアに行ってバイオリンをつくりたいんだという話を話したんですけれども、自分のおやじさんがパン屋をやっています、これを軽蔑していらんだ、実は、早くそこから出たかったんだけれども、両親の老後のことを考えると自分しかいないものだからどうしてもそこを継がなきゃいかぬ。初めてパンづくりの可能性があるかというところについて親子で対話をやった、初めて話した。

親の方が言うのは、このままじゃ廃れる、絶対に食っていけない、だけれどももう一つ考えると楽しいこともあるかもしれない。それは、パン屋さんと八百屋さんを連結して町が活性化すると、それは可能性はあるかもしれない。それから、それはかに文化を担うとか福祉を担う。商店街の機能

能というのは物を売るだけじゃありませんで、端的に言うとお祭りなどは大抵みんな商店街がやっているわけでありまして、地方都市に行くとい一番感ずるのは福祉機能です。つまり、買い物にきたときにこの人は元気かどうか、この一言がかなり精神的にも生きる希望を与えている。それを全体でやる、パン屋を通じて町づくりにかわれる、やるのが山ほどある、だからぜひパン屋をやりたいとおやじさんに言ったというのがあります。こういう話が徐々にふえてきています。

だから、高齢化社会とか少子化というのは必ずしも悪いことばかりじゃなくて、町に自分が生きるといふことをおのおの立場で考えられる非常に大きな契機になっていって、このエネルギーを商店街の活性化を中心とするところに吸収し切れば、もちろん制度の問題もいろいろありますけれども、一つの原動力になるだろう。ここはどうか、学生はいないもの、高齢化は邪魔なだけだと思えすか余りお金も落とさないし邪魔なだけだと思えております、逆転する仕掛けを設ければ活性化できる、町づくりにとって非常に大きなエネルギーになるんじゃないかというふうに思っております。

○緒方靖夫君 最後は井上先生にお伺いしたいんです。

先ほどモンペリエのパンフレットの話で、公務員の顔が見えるというお話がありました。私もそれは本当に大事な点だと思えますし、日本とヨーロッパでは公務員に対する考え、発想が違っていることでもあると思うんですけれども、先生が強調された住民参加とそれから情報公開ということ、やはり今すぐ現実的に一歩でも進めるというところでできることとして、そういうことも非常に大事なかなと思うんです。オランダとかベルギーなんかではかなりのところでそういう公務員の顔が見えるという感覚でやられておると思うんです。その点で先生のお考えを伺いたいと思います。

○参考人(井上繁君) モンペリエの話はそれに尽

きるわけですが。一般に、例えば日本の地方自治体が発行しておりますさまざまな広報誌ですとかパンフレット等を拝見する機会も多いわけですが、でも、まだやはり日本の行政というのは基本的に集団主義というのか、そういうことだと思っております。ところが、欧米の公務員の場合には、配置がえが余りなくずっと専門の職業としてやっているというような場合があります。これは、どちらがいいか悪いかというのとはなかなか一概に言えない部分があると思います。

そういう中で、私が先ほど例にして強調したかったのは、いわゆる顔の見える行政です。つまり、日本でそれだれがそのことを決めたのか、だれに言ったのかという場合に、非常に責任があいまいであるというような一種の稟議主義、経営で言えば一種の日本の経営になるわけですが、あれも、そういう組織風土の違ひのようなものがあるように思うんです。そういう中で、なるだけ顔の見える方向に変わっていかないと、なかなかこんなふうになるわけではございません。

以上です。

○緒方靖夫 ありがとうございます。終わります。

○泉信也君 自由党の泉信也でございます。本日はありがとうございます。明るい話、暗い話両方聞かせていただきました。参考になりました。お聞きいただきまして、伊藤先生のイギリスの例もそうですが、国民性の違いみたいなものが何かあるのかなという思いをいたしました。

五十嵐先生にまずお尋ねいたします。

我々は車社会を迎えてある意味では大変いい、便利な社会になった、こういうふうに思っておりますが、中心市街地の問題に限って言えば、先ほど来広いところは広いなりに狭いところは狭いなりにという知恵を出すにいたしましたも、どうもパチンコ屋と同じように駐車場を持った広いところできなくちゃいけません。しかも、最近は何物を買わずに買い物をする、買う方も売る方も物言わない。そういう傾向が、日本人の本来の性格だ

とは思いませんけれども、非常に強まっておる中で、日本の活性化、中心市街地の活性化というところについて御説明をいただきました。何かアトラクティブなものを持ち込んでいくというようにすることも御提言いただきました。

人口の集積の度合いみたいなものから、小さな例え五、六万、そして二十万、五十万というようになすというオーダーの中ではどんなものが町づくりにポイントになるのか、商店街を活性化するためにいろいろなものが必要だという御提言もいただきましたけれども、どんなものが考えられるのか。

例えば、私の町ですと、田舎の方ですと二万ぐらいの町でございまして、そういう町が三つぐらい連綿をして郡になっておる。商店街は寂れてしまつて、車で一時帰りのところの近郊の中都市に吸収されてしまつておるというような状態なんです。そういうところを具体的に活性化させる何か先生のお考えがございましたら、まずお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(五十嵐敬喜君) 私の生まれたところもちょうど先生の生まれたところと似たようなところでありまして、そこで町長さんや町議さんやら、あるいは私の中学時代の同級生などという話をします。だけれども決定的な特効薬はございません。一番大きいのは、そういう都市というものは第一次産業に依存するところが非常に多い都市でありまして、私のところは農業でありますけれども、この農業に自信がないと商店街どころじゃないんです。

なぜかと言いますと、農業に自信がないという事は後継者がいないということですから、それはどんなことをやったら後継者がいなければ商店街も農業も成り立つわけがないわけでありまして、やっぱりそれぞれの生活のところにプライドやら誇りやら希望がないと、非常に抽象的に言えば、中心商店街はうまくいかないと私は思っております。

ほどこパイロット自治体みたいなのを考えたかどうかと言いましたけれども、自動車の持っているプラス、マイナスが総括される時代にいいよ二十一世紀は入るんだらうと私は思います。便利ではありますけれども、あれは殺人の凶器でございます。すし公害源でもあるわけですから。もつと言え、高齢化社会にふさわしい乗り物かどうかやっぱり根底的に疑いがあるわけです。

それで、変な言い方ですが、歩く都市が、多分五、六万とか十万ぐらいだとそうなってくるんだらう。先ほど言いましたように、非常にハイカラな路面電車というのが入っています、これがこうだらうと思っております。それから、大きい都市になりまして、中に車を入れないで、周辺部に車をやりまして、中には入らせないでどうやって考えていくかという社会になってくるんだらうと思っております。

これは急速にやってくると私は思っております。今までのようにのんびりとだらだらというんじやなくて、急速に、なぜかというのは、高齢化社会が目の前ですから、そういう意味では必然的に都市計画もがらつと変えなきゃいかぬだらうというふうにも思っております。

○泉信也君 ありがとうございます。このように商店街の活性化、町づくりそのもの、いづれをとりましても、日本の場合には経済の論理みたいなものがかなり優先しておるというふうにも思っております。

井上先生からお話がありました、大きな商店が栄える結果小さなものがつぶれる、これからは大小連携した中でやっていく知恵を出せ、ここに経済性の問題を抜きにしてということとはなかなか難しいんじゃないか。それぞれの商店が独立して経営をしようというときに、競争というのは、先ほどイギリスでは競争されるというお話もございましたけれども、これを調和させると言うと言葉

が余りにもきれいですが、どういう論理を展開すれば町づくりに商店街が寄与していけるような組み合わせができるんでしょうか。

これはちょっと抽象的に恐縮ですが、お願いいたします。

○参考人(井上繁君) 流通の分野で昔からコパンザメ商法という言葉がございましてけれども、要するに大型店の集客力などを利用して個店が生きていくという、それにはやはり大型店にはない専門性といえますが、そういうものを持たせることも必要だと思っております。それから、商店街自身も今の商店街のままでいいのかどうなのか。例えば、協業化であるとかあるいは品ぞろえ、そのほかやはり考えなければならぬ点は大きいところがあるかと思うのでございます。

それよりも何よりも、せっかくの機会ですので強調したいのは、もちろん職業に貴賤がないのはだけれども観念的にはわかつておるわけではございませんけれども、例えばドイツではマイスターという制度がありまして、決して学歴だけが大事ではない、中学を出てそれぞれの専門の技術を身につけるといふような生き方もまた社会的に大きく評価されているわけではございません。

そういうわけで、今商店街の後継者不足が大きな問題になっておりますけれども、そういうことに関して私たちが日本人全体の意識を変えていかないと、後継者の問題、余り小手先だけではなかなか難しい面があるのではないかと、そんなふうにも感じております。

以上でございます。

○泉信也君 ありがとうございます。

今マイスターのお話も聞かせていただきましたが、日本人の生き方そのものが町づくりの中にまて入ってくるかなと、ちょっときょうのテーマとは違ふかと思っております。そんな思いを今のお話で、それから先ほどの伊藤先生のお話でも、自分の町に誇りを持つためには私的な欲望と申しましようか考え方、そういうものを抑えていくというそんな姿勢がないとなかなか町づくりはうまくいかな

いんじゃないか、それは法的規制でできるような代物でもないだろう、こういうふうに思うんです。

大変私生活に關与することを嫌うようになってきておるといふか、一番最初にお尋ねしましたように、会話のない地域社会ができていくというふうなことに、なぜかというふうな日本国民の思いがかわってきおるのか。先生はイギリス、フランス等の欧米の都市計画、町づくりのことは通じて何か日本人のあり方について御意見がございせんでしょうか。

○参考人(伊藤公一君) 大変また難しい御質問を受けて、何とも難しいんですが、ただ意識が日本人とイギリス人と違うというだけの問題ではないと思います。

一つは、例えば国土というものの利用ということについて、土地の私有は認めるけれども、その上の利用権はない、どんなものをつくるかというのはいない。ですから、一九四五年にイギリスは土地の利用権をプライベート、私人から国へ奪ったんです。だから、自分たちの土地は言ってみると資産とは考えていません、もちろんオーナーはそう思っていますけれども、その上に何がつけられるかということでは商売できないわけです。だから、まずは自分たちの町をどういうふうにしていかかというのが都市計画上で実現可能な仕組みが用意されているという点が制度的にも法制的にもあるということです。

それから、自分たちの環境の問題というもののに対する意識というのは、これはもう日本人の意識とは非常に違う、過密な日本、それからその過密を特に嫌う、こういうメンタリティーが養成されるというところがあると思います。だから、社会的なあるいは教育史そのもののあり方から社会に対する問題意識とか、こういうものが相当日本とは違っているというところで、あくまでも市民生活というものの非常に重きを置いてその市民生活というものは何なのかということをかき学校で教育をやられている。だから、数学とか理科とかそんなもの

ばかり追いかけていない、こういうことを私は痛感したわけです。

イギリスの中学校を訪ねまして、何をやっているかというのを聞きましていろいろカリキュラムを見せていただきましたが、ホワット・イズ・タウンという授業があるんです、ホワット・イズ・シティーライフとか。彼らの教育自身からして、私は教育者でございせんが、どうも発想が日本とは違う。こういう点から根底から違っているという気がしてなりません、制度的にも日本のような私有財産権、もうそれがにじみの御旗でやられているものじゃない。

ですから、一様にはお答えできませんけれども、日本で急に外国のようなまねばかりしまして制度だけをもろもろ取り入れても、そこが本当のところまでわかっていないというのはその根底的なところにあると思います。教育史から始まってすべてそういう点に帰着するような気がしてなりません。

以上でございせん。

○泉信也君 岩澤先生、大変短い時間になりましたけれども、一つだけ。

ノウハウを蓄積していくようなことを考えていかなきゃならないという御指摘がございました。成功した例を五十嵐先生から幾つか、成功したというか今うまくいっている例も御紹介いただきましたけれども、そういう計画技術みたいなものも含めまして、どうやって蓄積あるいはそのノウハウを高めていくか、何か一言だけコメントいただけますでしょうか。

○参考人(岩澤孝雄君) アメリカ流に言いますと、そのマニニアルということだと思ふんです。ですから、経験をマニニアル化するというのはすごく重要なことだと思ふんです。ただ、先ほど言いました熱度というのをやってみると、一種の矛盾がありまして、例えばそういう一種の組織、町づくり会社なりTMOなり、熱度を積んでうまくやって組織も大きくなっていくと発想が保守的になっていくんです。これは組織の一種

の宿命だと思ふんです。

そんなことで、では例えばそういう町の運営会社の事務長にだれを連れてくるか。そうすると、これは商店街は全国二百か三百だったと思ふんですけれども、実際やってみると、例えば役人から事務局長というのはだめとか。一番元気がいいのはやっぱり大型小売業から出た人なんです。ところが、この人たちはある程度商店が大きくなっちゃったとだめとか、いろいろありまして何とも言えせん。ただ、要するに今言ったような経験が蓄積できるような仕組みをどうつくるかということが一番問題だと思ふんです。

それで、これはもう一つ、例えば地方自治体にかなり大きな都市でも商工担当というのは二人か三人しかいないんです。仮に三人いたとして一人が課長さんで、大体平均二年から三年でかわっちゃうんです。そうすると、多分市には商業行政を継続的に、あるいは一貫性を持ってできる仕組みはないんじゃないかと思ふます。ですから、先ほどの行政の中に専門職をどうつくるかというのは大変難しい問題だと思ふんですが、商工をやっている方々というのは五時過ぎないと仕事にならないんです。商店主が集まるのが大体五時過ぎです。ですから、大体毎日夜の仕事になっちゃうんです。非常に労働条件が厳しいんです、町の人は昼間は商売をやっていますから。そんなことで、かわいそうだからなかなか長くはそこに置けないみたいなところもあるんだらうと思ふんです。

ですから、考え方としていろんなことは考えられますけれども、そのあたりの実態をきちんとしてらえてその上で処方というやつを書かないと結局実効が出ないという感じがいたします。

○泉信也君 ありがとうございます。

○山崎力君 改革クラブの山崎でございます。今まずと先生方の意見あるいは委員からの質問等に対するお答えを聞いてきまして、時間も短いものですから、質問は四参考人一括という形でさせていただきます。御感想を伺うという形にさ

せていただきたいと思ひます。

その前提として、私の考え方、受け取り方なんですけれども、印象として非常に難しい問題である。特に、私もはっと思つたんですが、日本の国民性の問題も入ってきていますし、この問題に關して見れば、まさに日本人の土地に対する執着といひますか、これはもう戦前からずっと、我々が知っている範囲で言えば後藤新平の震災後の帝都復興計画、その時点からです、それから近いところでは戦後の名古屋の都市計画。ということは逆に言えばほかのところはほとんど戦災復興計画自体、これは建設省が戦災復興史という大部の書籍を出しまして、それぞれの仕事で、どこが焼け、どこが戦災になった、それをどうしたんだというふうな書籍を出したのを僕もどこかでかいた見た、今からもう二、三十年前の話だと思ひますけれども、記憶にあるだけのそういつたものがあつたけれども結果として現状はなっている。それでモータリゼーションの進展。

現実には私の地元のことをこの問題に關して見ても、財源の問題があるよ、これは解決できないでしょうと。一括して市町村にやってそれでいいの。マスタープランというお話もありましたけれども、いろいろな実態を見ると、自前でマスタープランができる地元の自治体がどの程度あるんだ。要するにコンサルタント会社に金を流すだけじゃないのという話もあるわけなんです。

それから、もう一つ言えば、私がこの問題で一番難しいと思ふ問題は、確かにいいマスタープランをつくるためにはこれは地元参加、地元自治体を中心になった地元のやる気のある人たちの、しかもやる気のある人だけじゃなくて、周辺の商店主だけじゃなくて住民も含めた参加が必要である、それをやらなくともうまいかな、おっしゃるとおりだと思ふんですが、これは上からのと違ひまして極めて時間のかかる作業だらうと思つております。時間を区切つて半年とか一年とかでつくっちゃえというふうにはなかなかいかない問題だらう。としますと、今ここで問題となっている

中心市街地の商店の歯抜けでもないですしそういった問題点が、できたときにはもう御臨終というようにあることもあり得る。それやっていると時間的に間に合うかどうかという問題も感じられるわけです。

それで、私の地元のところでは言いますと、目端のきいた大商人はといいますが、中心市街地にある程度の規模の大規模店舗を構えていた、ところが駐車場その他がないので、あるいはほかのところが出てきたときに今ある規模では品ぞろえができません、そういった理由でそれを売り払いまして、というか閉店しまして、その金で郊外のショッピングセンター的なものをつくって生き延びた。そのかわり中心市街地はその部分のあれがなくなつてという部分が、一つにとどまりませんで複数あります。もっと言えば、中心市街地の目端のきいた商店主は中心市街地はあきらめましてショッピングセンター的なところに自分の出店を構えることができるかできないかが生存可能かどうかの基礎になつていく。

そういった背景の中で、質問になりますけれども、今回の法律、私の感じでは反対する必要はない。だけれども、賛成してこれが可決されて制度化されても、いわゆる予算に見合うという表現が適当かどうかかわりませんけれども、そういった効果があるかどうかという点と、そういった基本的な疑問があるわけではあります。もっとありていへば、既存商店街の香典とは失礼ですけれども退職金がわりに使われるんじゃないだろうかという気持ち、これだけ金をやって知恵も出しても現職問題、先生方の話だと問題山積みで、まああるうち幾つそれをうまくやってくれるかと。だめなところはだめでしょうがない。だけれども、それを行政が見捨てたと言われると嫌だから、お金とあれをやつて、これだけやつたんだから皆さん退職金がわりだと思つてやつてくださいますよということにならないかという疑問を持っています。その辺について四参事から、そ

ういう考え方はけしからぬのか、意外と的を射ているのかということをお聞きしたいと思ひます。

○参事(井上繁君) 山崎先生のお話、承りました。

それで、やっぱり大事なことは、みずからそこで頑張つていこうという自助努力の物の考え方はないかと思ひます。国の制度あるいは財源に頼るといふことはあくまでも従であつて、主はやはりみずからの力をどう發揮していくかといふことではないかと考えております。

先生が今途中で御指摘になつたように、新法から旧法に切りかえるときに、これは下手をするとうまいやり方をしないと一種の混乱のいろいろな事柄であるとか、それからどうしても都市計画の方でこれを考へていく場合に、時間的な要素が相当かかってくると思ひます。そこをどううまく軟着陸させるかというのが大事な課題であらうかと思ひます。

そうはいいまして、各地でいろいろ意見交換をする機会も多いんですけれども、市民一般の地域に対する参加意識というものは、徐々にではあるけれども盛り上がりつつある。それから、今回の関係法の改正も、もちろん一〇〇％ではないけれども、今のようないい大店法による規制よりはやはりよいほどいいと私は評価しております。

以上でございます。

○参事(五十嵐敬喜君) 町の真ん中がすっぽり死んだような状態になつていふのは、何かの病氣だと思ひます。病氣は病氣なりにやっばり原因があるわけでありまして、幾つかの原因は少しづつわかつてきていふと思ひます。

それで問題は、それに対する薬とか治療方法についていろいろ悩ましいわけでありまして、先生がおっしゃるようなところも半分私もそういう気がいたします。

ただ、国会は国会なりに、学者は学者なりに、市民は市民なりに、それぞれ病氣に対して立ち向

かわなきやいけないわけですね。今回の法案もその治療薬の一つとして出されているわけでありまして、重要なことは効くか効かないか、もっと効く薬はないか、これを点検していくということが必要だといふふうに思ひます。日本の法制度全体を見ていきましたと、一たんつくつたらなかなか変えられないといふのが日本の宿命みたいになつておりました、これを土台にして、随時こういう委員会を開いていただいて、いろいろな全国の国民の声を、あるいは外国人の方もいふんですけれども聞いていただいて、どこが誤つていふかを絶えず点検していくといふことをどうぞこの問題についてはしていただいて、よりよい方向に持っていきたい。

多分、日本国民全体として頑張れば、このままではなくて、どこかで立ち上がっていくだろうと私は期待しております。

○参事(岩澤孝雄君) 私も、今言われたことを一〇〇％否定はできないと思ひます。

もう既に言われましたが、今回の大店法の廃止と都市計画法、これは何となくグローバルスタンダードに近づいたかなという印象を持っています。

今度はこの中身がいいか悪いかという問題ですが、私は、立つていられる者は親でも使え、おもしろいところできいましていふのが率直なところではあります。

○参事(伊藤公一君) 先生がおっしゃいました、すぐに地方でそういう自治体で計画ができるか、こういう御意見で、コンサルを喜ばせるだけではないか。そのおそれは十分ありまして、市場の失敗を反省して計画をつくつたんですが、今度は計画の失敗といふことになりかねない、この問題が非常に重要だと思ひます。

それから、大規模小売店舗立地法、それから中心市街地、原案のままじゃ私は本当に不十分で、中心市街地活性化には悲観的でございます。だから、先生がちょっとおっしゃいましたけれども、本当に生きていられるときの香典みたいな感じに

なりかねない。これをぜひとも活用しないといけないので、ここが一頑張り、もうちょっと制度的にもやっていたきたい、こういうふうに願っております。

○山崎力君 いろいろニュアンスの違う、しかしある程度共通したお答えをいただいたと思ひます。

非常にロマンチックに言えば、民家が消えていくことは残念だけれどもいたし方ない、建築の問題でいけば、そういった旧来の集落が、そういった面があるんですが、今度の新しい法体系の中で、結局最後に出てくるのは、日本の都市計画自体がもう惨たんたる経過をたどつてきた。行政側は自分に十分な予算も与えられずに一般住民からの要望といふんです、それにこたへるのにきゅうきゅうとしてきて、その結果が今の日本の都市のあり、そしてそれを動かしてきた経済が今度のバブルの崩壊以降、ますます分裂した社会の中で新しい形態になつてきて、そこをどうで中心市街地の空洞化、要するに町の顔がなくなるといふ時代になつてきていふという認識はあるわけですね。

そういった中で、今回の一連の法改正が方向としては悪くない、ただ使い方が非常に難しい、これだけじゃちょっと最終的に効かないかもしらぬというように、そこを努力するのが我々国民あるいはそれぞれの立場の人間だろう。理屈はすべてそうだろうといふことで、私もそんなに違つた感じは持っていないわけですね。

最後に、結局本当のところはどへ行くかといへば、思い切つた土地の利用制限といふんです。土地の所有権制限、これは憲法の財産権にもかかわつてきますし、もっと端的に言えば、バブルの反省として土地の移動だけでの金もうけはもう国民としてしやいかぬのじゃないかという気持ちで国民合意ができるかどうかというところに最終的にはこの問題はかかつていふと思ひます。その辺について簡単に結構ですが、そうだからその方向に行くべきだ、それは無理だから別の方策を

考えるべきだという考えを四参考人、一言ずつお答え願いたいと思います。それで私の質問を終わらせていただきます。

○参考人(井上繁君) 土地について、これは大それた問題なわけですが、私は実はこんなふうな問題に思っているんです。

土地というのは寝かせておくものではない、やっぱりそれを活用しなければいけない、基本的にそう思うんです。ところが、今の例えば土地流動化の議論を聞いておると、土地というのは何か動かさばいい。動かすというのは有効活用するための一つの手段であって、それ自体は本来目的ではないと思うんです。ですから、私個人としては流動化という言葉にはやや賛成しかねるような面がございます。むしろそれを活用するというのが大事なのである。

以上です。

○参考人(五十嵐敬喜君) 中心市街地の今の状態は、やっぱり都市計画の敗北だということを認識したらいと私は思います。

ぜひ今国会以降、この問題に先生方の御努力を得て、福祉と町づくりを合体したような、もっと言いますと、冒頭に申し上げましたいろんなマスタープランがもう環境も農業も都市も福祉も商店もみんな自治体に来ていますので、これを合体して自治体が独自に町づくりできるような新しい都市基本法の制定を準備し、御検討いただけるようにしていただきたいと思います。

○参考人(若澤孝雄君) 実際に中心商店街の再開発みたいなものをやるときに、一番ネックになるのが私権の問題なんです。具体的にどうしろということはよくわかりませんが、基本的には所有権と利用権は分割すべきだ。その方法にはいろんな方法があるだろうと思いますが、いづれにしても所有権と利用権あるいは活用権というんですか、これは分けないうとどうにもならぬというふうには思います。

○参考人(伊藤公一君) 非常に部分的なことを申し上げますが、イギリスでタウンセンター、中心市街地がよみがえったと申しましたが、よみがえりにくいところ、苦闘しているところがあります。そういうところに対して、イギリスはどういう指示を出しているかという、何とコンパルソリーパーチャージ、強制収用を活用すべし、こういうところで、実際に日本では驚天動地でございますが、やはりこれぐらいやらないときちっとした都市計画はできないという一つの証左だと思えます。

私はこれはできるとは思いませんけれども、さすがにやろうと思うとことごとくやめてしまおうという気がいたしますので、日本はあちちを立ててこちらを立てて、こうやってやっていますと結局何もできない、こういうことになりがちだと思います。

以上でございます。

○山崎力君 どうもありがとうございます。

○委員長(関根則之君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々に一言ごあいさつ申し上げます。本日は、御多用の中のところ御出席を賜り、長時間にわたり有益な御意見を述べただきましてまことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

午後一時三十分再開することとし、休憩いたします。

正午休憩

午後一時三十分開会

○委員長(関根則之君) ただいまから国土・環境委員会を開会いたします。

都市計画法の一部を改正する法律案、都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案及び国土利用計画法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題とし、質疑を行います。

○岡崎トミ子君 日本じゅうで商店街の活気が失われております中、地方分権を推進進めて、それぞれの自治体が市民と一緒に創意工夫をすることで商店街のよさを生かした町づくりをしていくことが大切になってきました。

きょうは、午前中に参考人の皆さんの質疑がございまして、いよいよ最後ということになりました。まあとめということですので、まず最初に、現行制度の運用の仕方について確認をしたいと思えます。

市街地では、店を閉めてしまったシャッター、そしてコンビニエンスストアというのが大変目立って、そして郊外には巨大スーパーが進出してきているという図式が余りにも一般的な中、都市計画区域外において市町村が大型店舗の進出をコントロールするにはどういう方法があるのか、商店街の方たちは大変心配をいらっしゃいます。互建設大臣も衆議院の答弁で、必要に応じて都市計画区域外の拡大を検討すべきとおっしゃっております。

都市計画区域の拡大は、他の省庁の所管する土地利用に関する規則等の関係もあって必ずしも柔軟には行われていないのが現実と伺っておりますが、この機動的な制度運用が行われるように政府としても環境整備に努めていただきたいと思います。この点、いかがでしょうか。

○政府委員(木下博夫君) 御質問は、法令上の要件を満たせばという条件だと思いますが、都市計画区域を柔軟に拡大することは可能かということ御質問を受けたわけでございます。御承知のように、都市計画区域そのものは法令上の要件を満たしておれば都道府県知事が建設大臣の認可を得た上で指定することになっております。

近年の状況を見ますと、先日来の御質疑でもいろんな御意見がございましたけれども、認識としては、これまでの都市計画法が新しく制定されてから三十年の歴史の中でモータリゼーションの大変急激な進展等がございまして、その中にあって住宅とか商業あるいは工業等各種の都市機能の立

地が広域化しております。そういう状況をかंगाみまして、お話のございました都市計画区域の外におきましてもこういう立地があれば、その際には都市計画区域の拡大ということも考えなきゃならないかと思えます。

ちょっと数字を申し上げますと、平成三年三月から平成八年までのデータがございまして、この五年間で都市計画区域は町村数で四十二、面積では三十万ヘクタール増加しております。それだけの公共団体がそういう状態をにらみながら都市計画区域の拡大等について検討した結果がこれになっているのだと理解しております。

○岡崎トミ子君 都市計画法だけでは十分対処できないという問題に対して、自治体を取り組む場合の手段の一つは条例によるものだと思います。条例は、言うまでもなく住民の代表である議会の議決を経るもので重みのあるものだと思いますが、建設省は、自治体が条例によって国の定めた法律よりも厳しい水準を定めたり、あるいは国の法律がカバーしていない事項を規制することについて否定的だったというふうに指摘されております。

必要に応じて都市計画区域の拡大をできるように環境整備をお願いしたいところではあります。この法案の審議の間にたびたび指摘されましたように都市計画区域は十分に広くない、それを市町村の判断で拡大することも容易でないというのが現状のようなのです。そうした実情をかんがみまして、市町村がより広域的な成長管理をするためにも、市町村の条例による規制はあり得るという点について御確認を願いたいと思えます。

けさの伊藤参考人の中でも、市町村が中心的役割を果たすべき条例で積極的に政策を展開できるように条例のあり方を変えなくてはならない、このような御意見もございました。御意見をお聞かせください。

○政府委員(木下博夫君) 先ほど申し上げましたように、大臣の認可を得た上で都市計画区域の拡大をしておりますから、多少世間では、建設省が

都市計画区域の拡大について云々という御判断があるやに聞こえます。最近の状況から申し上げますと、むしろ手続的にそういうふうになっていることはそのとおりでございますけれども、基本的には各公共団体のお考えを最大限私たちは尊重するスタンスであります。これは念のために申し上げておかなきゃいけないことだと思います。

そうした中で、お話がございましたように、区域の拡大が余り進んでいないんじゃないだろうか、あるいは成長管理という言葉を使われましたけれども、私は現在の都市政策の課題といえますか認識は、先般来申し上げておりますように、むしろ既成市街地に既に投下されたそのストックを使っていく方向が大きな流れとしてあって、もちろん新たに開発するところもあるかと思いますが、けれども、そういう姿勢の中で判断していくべきであらうと思います。

お話のございました条例でございますが、誤解がないように申し上げますが、今回の都市計画法の改正の中に特別用途区域がございまして、これの中身についても実は条例で決めますので、時に御質問の中には条例、いろいろ御意見がありまして混乱も若干あったかと思えます。また、め端的に申し上げますと、町づくり条例という都市計画区域に就いた条例をつくってはどうかという御趣旨での御質問にお答えしなければなりません。

基本的にはその内容は大変に多様でございますが、一つは例えば町づくり方針を宣言するとか、あるいは環境保護を目的とするものとか、あるいは大規模開発の調整を行うものとか、いろいろございます。これらは、それぞれの地域がよりよい町づくりを目指すとする当該市町村の意欲のあらわれであらうと私たち認識しておりますので、開発傾向の増大の中でそれぞれ対応してきています。評価すべきところはあろうかと思っております。

ただ、あえて申し上げるならば、都市計画の制度は、午前中の参考人の御質疑、いろいろございまして私も聞かせていただきましたが、基本的に

は我が国の制度として、権利の公平性と公平等性、そういう観点から、あるいは都市活動や経済活動の広域化、こういう要素を考え合わせるならば、今私たちのとるべき態度といたしましては、現在の全国一律のルールがまずあって、それに足らざるものについて検討するという姿勢ではなかろうかと思えます。

もちろん、個別の景観とか環境とか、そういう問題について個々の公共団体がいろいろ工夫なさることについて我々は否定するものではありませんが、あくまでも過去の判決、判例等を見ましても、この条例の扱いについてはケース・バイ・ケースで御判断いただきませんと、なかなか条例そのもので直ちによしあしという回答ができるようなテーマではなかろうかと思えます。その上で、都市計画制度ができるだけ柔軟に使われていく、そういうような姿勢というのは我々としても大いに支援していく姿勢ではあろうかと思っております。

○岡崎トミ子 私は、市町村がそれぞれの実情に応じてこういう町づくりをしていきたいという明確な意志を示すものとして市町村マスタープランの重要性について繰り返し主張してまいりました。委員会の質疑の際に少し議論がすれ違ったかなというふうにも思っておりますので、確認をしたいと思えます。

都市計画区域が市街化区域と市街化調整区域に区分されておりますのは、無秩序な市街化を防止して計画的な市街化を図るためのことから、もし市街化調整区域において地区計画を策定できるようにするのであれば、必ずあらかじめ市町村のマスタープランが定められていることを条件として、そのマスタープランに適合した地区計画のみ認めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○政府委員(木下博夫君) 多少、経過で申し上げますと、平成四年の都市計画改正からこのマスタープランというものが行われておるわけでございまして、私は、それぞれの市町村が地域の住民の合意をとりながら都市づくりの具体性のある将

来ビジョンをつくるのにこの市町村マスタープランというのは役立っていると思っております。また、それがあつては都市計画の円滑な決定に資しているということも過去の状況から考えられると思えます。

何度か御説明いたしました、三百弱の公共団体でこのマスタープランをつくっております。県によって若干そういう意味では濃淡がございまして、普及しているところ、あるいはまだまだというところがあることも事実でございますが、その上で先般来のいろいろ調査を求めています。そのほかに約八百を超える町村がもう既に策定の準備中あるいはまよめの段階にあるということでございますから、大いにこのマスタープラン策定活動というものを我々も側面的に応援していきたいと思っております。

ただ、お話がございましたように現在の法体系で考えますと、地区計画を初めとする都市計画についてマスタープランがなければそれをつくるべきじゃないという御趣旨でございますが、もちろんマスタープランは法的に規定されておりますので、先ほど来申し上げたように今後促進していくことはやぶさかではございません。ただ、状況からいいますと、そのほかに市町村には計画もございまして、地方自治法の世界での構想もあるわけでございますから、複数の計画ではなくてできるだけ統一化するという課題も含めてございまして、そういうベースをつくることを横目で見ながらでありますけれども、あくまでも都市計画についてはマスタープランを前提としていなければ進まないというよりは、現実的対応としてはそれぞれの都市計画は都市計画として進めながらできるだけ早くマスタープランをまともな形でいただくという取り組みがなかろうかと思っております。

○岡崎トミ子 けさの参考人の五十嵐先生のお話でも、マスタープランというのは町づくりの憲法だ、そういう基本的な考え方だということについてもお話を伺っておりましたので、ぜひその辺の積極的なバックアップをお願いしたいというふ

うに思っております。

ここで、都市再開発法及び都市開発資金の貸付に關する法律の一部を改正する法律案についてもお尋ねしておきます。

この法律は、やがては抜本的な見直しが必要になるだろうと考えております。この法律に基づいて行われる再開発事業は独立採算性が原則であります。高層化という開発によって新たに発生する床面積である保留床を施行者が販売することで再開発事業が成り立つこの仕組みは、一見合理的であります。しかし、この制度の落とし穴は、施行者が保留床を販売して少なくとも元を取ることを前提としていることとあります。そのため、どうしても再開発事業は保留床に対する需要の高いところに集中するわけです。防災上の観点や住環境の質から再開発を必要としているところではなくて再開発をしやすいうところに再開発事業が偏ることも含めて抜本的な見直しが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

また、新しい仕組みをつくるに当たっては、市町村の自主性に任せてアイデアを競わせることが望ましいと思えますが、いかがでしょうか。

○政府委員(木下博夫君) お話のございましたように再開発事業は、基本的には土地の高度利用あるいは都市機能の更新、こういうものを図るというところで、権利変換手法を用いまして建築物とかあるいは公共施設の整備を行うというルールでございまして。

お話にございましたように保留床の処分金やあるいは補助金というのを事業に要する費用に充てるわけでございますから、こういう最近のように右肩上がりの状況がだんだん減退いたしまして状況的にはなかなかそういうものに期待することが難しい状況になっているというところは我々の認識も同じでございますし、またそこを何とか乗り越える手法はないのかというのを我々も今悩んで、あるいは試みておるわけでございます。

そういう意味では大量の保留床を一気に処分す

るという手法はなかなか難しいと思いますが、私たちが今考えておりますのは、そういう意味では段階的な、かつ例えば住宅とかあるいは一方では公共施設整備等にその床を利用できないか。

ただ、これは相対的な問題であらうと思いますが、商業系のそういう床利用よりは収益性とかいう点では劣ることも間違いないわけでありまして。ただ、その住民なり関係の方々が期待する施設として、やはり再開発事業に関連します施設としては今申し上げたような施設、もう一度申し上げますと福祉施設あるいは公益施設、そういうものがあろうというところは我々の調査でもはっきりしております。

できるだけこういうものが立地できるようなものはないかということで、このたびまたお願いしなきゃならないわけですが、十年度の補正予算の中でもいわゆる多目的空間を活用できないかということでも補助金も新たににつくらせていただいたり、それから重ねて申し上げますと、関係省庁、いわゆる厚生省とか文部省とか労働省とかそういうところにも、それぞれ床を利用する、そういう需要もあるわけでございますから、それと再開発事業とのタイアップということも関係省庁で手を取り合ってやるべきテーマではなからうかと思っております。

それからもう一点、市町村の自主性をもう少し尊重すべきではなからうかという御趣旨でございます。

基本的には、私たちはかねて申し上げておりますように都市計画制度もそうでございますが、こういう事業を含めて自主性という点については、それぞれ独自にお考えになって、より個性のある町づくりということにこういう再開発事業も使っていたことは大いに結構でございます。ただ、再開発事業になりますと、いささか時間の問題、金の問題、こちら辺ではなかなか課題も多いわけでございますから、むしろ私たちとしてはそういう再開発事業のいい手法というものを活用していただくための応援という意味に限らせていただきます。

ただきまして、どういふものをつくるかということについては極力地元でお考えいただければ結構ではなからうか、こう思っております。

○岡崎トミ子 都市再開発方針について伺いたいと思っております。

都市再開発方針、いわゆる再開発マスタープランの策定対象は、従来二十二の政令指定都市等に限られておりましたが、この改正案は人口十万人以上の都市に対して再開発マスタープランの策定を義務づけております。もちろん何らかの基本方針にのっとり再開発が行われることが望ましいわけですが、そもそも都市計画の基本方針であります市町村マスタープランの策定状況が芳しくないのに、それぞれの自治体が有効かつ自主性ある再開発マスタープランを策定することを期待するのは困難だというふうに思っております。

その上、中心市街地活性化法案の審議の際にも、活性化のための基本方針について似た点から問題点を指摘いたしましたけれども、認定再開発事業を行うために再開発マスタープランを策定する必要はあるということになりますと、とにかく実績と経験のあるコンサルティング業者にマスタープランをつくってもらうというふうな自治体もたくさん出てくる可能性があります。

このコンサルティング会社がつくった再開発マスタープランに基づいて、税の優遇措置を受け、そして民間事業者と都道府県の知事が行う再開発事業が行われるということでは、本当地域住民の生活の質の改善につながるのかどうなのか甚だ疑問であります。少なくとも、丁寧な住民参加を経た都市開発のための市町村マスタープランの策定を前提として、そのマスタープランと整合性のとれたマスタープランの作成を義務づけるべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

地方自治体にとつての憲法である五十嵐参考人もけさ言っておりますこのマスタープランです。その充実と、また尊重した施行の遂行に期待をしたいと思っております。いかがでしょうか。

○政府委員(木下博夫君) マスタープランというのは名前からしまして大変立派な名前でございますが、中身もこれから充実していこうとすること、私は私たちが大いに望むところであり、そのための支援もしていきたいと思っております。

ただ、何度かお答えしておりますように、今の状況は必ずしも十分でないことであります。私は今の状況を、マスタープランが非常に低いというところに目を付けるよりは、むしろ先ほどから申し上げましたように、潜在的にかなりの仕込みがあるということについてぜひ評価していただきたいとお願ひしておきたいと思っております。

その上に立ちまして、今後の再開発のマスタープラン、今回お願ひしております再開発法の中でございまして、これは都市の状況、都市化時代からいけば都市型時代になっていくということの一番象徴的なのはいわば都心部における問題あるいは都心部を再度充実していこうということでございます。そのためには広い意味での再開発手法というものを取り入れていかなきゃならない。そういう意味では、法定の市街地再開発というのはいろいろ手続的にも大変複雑でございます。むしろ民間みずから任意でおつくりになるというふうな土俵をつくってはどうか。

ただ、それを税制その他で応援するためには一定の要件をつくる必要があろうということで、今回は線引きをしております区域ぐらいいであれば中心市街地についても、いわば空洞化の問題もある程度共通の課題を持っているんじゃないかろうかと思ひまして一定の線を引きさせていただいて、線引き対象区域におきましては再開発マスタープランをお決めになった上で、そこについてはいわず任意の再開発、それを認定再開発として税制その他で応援させていただくという段取りにしておるわけでございます。

コンサルのお話も出ましたからあえて申し上げますと、私も地元でお考えになるときにコンサルがどういふ関与をするかということについてそれはききりとした考え方を示しするほど持つておりません。といいますのは、コンサルにもいろいろ

るタイプがございまして、大変地元に着したコンサルの方は、むしろ地元住民と同じぐらいいの立場で、目の高さで物事を考えていただく方もいらっしゃるわけでございます。ただ、単なるどこへ行っても同じような、よく大臣からお答えしておりますように金太郎あめ的なそういう町づくりをするようなことだけにきゅうきゅうとしているようなコンサルであれば、それはコンサルの意味をなさないと思ひます。

ただ、人材その他の体制でまだ不十分なところを応援していくためには公的なものあるいは民間のコンサルを含めていろいろ体制整備をしていくことは当然でありましょうから、そういう意味で、よきコンサルを育てるあるいはそうしたコンサルの力をかりるということについては否定するものではないと思っております。

○岡崎トミ子 これだけ商店街が衰退していることは社会が大きく変化していることの一つだといふふうに思ひます。時代が大きく変わつていくということでもあります。新しい時代の状況に対応するために新しい仕組みが必要だといふふうに思ひます。これを機会に私も日本の町づくりのあり方についてさまざまな角度から市民の皆さんと一緒に考えていきたいというふうに思っております。

大臣、この三法の審議が終わりましてからいろいろ問題意識をぶつけていきたいと思っておりますが、その際には同じ社会状況に生きる政治家としてもきちっと対応をしてくださいますね。

○国務大臣(瓦力君) 岡崎委員から本委員会の法案審議に当たりまして多角的に御質問をいただきました。

委員御指摘のように、都市の来し方を考えますと、人なり企業なりが都市に集中をして都市が拡大する、そういう時代から、都市化が落ちつきまして成熟化した時代へと今転換しようとしているときでありますので、このときをしっかりとらえまして、住民参加による町のあり方というものを検討するにふさわしいときかと、かように認識

をいたしております。

町中の整備を重点的に進めまして、都市の再構築に取り組みまして、後世に誇れる都市をつくり上げていくことが最重要課題でございます。都市計画制度につきましても地域の実情に的確にこたえられるよう、地方分権を初め制度の見直しを積極的に進めてまいりたい、かように存じておるところでございます。

○岡崎トミ子 終わります。

○委員長(関根則之君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、堂本曉子君が委員を辞任され、その補欠として水野誠一君が選任されました。

○福本潤一君 公明の福本潤一でございます。

一昨日からの都市計画法並びに都市再開発法に係る法案に賛成をさせていただきます。

中心市街地の絡みで連合審査をしたときは、中心市街地の活性化のための都市計画法の一部改正だということにはよくわかったわけでございますが、なかなか十二分にその意を尽くせているかどうかというところは、きょうの参考人の意見の中にも一歩先が明るい展望とは言えないということもあつたようでございます。この都市計画法自体の改正の身を案外やれていませんでしたので、きょうはそれを中心にやらせていただこうと思ひます。

特別用途地区というものの話もかなりのところまで議論させていただきましたので議論は深まりました。そのときに、ちょっと昨日の確認ですけれども、特別用途地区は、私は市街化区域というのを中心にやって、それは四〇、三〇、七〇ぐらい日本全体であるということでしたけれども、都市計画区域の中の、ほかの全体でできるようなお話をきのう都市局長にやっていたのだと思ひます。確認しますが、市街化調整区域はだめなんで

しょう。

○政府委員(木下博夫君) お答えします。

昨日お答えしましたのは、市街化区域がもちろん基本でございますが、いわば調整区域、市街化区域の区分をしていない未線引き地域におきまして、仮に用途地域を決められればその用途地域のもとにおきまして補完する特別用途が決められるということでございます。先生が最後におっしゃられた市街化調整区域の中にはそういう考え方はございません。

○福本潤一君 そのところちょっと明確にしておいていただいて、市街化調整区域の中の話をしていただきたいと思います。

市街化調整区域、もちろん特別用途地区も用途地域も当然ながら無理なわけでございますが、今回地区計画というものができるとなるようにでございます。そうすると、この市街化調整区域は本来市街化を抑制する地域ということなのにもかかわらず、今回で開発が可能になっていくことを市町村長、首長さんが決められるというふうになると、この中で乱開発が進む可能性、今まで抑えていたのに急に可能になったということでもかなり喜ぶ人がいると同時に、乱開発の懸念はどうなっているか、対策も含めて伺いたいと思ひます。

○政府委員(木下博夫君) これも何度かお答えしておりますが、現在の市街化区域あるいは調整区域の考え方は、今回の法律改正をお願いしております立場に立ちましても変更はございません。したがって、市街化調整区域が市街化を抑制する区域であるということは基本的には私たちが変えているつもりはございません。

ただ、実態は前から申し上げておりますように、地元の農家の方の次三男のおうちとかあるいは地元の方々の日常上のサービス提供をするような施設、こういうものは開発許可によって開発が認められております。これがともすればスプロールの一つの要因といえますが現象を呈しているところもあるわけでございます。

したがって、今回は計画的な市街化を図る上で支障がないということは、先ほど申し上げましたように市街化区域の考え方あるいは性格を変えない上というふうな御理解いただければいいと思ひますが、その上に立ちまして市街化調整区域の趣旨を損なわない、そういう地区計画を市町村が決めるということでございます。したがって、その地区計画は、逆に考え方としては相当かた目の計画であるというふうに御理解いただいていいと思ひます。

むしろ、今まで乱雑にといいますかアトランダムに立ち上がっております建築物等をある程度まとめようという役割もこの地区計画に期待しなきゃいけませんし、本来的に政府で考えました郊外型住宅あるいはこの国会で議員提案をされた優良田園住宅などの受け皿は、私はそういう意味では市街化の考え方を損なわない内容であろうと思っております。

そういう意味からいって、この地区計画の中で包含していく、そういう開発は認めてもよろしかろうと、こう考えて法案を出させていただいていく状況でございます。

○福本潤一君 もちろん法案の趣旨としてそういうことでございまして、例えは市街化区域と市街化調整区域、この枠が線引きされることによつて、もとの所有者から何で市街化区域に入れてくれないのかという声は現地にいくところのところで聞かれます。

そうしますと、地区計画という形で小刻みにこの地域は都市化を進めてもいいような形の枠が出てくるならば、もうあっさりとして国が法案で市街化区域、市街化調整区域というのを区分けせずに、要するにその周りの未線引き区域を含めて都市計画区域とすることにした上でもう地区計画全部やれるようにして、あとはその周りの農振地域、無農振の白地地域という形でやった方がすっきりするだけじゃなくて現実的ではなからうかという気もしますが、その考え方に対するコメントをちょっといただけますか。

○政府委員(木下博夫君) 四十三年の法改正については、他の議員からも御質問がありましたように、当時の我が国全体を覆うような大変急激な都市化、スプロール、そういう問題に対処するためにこういう線引きという大変立派な制度を四十三三年の改正で入れていただきました。

私は、これは制度として当然それなりの効果があったと思ひますが、先般他の委員からお話ございましたように、特異な例もまたあることも我々全国的に幾つか散見するわけでございます。

私たちが三十年この制度をやつてまいりましたから、今後この制度がどうなるかということについてはもちろん点検はさせていただきたいし、その際にはやはり大都市圏の場合とそれから地方都市の場合、それぞれ状況も違つてくる中で、これからある程度都市化傾向がおさまってくる中で、このときに市街化区域によってある程度おさめられてきたものを、それを一切お話をあつたように外してしまふことによるいわゆるリアクションという問題についても慎重に検討しなきゃいけないと思っております。

私は、お話のございましたように市街化区域の拡大という対応をやつていくに比べて、今回の場合はそこまでは行かないけれども、しかし乱開発をある程度防止しつつ整然とした土地利用をしていくという意味で地区計画というのは妥当なところ、穏当なところではなからうかと、こうお答えしたいと思っております。

○福本潤一君 それも一案ではあると思ひますけれども、基本的に中心市街地活性化の法案の中にありました郊外型の大きな店舗というのは現実にかなり進出してきています。それは市街化区域にもある、また外の農振の白地のようなところにもある。

要するに、首長さんがここは開発しようと思つて、その許可を得たらそこは開発が進むということ、ある意味では強固な地方行政の利権とは言われないけれども、決定権を握っているという形で、その首長さんと近い関係の人は何かう

まくやれそうというような形の現実、現実の上で考へてみれば進んでいくので、その点も踏まえて今後都市計画を進めていかないと、きょうの参考人のお話にありましたように、日本ではマスタープランといつてもやるところとやらないところがあつて、実際に立っていないからやりたくないといふところまで結構出ているという現状を認識した上で、今後の都市計画を進めていただければと思います。

その上で、今回、都市再開発の方針といふところの中身で、再開発法の方で、策定対象区域を人口十万人以上の都市といふことに枠を拡大した。それ以下の都市は結局今回は入っていないといふことですが、都市の再開発について十万人以下の都市はどう考へているのか。また、それに限つた理由、十万人以上と今回定めた十万人の根拠を言つていただければと思います。

○政府委員(木下博夫君) 御案内のとおり、現在の再開発法では二十二都市が義務づけられておりまして、再開発マスタープランの対象地域でございす。そのほかに、正式なものではございせんけれども、約百八十余りの都市が再開発方針をつくつております。今回の線引き対象になりますと、約八百を超える都市が該当することになっております。

おっしゃられたように、どこで線を引くかといふことになりまして、現実には個人施行の再開発事業などにつきましては人口十万人未満のところもあることも事実でございす。ただ、これは税制上の恩典を与えるとかあるいはそれだけ従来の再開発の実績を持つところといふことで、私たちとしては線引きを、一応念頭に置いて都市であれば都市的なストックといふか、そういうものを含めて一定の目安であると思ひます。

ただ、これは線を引いたといふことが、直ちにそこを排除して一切そういう再開発関係につきましてプロジェクト等を認めないといふことではございせんので、当然、法定の再開発などにつきましても別に十万人未満でもあるわけではござい

すが、そういうものを一體的にとりあえず組んでいくところを十万人と引かせていただきました。今後また、それにつきましては動向を見ながら検討させていただきたい、こう思つております。

○福本潤一君 十万人以下の都市でも再開発しなければいけないところ等々、かなりあると思ひます。その点も含めて今後、次の考へ方として検討する必要はあるだらうと思ひます。

その上で、午前中の参考人の意見にもありましたが、いづれにせよ、個々の、例えば建築物とか公共施設、こういうものを一體的に整備するような民間の再開発事業については個々に認定をしなから、一歩ずつ積み上げていくという手法をとつていふところがいわゆる法定再開発と異なるところだと御理解いただいたらいいと思ひます。

○福本潤一君 かなめの都市局長がわかりにくいといふことになると、皆さんますますわかりにくいだらうと思ひます。

きょうの参考人の非常になつた話の中で、例えばヨーロッパでは目抜き通りに個々の再開発事業がある、自分の顔写真入りで皆さんにわかるような、文書も置いているような形で情報公開がかなり進んでいるから理解が得られるといふようなこともあると思ひます。事業が具体的に開かるときに速やかに割と市民にわかりやすい形で公開するといふことも、その事業が円滑に進む一つの流れの中に出てくるのではないかと思ひますので、それもまた検討していただければと思ひます。

時間もなくなくなりました。最後に大臣に、今回の中心市街地等長時間にわたる審議、丁寧に答えていただいてありがとうございました。今回のこういう提案、改正が今後土地流動化といふところに限らずに景気浮揚にどういふ形でつながっていくか、そういう大臣の決意と夢を語っていただければ、私の質問を終わりたいと思ひます。

認定再開発事業につきましては、従来の再開発事業といふのは、当然でございすますが都市計画手続をしておりまして、かつその場合には高度利用地区などの手法を前提としております。今回の場合は、先ほど申し上げましたように任意再開発、あるいは民間主導でやっておりますので、あえて都市計画決定をしないといふところは手続的には一つ代表されるわけではございすし、それから個人施行等も行つておりますけれども、主体としてできるだけ幅広く対象にしていふといふことで、これは決定的な差といふわけではございせんけれども、傾向的なことを申し上げますとそういうことではございす。

開僚会議におきまして、一つに二十一世紀を見据えた社会資本整備でございすとか、あるいは減税による経済の活性化でございすとか経済の構造改革の推進、これらに並んで土地債券の流動化と土地の有効利用、こういう重点項目で取りまとめられたわけではございす。

今、本委員会でも中心市街地の活性化を含めて御議論をいただいておりますが、地方も大きく今変わらうとするときでございすし、これらの法案につきましては御審議を経、さらにまた平成十年度の補正予算につきましても早期成立を期しておるところでございす。また御審議に御協力を賜りまして一日も早くこれが成立することによりまして、当面の町づくり、さらにまた景気の浮揚、両面から私は強力な手だて、施策が必要なきだと思ひます。

○荒木清寛君 私は、都市計画法に関連しまして、スーパー銭湯といふ問題について取り上げたいと思ひます。

近年、関西や名古屋を中心にスーパー銭湯の人氣が高まっております。スーパー銭湯といふのは、露天風呂、サウナ、ジェットバスなどを備えた公衆浴場の一種でありまして、入浴料も四百円から千円前後と手ごろなものとなつてゐるわけではございす。

このスーパー銭湯の建設をめぐることで、周辺住民と業者の間で裁判になつた事例もありまます。要するに、住民たちの心配といふのは、大型ボイラーなど機械類の騒音、あるいは皆さん自動車で来る人が大半ですから、生活道路が入浴客らの車の通り道に半分の道ではないか、子供の交通事故は大丈夫か等々といふ心配であつたわけではございす。問題となつた場所も第一種低層住居専用地域でありまして、いわゆる建築物の規制も大変強いわけではございす。

御案内のとおり、本年四月二十四日に経済対策

確かに、建築基準法によれば第一種低層住居専用地域で公衆浴場の建設は許可されることになっております。しかしながら、スパー銭湯というのは従来型のいわゆる銭湯とは違っていて、レジャー施設的な要素が多く、先ほども言いましたように自動車を利用する客も多いわけでありまして、いわゆる一般の従来型の銭湯とは性格が異なっていることは明らかであります。

こういう施設を公衆浴場であるとして、当該の地域で建設を許可することは妥当と考えられるのでしようか。まずお尋ねします。

○政府委員(木下博夫君) いろいろ現場のことを踏まえての御質問でございます。私も現場を十分承知しておりますので、資料だけの御回答になりがちでございますが、一般論でちょっとお答えさせていただきます。

今先生からお話のございました公衆浴場という用語で申し上げますと、その規模とかあるいは浴槽の種類、こういうものにかかわらず現在の都市計画法あるいは建築法の世界では、第一種低層住居専用地域におきましては建築できるとされております。したがって、スパー銭湯と呼ばれているものにも今先生からお話のございましたようにいろいろ多様なものがあるようにございまして、一律には論じられないわけでございますが、その建築計画におきまして付加されている施設、具体的にももう少し申し上げると例えばカラオケとかサウナとかそういうたいのものが想像されるわけでございますが、そういうサービス施設の規模とか形態によって、建築物全体から見ましたときに公衆浴場の範囲を超えるようなものについては認められないという判断もあろうかと思っております。

一般的に、大規模な公衆浴場にすぎないものについては支障がないと考えております。

○荒木清寛君 それでは最後に、今回拡大されました特別用途地区の設定によってこういうスパー銭湯の規制を行って住環境を守っていくというようなことは可能なんでしょうか。

○政府委員(木下博夫君) 特別用途地区は、今回の改正の基本的考え方に基づきまして、少しくどくなりませんが、用途地域の指定を補完してきめ細かな用途制限を定める制度ということで考えていきまして、従来の制度では必ずしも十分対応できなかった側面をぜひ市町村がそれぞれの地域に際して都市計画の世界で対応するというところでござい

ます。前置きはともかくといたしまして、御指摘のようなスパー銭湯でございますが、従来の法令ですと御案内のとおり十一の特別用途地区というものが類型化されておったわけでございまして、今申し上げましたような趣旨で今回の改正では、例えばでございますけれども、大変閑静な住宅環境でありますようなそういう地区におきまして、特別用途地区を活用いたしまして公衆浴場の規模等についての規制を行うことは可能であらうと思っております。そういう手法によりまして御指摘のあったようなトラブルを防止するということも仕組みとしてはできるのではなからうかと考えております。

○荒木清寛君 終わります。

○緒方靖夫君 きのうの審議、それからきょうの参考人の質疑を通じて私の感じていたことをもとにしながら少しお聞きしたいんですけれども、きのうのちよっと時間がなくて建設省の側にはなかなか話を聞けなかったんですけれども、商店街の衰退です。きょう参考人からいろいろ話を聞いて深まったと思うんですけれども、やはり商店街の衰退というのは大きな病だと思っております。それに対してはやはり処方せんが必要だ、そうなるべくとやはりその原因をきちんと分析する、これが非常に大事だと思っております。

その点で、私は原因というのは確かに多面的だと思っております。車社会の問題もある、ライフスタイルの変化もある、いろいろあると思っております。ただ、商店街の皆さんがどう言っているかという調査、これは中小企業庁の統計なんだけれども、七二%の方が量販店の建設によって客足を奪われている、そう述べているわけです。これは事実な

んです。ですから、いろんな理由、これは多面的だと思っております。また、その理由もそれぞれ大小いろんな要因の組み合わせがあると思っておりますけれども、この点で商店街も含めた所管をしている都市局長にその辺の認識をきちんと聞いておきたい。そのことが問題の出発点になるんじゃないかという気がするんです。

それで、私は端的に聞きたいんですけれども、こういう大型店舗の進出がやはり各地で程度の差はあれ共通して大きな問題になっている、そういう認識をお持ちかどうか、端的にお伺いいたします。

○政府委員(木下博夫君) 先日大臣からちょっとお答えしましたけれども、これはいろんなケースがありまして、私も端的にお答えしたい気持ちはやまやまでありまして。ただ、問題は、今先生がおっしゃられたようにいろんな要素がございまして、それからきょうはたしか参考人の方のどなたかだったと思いますが、買い手の側、消費者の側の意見をもう少し聞くことも必要じゃなからうかという声もあります。

私は、やっぱり両方、売る方と買う方が協調しなければ町づくりはできないと思っておりますし、便利だけではないけれども、これからおっしゃったようにますます高齢化の時代になってまいります。当然足元の弱くなってきたとき、我々はみんながそういう世代にいずれはなるわけでございますから、そのときにはやはり車で行くという買い方、あるいはまた買いという形は実際にはなかなかかえって私も不自由を感じると思っております。しかも、もう一つの面は、お話をいたしましたように大きな核テナントを中心とした町づくりで成功した例もあると思っております。

いずれにせよ、私はきのうの委員会でも身の丈と申し上げましたけれども、それぞれの都市の持ち味の中で一定の規模、こういうものを念頭に置いて市町村が絵をかき、それに準じた、これは商業施設だけではなく他の機能、例えば工業あるいは行政あるいは文化、そういうものを含めて町づ

くりのスケールを考えるべきではなからうかと思っております。

○緒方靖夫君 局長は実際に都市で仕事をされたという経験をお持ちだと思っておりますけれども、そういう中で商店街の方々がどういふ声を上げているかというその現実私は御存じだと思っております。その中で、やはり圧倒的に、圧倒的というのは七割とかそのぐらいの水準だと思っておりますけれども、やはり量販店の進出、その声を上げていこうということについてはお認めになりますでしょうか。

○政府委員(木下博夫君) その調査が客観的に行われていればその数字は信頼しなきゃいけないと思っておりますが、御質問の仕方、あるいはテーマの切り口によってまた違う角度からの分析もあらうと思っておりますし、それから現実目の前にあればそういうお答えがあることもある程度想像はできると思っております。

いずれにせよ、そういう調査結果があるということであれば、その数字はそれなりの意味を持つのでなからうかと思っております。

○緒方靖夫君 都市局長としては非常に情けないですね。

やはり、これだけ大きな問題になっているわけですから、どこでも小売店というのはその地域の政治を支える非常に大きな力になっているわけですから。そういう意味で言うと、保守層の非常に強い基盤です。フランスでもパリの商店街というのは非常に有名で、保守を支えているわけですね。シラク・パリ市長を支えてきたのはパリの商店街と

言われている。なぜパリの商店街がそういう強い力を持っているかというと、彼らは政治によって完全には守られているというそういう自覚を持っているからですね。だから、そういう意味で言うと、今の都市局長の程度の認識でそういう都市計画行政をやっているというのは私は非常に情けないと思

います。

大臣に私はお聞きしておきたいんですけれども、政治家としても、やはり今各地で問題になっている。自民党に対してははっきりと、自民党の政治

家としても言いたいんだけど、はっきり言っ
て小売店の方々が、今まで一生懸命自民党を応援
してきた方が、今自民党がその問題に対して非
常に冷淡な態度をとっているということで商店街
の反乱、そういう例が実は起こっているんです。
そういう問題についても認識されないんですか。
議事録に残っているんですよ。

○国務大臣(瓦力君) 多少生臭い分野にも実は話
題が及びまして、どうお答えしようかなと思いま
すが……

○緒方靖夫君 はっきり言っていますよ、思っ
ていること。

○国務大臣(瓦力君) はっきり申し上げますが、
町の歴史やいろんなものを考えますと、門前町が
ありましてあるいはまた商店街で活力のある町
が今日まで続いているところもございまして、
また大店舗が来ることによって町が大きく影響を
受けたということも私はよく承知いたしております。
だから、そういうことを考えてまいりますと、
これから地域社会における商店街なり町が魅力的
でありまた活力を持っていくための手だてとして
は、この法律の中でも読み取っていただける分野
が多数ございまして、また大店舗があることに
よって町づくりをしようという新しい町
もこれから存在するかわかりません。だから、
スーパーマーケット、おまへはだめだよ、大店舗
舗、おまへは全部だめにしてしまおうというよう
な極論に立つものではないですね。それは住民の
方々、地方の方々が自主的にどう取り組んでい
くかという、地域の活性化というのはそこからま
ず出発をするわけでございまして、初めから大
店舗ありき、おまへは悪玉だというような今の結
方議員のような論点には立たないわけでありま
す。

商店街が本場に地域の方々となじみながら、ま
た潤いを持っていくという町づくりをこれから私
どもはよく支援していくことが必要である、こう
いう認識に立っていることを御承知賜りたいと思
います。

うわけでありまして。

○緒方靖夫君 建設大臣としては私は非常に情け
ない答弁だと思います。というのは、やはりな
何を悩んでいるかというその実態から出発しな
い、私はそのことをはっきり申し上げたいと思
うんです。

各地で起こっている大店舗進出で困ると言っ
ている声、それはまた地域の問題、それから商店
というものは町の顔です。お祭りなんかを見ても町
のそれぞれの伝統文化をはぐくんできた、そうい
う商店街、その人たちが今大きな声を上げてい
る。

私は、すべて大店舗をどこでもいつでもだめ
だと言っているんじゃないんです。進出をしやす
くする、そういう方向でいいのか、そういう問題
提起をしているので、そのことを述べておきたい
と思うんです。

それで、きょう午前中に参考人の質疑がありま
した。私は結構いろんな意味でおもしろかったな
と思っっているんですけれども、その中に欧米の行
き方、つまり欧米では試行錯誤があります。これ
からも試行錯誤はあるでしょう、恐らく。しか
し、その中で規制を全体として強めていく、そ
ういう方向をとっているという、つまり日本とは
逆の方向をとっているという報告がありました。
その中で、また同時に、規制の主力というのは都
市計画にあるということも指摘されました。

これは、事実の問題をお伺いしたいんですけれ
ども、都市局長、きょう話を聞かれましたしよ
う。それで、その中の外国の例の事実関係で、こ
れはとんでもない事実誤認だと感じられた部分
があったかどうか、お伺いいたします。

○政府委員(木下博夫君) 私も限りなくきょうの
参考人質疑を聞かせていただこうと思ひまして、
ほとんどの時間は着席して聞かせていただいてお
りました。まず先に、若干感想めいたことで恐
縮ですが、二つばかり思っております。

一つは、質問と若干外れるかもしれませんが、それ
ども、やはり問題点は大変複雑であって、それで

多様化しているということが一つであろうと思
います。これは答えでございせん、印象でござい
ます。

もう一つは、今回お願いしております中心市街
地法の中には、従来はなかったわけでございま
すが、例えば地域を指定するとかあるいは国なり県
が計画を認定するとか認可するとかという手続は
一切やめまして、いわば市町村の自主性に任せる
というあたりが実は議論がなかったということ
は、私の感想でございせんが、まだまだ法律のね
らいが先生方といえますか参考人の方々に十分
伝わっていないのか。都市計画制度とか
その他のことについてはとかくPRが足りない
と言われました。そういうことも含めてでありま
す。

今おっしゃられた外国の例でどうかというん
で申し上げるとその差はないと思っております
が、ただ詳細については、若干御質問とやりとり
の中で必ずしもそう詰めたお話しじゃありません
でしたので、正確にお答えするのはいささか御遠
慮すべきであらうと思っております。

ただ、全体的に、答えが長くなりますが、規制
が先にあるというところは、確かにそういう仕組
みをヨーロッパはとっておりますが、これは都市
の発展過程がかなり成熟している状況とか、もち
ろん大きな都市もございまして、比較的小さな都
市群がそれぞれ国内に存在するというようなこと
でございまして、日本の場合も、これから地方都市
が元気になるように我々もいろんな施策をやらな
きゃなりませんが、この二十年三十年を振り返り
ますと、かなり太平洋ベルト地帯を中心とした大
都市圏というものが連続して整備されてきた、あ
るいは都市づくりが行われてきたということでご
ざいます。

その際に、ある程度規制をかけるとなりまし
と、地域地域によつての差を果たして同じそう
い規制でかけられるのか、あるいは規制について
は当然地元でのいろんな御意見もあるのかと思
います。

ますから、公共団体の方々がそういう規制を本気
で、これは社会的規制は私はある程度必要なもの
はやつたらいと思っておりますが、果たしてそ
ういう規制がかけられるだけのものが地方にある
のかどうかというところは、これは私は現実問題と
して相当難問ではなからうかという感想を持っ
ております。

○緒方靖夫君 きょうの参考人の中で、五十嵐
議員が、ヨーロッパでは土地は原則不自由という
話をしました。私も確かにそう思うんです。なぜ
不自由かというと、土地の公共性、社会性、それ
があるからなんです。私はその点で、確かに今局
長が言われたように日本とヨーロッパは歴史的成
り立ちが違う、また都市の誕生の経過も違う、そ
ういう違いはあると思ひます。

しかし、日本でも、私は土地政策審議会が出し
た答申の中にもいいことが書かれているなと思
たことがあるんです。これは九六年十一月に出さ
れたものなんですけれども、全体として私は評価
できることが幾つもこの中に書かれていると思
っておりますけれども、その中で特に、土地利用に
ついてこの書かれてるんです。「土地利用規制
を厳格に実施することや、経済効率性のみでは劣
位にたつ土地利用であっても、公共・公益上の観
点から必要なものについては支援措置を講じるこ
とが必要となる。」、土地の規制を厳格に実施す
る。今局長は、ある程度規制することは云々と
言ったけれども、ある程度じゃなくて、やっぱり
こういう表現が答申の中にあるわけですよ。

ですから、私は、この間ちょっと質問して時間
が切れちゃったんだけど、私はこの答申の中
身と今やろうとしているこの法案との間にはやは
り乖離があると思ひます。今局長は、ある程度
の規制は必要だと言われた。この答申の中には、
土地利用の規制を厳格に実施するものについて支
援していくと書かれている。違うんじゃないま
せんか、局長。

○政府委員(木下博夫君) 政策全体につきまして
は、例えば土地政策全般を預かる国土庁からお答

えいただくことが適当かと思いますが、私の発言での御質問ですから私がまずお答えするのが筋だと思ひます。

私がある程度申し上げましたのは、規制というのには確かに社会的に必要なものがあるという前提でございますが、具体的に現実にやるとなると、なかなか関係者の中にあつてでよくいくところもあるから、そういう意味での現実的対応としてある程度申し上げました。

それで、今回の法案につきましては、私は一歩ずつ、これは御前進という言葉がいいかどうか分かりませんが、そういうような精神でやっております。それが時に部分的改正にとどまっているんじゃないかという御意見、御指摘のあることも承知しております。ただ、この答申そのものは、一つの中期的、長期的方向づけでございますから、私は方向については同じでありまして、その進み方において多少歩みが弱いとか少ないという理解でやっております。決して方向が、違うベクトルを求めているということではない、こうお答えしたいと思ひます。

○緒方靖夫君 大変苦しい答弁だなというふうに率直に思ひます。

それで、最後にお尋ねしたいんですけれども、経団連がこの四月に規制緩和に関する意見書をまとめたんです、ここにありますけれども、そこには、大店法廃止、これについて「画期的な政策転換」だと書かれていて、「わが国の行政改革の歴史の上でも特記すべき第一歩」だと、そういう評価、絶賛しているわけです。また、そういうふうになら、同時に、「大店法以上に厳しい大規模店舗の出店規制が行われる恐れ」があるとして、都市計画法はそういう中身にならないかという懸念を懸念しているんです、経団連は私はいくつか懸念は全くないと思うんですけれども、経団連はそういう懸念を懸念している。そういう懸念をしながら、「政省令ならびにその運用においてこうした懸念を払拭することが期待される。」というところを経団連の要望として述べられているんです。

す。この要望、局長は御存じですね。

○政府委員(木下博夫君) ちょっと、つまびらかに私まだ把握できておりませんが、私たちの提案させていただいている法案に対しての、いろいろ各方面のいろんな御意見なり御指摘は当然出てきようと思ひます。

私は、ある一定の特定な団体のためにこの施策を当然打つわけではございませんから、それぞれの評価というのはしっかり真摯に受けとめるべきだと思ひます。ただ、問題は、この世の中に対して、大変今それ自身自信を喪失している中で、より美しいあるいはより強い国土づくりをしていかなくさいけないという方向について、いささかも都市計画法が寄与できればと思ひます。今お話のあった大店法問題については、先ほど商業的な全体的な方向づけというのがあるにあっての御議論だと思ひますが、今回の特別用途地区についての改正についてあえてこだわって申し上げると、これは地方分権という流れの中で、地方がそれぞれの地域としてきめ細かくやっていくという手法として私は大いに使つていただければ、今のところ私たちに聞かえてきておりますのは、別に商業に限りませんけれども、いろんな分野でこれらから例えば地場産業あるいは文化、伝統、そういうものについての特別用途地区の活用をしたいという公共団体も大分声を上げてきておりますから、むしろ私は、この声を大切にしたいからぜひ浸透させていきたいという決意でございます。

○緒方靖夫君 時間ですので終わります。

○泉信也君 きょうは、都市再開発法についてお尋ねをさせていただきます。

今回の三法案については、いろんな角度からの議論がなされてまいりました。日本の町がなかなか見えないがよくなるかという景観がよくない。それは、伝統とか歴史とかというものが生かされない町づくりが戦後五十年余り続いてきた。関係者の御努力は評価をする中で、やはりそ

ういう事態が続いてきたということを反省して今回の法律改正等が進められておるといふふうに思ひます。

まず、今回の改正の一つの目玉でございます特定事業参加者制度という新しい制度を導入しようとしておられますけれども、これはまさに既に制度としてございまして参加組合員制度というものが先に行つておるわけですが、この制度の拡充した一つの変形かなというふうに思ひます。

そこで、現在の制度の活用状況あるいはその問題点として当局の方で評価をしておられる点、い点悪い点を含めてですけれども、どういふ点があるんでしょうか。

○政府委員(木下博夫君) 御質問のあったとおりでございます。現在の組合施行の市街地再開発事業におきましては、これは定款の規程でございまして、これは、お話しにございましたようにかなり多くの方々に参加していただけて、再開発事業というものをうまく動かしていただけたために今までも相当の実績があるわけでございます。今私の手元にあります数字は平成九年度末ということでございますが、九年度末までに完了した組合施行の再開発事業が全体で二百十地区ございまして、そのうちの百六十地区、ですから概ね八割近い数字だと思いますが、その八割につきましては今御説明いたしました参加組合員制度を活用しております。

したがいまして、今回の特定事業参加者制度は、事業の安定性、そういうものをにらみながら施行規程というもので保留床を取得して、いわば将来にわたつての事業の安定性といふことが、多くの方々に参加していただく、そういう仕組みを組合施行のものに準じた形で導入させていただくという考え方に立っております。

○泉信也君 この制度は、今の御説明のように活用されたというか意味があったということ、このたび新しい制度を充足させようということ、すけれども、こういう景気が悪い時期、こんなこと

が長く続いているわけですが、そういう中で保留取得予定者が参画をして、計画の時点から金銭的にも計画の内容にもその人たちの意思を生かしていただく、こういうことでつくる予定の制度だと思ひますけれども、逆にこういう時期には景気がある程度よくなるとか、これまでと同様に右肩上がりの景気判断ができるようなときでないといふしるちゅうちゅうするんではないか、こういう心配をするわけですが、いかがでしょうか。

○政府委員(木下博夫君) 先ほど来申し上げておりますように、今回の再開発事業そのものは、中心市街地の空洞化というような問題とか、あるいは日本全国的に都市化社会から都市型社会への移行という、そういう認識の中で各種の制度を改正していくわけでございますから、そのときにあつても先生がおっしゃられたように経済情勢が必ずしも芳しくない、そういうことで再開発事業がせっかくの制度をつくつてもなかなか進まないんじゃないかなという御懸念、私もある程度はそこについて同感でございますし、何とかそこを乗り越えていく、気力だけではなかなかまいりませんけれども、そういう機運を高めてまいりたいと思ひます。

また、加えて、おっしゃられたように制度が動くためにはいろんな支援策というのをこれから工夫をしていきたいと思いますし、いずれにせよそれぞれ参加する方々が使いやすい制度にしていくためにはどうしたらいいかということについて、なお一層工夫、改善をしていきたいと思っております。

○泉信也君 確かに局長のお答えのとおりだろうと思ひますが、参加者をどういう基準で選ぶか、余りルールにすれば問題が起きてくると思ひます。この基準みたいなものはあなたがつくれるのかというか、どういふ考え方で一応の整理がなされるんでしょうか。

と申しますのは、今局長も御心配というかおっしゃいましたように、余り厳しくすれば参加者が少なくなりますし、途中で混乱を起すようなこと

とがあつてもなりませんが、参加基準みたいなものをつくられる考え方が当局にございますか。

○政府委員(木下博夫君) おっしゃられた心配点はございませう。それは法律的にも書かせていただいておりますが、参加される方については二つの要素でチェックをさせていただくということでございます。

一つは、事業に参加されるためには、事業に対していろいろな影響を与えてはいけませんので、資金的にしっかりとっているかどうか。それから、当然でございませうが、その再開発事業そのものの目的に合致した床利用をしていただけるかどうかという点について規程を設けて審査するわけでございます。それによって、参加者は一応の資格といえますが、要件をテストした上で審査されると思ひます。

ただ、おっしゃられたように余り厳しくしてもどうかという点です。これはなかなかお答えがしにくいわけですが、現場でそれぞれが両者の調整といひますか協議の中でやっていくわけでありませう。先ほどの御説明の中で申し上げましたけれども、その床が従来商業系が非常に多く利用されてまいりました。しかし、最近では、都心に住んだときに関連の公益施設とか公共施設などをうまく利用できる。そういうものがワンパッケージで再開発ビルあるいは再開発事業の中に含まれることが必要だと思ひますので、むしろ考えとしては、そういう資格審査もさることながら、その事業がうまく転がっていくためには、これからはますます支援対策のためにいろいろな各種の補助制度とか、そういうものも地元公共団体と一緒に考えていかなきゃいけないんじゃないかならうかと思ひます。

○泉信也君 計画目的に合致してあるか、また資金的に大丈夫か、当たり前といへば当たり前ですが、けれども、その部分だけで本場に多くの方々の参加をいただける、そしてまた間違いない再開発を進められるかどうか、ここはもう少し議論をさせていただかなきゃならぬ点かと思ひます。

それで、もう一つ、今回新たにつくられます認定再開発制度、このことについて少しお尋ねをいたしたいと思ひます。

再開発方針を定めなければならぬ、その再開発方針に沿つてこの制度が動き出すということになるわけですが、建設省としてこの制度を利用促進するためにどんなふうな考えで進められるのか。一つは、この再開発方針の作成が円滑に進むのかどうか。そして、建設省はこの方針を策定される段階でどういう関与をされるのか。余り厳しく関与をすれば、また全国どこへ行つても同じような顔の町ができ上がつてくる可能性もありますし、余りルーズでもこれまた難しい話が出てくると思ひますが、この点についてはいかがでしようか。

○政府委員(木下博夫君) 県が決めます再開発方針の中で再開発促進地区というのが決まられまして、ここに開きまして実施するということで認定再開発事業が出るわけでございます。

幾つか御質問がございませうが、地元の公共団体と地域の方々との町をどうするかという考え方をまず詰めるのが先でございまして、その際いろいろな全国の経験、失敗も含めてであります。そういうものを情報として提供させていただくことがむしろ我々の役目であらうと思ひます。もちろん、補助金に代表されるような各種の支援策、税制等も含めてですが、そういう意味での知恵も絞つていきたいと思います。

おっしゃられた同じような顔になるんじゃないかというの、実は確かにそういうことが現実にあることも否めないわけですが、例えば先ほどの御質問にあつたような特別用途地区も含めて、それぞれの顔というのはいさし地域がおつくりいただくわけでありませう。建設省が余りそこにタッチするような基準とかというものはつくりたいと思ひませんので、むしろ伸び伸びと自分の町づくりというものができる。ただ、手法としてはいゆる認定再開発事業という民間の力を借りるだけ導入する、民間というのには地元というふ

うに置きかえていいと思ひますが、そういう手法をぜひ使つていただくことで御相談相手をしていきたい、こう思つております。

○泉信也君 従来の規制をされた行政の中から考えますと、今の局長の御答弁は大変先を走つていような思ひもございませう。都市開発、再開発等については、そうしたお考えが私は大変大切だと思ひます。

今回のお尋ねしました二つの新しい制度は、まさに民間の活力をできるだけ活用しよう。これまでも民間活力の活用というものはあらゆる分野で日本の制度の中に取り入れられてまいりましたけれども、さらにもう一歩進めよう。しかも地域あるいは市町村の町づくりの考え方にこたえられるようにしようというお考えだと思ひますが、さらに民間の力を使おう、今は考えられないけれどももう一歩進めようというふうなお考えがございませうか。

今回の法律改正にはなかなかのせられなかったけれども、本来はできたらこんなことまでやりたいてい、こんなものがございませうか。

○政府委員(木下博夫君) 今法案を出しております、あるのならば一緒に出せということになるわけじゃないんです。とりあへず今回は、従来市施行といひますか公共団体施行などで行われた、先ほど申し上げました参加組合員制度なども入れたりしております。私は再開発事業はかなり伸びてくると思ひます。それから、先ほどちょっと私の答弁が若干不正確といひますか不十分だったと思ひますが、民間の方々が、認定再開発事業というのには都市計画決定も経ないでやってくるわけですから、そういう意味では時間の問題も含めてですが比較的取り組みやすいと思ひます。

あと何があるかという御質問に最後にお答えしなさいといひますが、今国会の中でも例えばPFIといふようなことが言われております。私は、この民間活力といふのはいろいろおっしゃられる方によって大分差があるような気がい

たしますが、端的に申し上げて例えば資金、ノウハウ、それから人、この三つの要素がいれば民間活力のメーンじゃなからうかと思つております。どなか、あるいは全部合せていけば再開発事業に組み入れていくという意味では、例えばPFIなんかは、これも定義はいろいろあるわけですが、再開発事業などはこのPFIに沿つた形の一例ではなからうかと思つております。

全体的に、そういう民間活力を使おうという姿勢の中で、また今の国の経済状況からいまして皆さんがいろいろな思ひを持っておられますので、ぜひそういう御意見などを承りながら再開発事業の中に組み入れられるものは、可能なものはやってみよう、こう思つております。

○泉信也君 終わります。

○山崎力君 最後の質問者になります。今までのいろいろな議論されてきた中で概括的なところ、本場に締めてくくりの形で主に大臣にお答え願ひえらばと思ひます。

まず、先ほどの参考人からのいろいろなお話を伺ひまして、一言で私なりに総括しますと、今回の一連の法律改正によつての方針は、方向としては非常にいいのではないかと。ただし、その結果が意図したものにはなっていないと。物すごくその結果が出るのは極めて困難であらう。物すごくそれに対する種々今までのしがらみでの制度といひます。それは、むしろ悲観的な部分が多い。しかし、それは言つていられないからいいところを見つめてそこを伸ばす足しにはなるんではないか、こういうのが参考人の方々の話であつたように私なりに受けとめております。

そういう中で、一つ一つの点でいけば、まず中心市街地の問題からいけば、これは人が集まつてそこで金を落とすといふ町づくりをどうするかといふこととございまして、ごく少数のお金持ちが大金を使うような商店があつたとしてもこれは無理なわけで、やはりとにかく人が集まつてくれるような形にしなければいけません。そのためには、建設サイドの町づくりも十分必要であら

うし、あるいは輸送という意味でのアクセス、そういう面からいえば運輸の問題も出てくるだろう。あるいはどういう引きつける商売をするか、今はやりの言葉で言えば情報発信のあるものを、どこにどういったものを見つけてくるか。そして、それがある人に言わせるとネットワーク化、あるいは集中化してその質を高める、こういうふうなことだろうと思うんです。

そこで、はてそこでということになったときに、先ほどの参考人の意見もこれありで、非常にお聞きにくいことなんです、要するにそこまでやらなきゃいかぬということはあるんだけど、コストに見合う効果が上がるということなんだらうかというのが最終的に今回の法律それから関連する予算について出てくる問題だろうと思うんですが、その辺、胸を張ってこれだけの金をかけるとこれだけのものができると予想されているのでぜひやりたいんだというふうなことがございましたら、お聞かせ願いたいんですが。

○政府委員(木下博夫君) 予算だけですべてが片づくものではないと私は思っております。きょうの参考人の御意見の中で退職金という表現があったのは、私は担当している立場から少し寂しい思いをしました、そうならないようににもちろんしなきゃいけないと思っております。問題は今まであった予算の性格をそう急激に変えることはなりません。しかも、ことしの予算は当初予算で言えば公共事業費は国費ベースで七割減でございますから大変厳しいものであらうと思っております。

今お話のございましたように、コストに見合うかどうかというところは、その地域目標あるいはその事業の役割というものをしっかり見定めた上で重点配分ができるかどうかにかかってきていいると思いますので、決して退職金にならなくてむしろ励まし料になるぐらいにこの予算を使っていけると思っております。そのためにはこの法案、中心市街地法あるいは都市計画法を通していただいた上で、早目にそれぞれの出した基本計画を国としてむだのないチェックをした上で早

く実現の方向に動かすことが必要じゃなからうか、こう思っております。

○山崎力君 御答弁は確かにそういったことで、非常に申しわけない誘導的な形にこれからの質問はなると思っています。

とするのであれば、まさに評価システムというものをどうするかという問題があります。これは最終的に言えば、この地域においてこれだけの金額のこういう計画をしてやったら、その結果こういうふうな形になって、人が従来に比べて何割増し集まるようになり、商店街の売り上げがこれだけふえた、あるいは失敗した、どこに原因があるんだ、どういふアイデアがあるんだということを事後の再評価をして、そのところを、これは全一週にできるわけじゃありませんから、そういったことを中央官庁とすれば、これは地元をやってももうことなんでしょうけれども、それを中央官庁の目として専門家として評価するシステムを、これがある程度立ち上がってくる時点、結果が出る時点までにはつくる必要があるんじゃないかというのが一点。

もう一点言えば、その前の計画の段階で、先ほどの参考人の話からいいますとマスタープランが大事だと言っていましたけれども、どういう順番かはともかく、恐らくかなり多数のマスタープランが各市町村あるいは県、そういったところから出てくると思います。その中で建設省としてチェックをする、それにチェックをつけて予算をつけるわけですから、何がポイントでチェックをしてこのマスタープランについてはかくかくしかじかの問題点あり、あるいはいいアイデアあり、そういうものを役所として公にする体制というの、私はこれからのことを考えると必要ではないかと思うんですが、その辺のところはいかがでしょうか。

○政府委員(木下博夫君) 御指摘、基本的に私は異存はございません。問題は、そのおっしゃられたような理想型に対してまだ手法が十分準備できていないというのは私自身残念です、そう

いう努力は怠りなくやってまいりたいと思っております。

若干くどくなりますが、公共事業そのものがいりんな御指摘なり御意見をいただいております。建設省だけではございませんが、政府を挙げて今公共事業の評価システムをつくったつもりしております。これは、個々の事業についての評価システムは、例えば十年程度の当初予算の箇所づけなどでもかなり私は実行できたと思っております。例えば今のようないくつかの事業と、そういう個々の事業評価だけでなくもう少し他の事業との関連性を含めて、あるいは何かのテーマ、それは環境とかあるいは景観とか商業面、そういうものでどう結びついていくかという、もう少し副次的なといいますか、そういうものをつくっていく必要があるように思っています。これは気持ちを申し上げております。

ただ、今までに中心市街地法など、あるいは都市計画法を改正するに当たって多少勉強したことでも申し上げると、例えばある町の中心地に年間どれだけの人が入ってこられたか、あるいは区画整理することによってその市町村に固定資産税でどのぐらいの税がふえたかというようなことも、実は計量的には把握したりして勉強を始めておりますので、これは先生の御質問のあったことにちゃんと適応しているかどうかはわかりませんが、しっかりとそういう意味での評価をしないとばらまきになるぞ、あるいは各公共団体が自分勝手な計画をつくってきたときにおまえたは戸惑わないのかという御指摘に対しては我々も十分、地方のやる気をそいではないけませんけれども、そういう意味での検討あるいはチェックというものはやらなきゃいけないと思っております。

○山崎力君 ありがとうございます。そういつた中で、それを役所内部だけでなく、ある意味では非常に厳しいんですけれども、だめな計画を出してきたところには、そのところろがこがだめだというように地方自治体に知らせ、それを住民の人たちに自分たちの選ん

だ地域の地方公共団体の計画はだめであったと、よってねられたということが、こがこういうことだという理由がしつかりすればこれは本当に反省材料になるわけでございます。ただ、どういうわけだから知らぬけれども予算のつき方が悪かった、向こうの方はよくついていた、だから向こうの計画がいいんじゃないかというふうな従来の自治体間における横並び姿勢というものが、一種のもも護送船団方式だったと私は思うんだけれども、その辺のところはこれから町づくりにおいてはもう完全な競争社会になる。いいところは伸びていいじゃないのという地域間競争もすればやらざるを得ない。これは気の毒な人も出てくるしあれなんだけれども、そういう割り切り方の時代にならざるを得ないんじゃないかなという気がしております。

そこで、この間の私の質問でも述べさせていたいただきましたが、そういうふうな姿勢はよろしいし、あるいはそういうふうなことを勉強しているというのはいんだけれども、今までの反省からいって、何回も申し上げて恐縮だけれども、日本の都市づくりというのは惨憺たる結果で明治以来戦後来て、結果として、残念なことですけども、そこそこ、役所の立場からすれば、まさに住民の意向をできるだけ効率的に果たしていこうというところに追いついて基本面的なコンセプトができなまま日本の都市が巨大化したり、あるいはよかつたと思つたところが今の御時勢の中で地方中核都市の中心市街地の空洞化あるいはスプロール、地方におけるドーナツ化あるいは過密過疎化というところに来ている。

そういつたことに対して、確かに一つの今はやりの言葉で言えばこの法律案はツールだと思つただけけれども、それではうまくこれを使えばこうやってうまくいくんだというのがなかなか全体として見えてこない、そこが一番腹立たしいというかいらいらすことだと思つたんです。この法案に賛否という意味ではなくて、賛成なんだけれども、ということなんです。

それで、最後に建設大臣にお伺いしたいんですけれども、大店法の問題はいろいろあります。いわゆる都市計画区域外における出店規制をどうするんだ、そっちの方がむしろ地方の実情からいけばそこがポイントだよと言う商店街の人たちもおります。

そういった中で、今回の法律が国民生活において、この逼迫した予算の中においてこれだけの予算を使う、一兆円と聞かされていますが、それが将来にとってペイするんだ、よしんばその投資が当初の目的を果たせないと、いわゆる都市基盤整備として当面の対策にはならないとしても三十年先五十年先の日本の町づくりにとって最低限一つの先行投資であつたと、そういうものであつたというふうな方針くらいは、方針といひますか考え方くらいはあつていいんじゃないかと思うんですが、そういう点を含めて御感想といひますか、最後の締めくくりに御意見をいただければと思います。

○国務大臣(瓦力君) 山崎委員の御質問に十分答へられますかどうか。私は質問を聞きながら、山崎さんも力だし私も力だし、同じようにダブル力みたいなのでございます。名前が。

ちょっとロマンチックに過ぎるかわかりませんが、やはり我が国の基本的な都市基盤、基盤といへば基本的なことではございますが、道路にいたしましても、また下水道等のことを考えてみましても、大変立ち回れておることは間違いないわけではございまして、これらを一は整備をしつつ、文化なり環境なり、また住民の多様なニーズにこたえて取り組んでいく、そして都市が、国が安全で、また美しい都市である、町であるということが重要であると思つてございます。

都市でございまして、人間の息遣いがいろいろあつて喜怒哀楽もそれぞれがしみ込んだようなところが町として、私はこれから欧米社会のようにつくり上げていくまた一つの機会でもあらうと思つておるわけではございまして、地域の方々のそれぞれの要望を集めながら、市民の価値観であり

ますとか、どういふ町をつくらうという意欲でありますとか、そういったものが反映されて、文化なり自然なり社会的な環境、そういったものを織り込んで経済力が旺盛になっていくというふうなことを期待したいわけではございまして。

欧米社会と違つて我が国は都市の成り立ちの歴史が違いますので、非常に市民の中でも都市意識というものが生まれておりますから、これらの支援をすることにつきましてはこの機会は大切な機会だとして、こういったことをお答えもさせていただきます。

そういう中で、京都であるとか奈良であるとか、歴史の中であるような町も出てくるが、恐らくこれからいろいろな形の町が出現してくると思つてございまして、それらが歴史を経て、それに耐えて世界からも高く評価されるような町、また個性的で豊かな自立した町が生まれてくること、積極的にこの法律をもって支援してまいりたいと思つてございまして。

確かに、委員も述べられたように大型店舗といふものも付随品がございまして、基本的にはやはり町をどうするかということベースにしっかりと考へていくことが今大切な、こういう考え方を持っておるわけではあります。

○山崎力君 時間ですので、国土庁長官、最後に一言だけあれなんです、逆に言えば町のことばかり今までやってきたような気がするんですが、全国的に見れば逆の村という部分もございまして、自然環境という点もあつて、

今回とは若干ずれますけれども、まさに町があればその地域以外のところはすべて村と言つてもいいようなところなんです。その辺のところの余波がやっぱり村社会にも来ているという部分で、全国総合開発担当者として、その辺のこの問題に対する意識を簡単に結構ですから御答弁願へればと思つております。

○国務大臣(亀井久興君) 山崎委員、既に御承知のとおり、先般新しい全国総合開発計画、二十一

世紀の国土のランドデザインと呼んでおりますが、策定したばかりでございまして、その目指すものは今までの全総でも掲げたこととございまして、やはり均衡ある国づくりをしたいということでございます。人口にいたしましても経済にいたしましても情報にいたしましても余りにも今一部に偏り過ぎていて、これを何とか均衡ある状態に作りかえていきたいという思いを込めておるわけではあります。

今御指摘になりました、日本の各地にございす町として、農山村それぞれに個性があるわけではあります。その個性を十分に発揮しながら、まず自分の足もどをしっかりと見つけ直して、そのよさを生かしながらお互いに連携していく。その小さい町や村だけでなかなか自立した生活を確保するというのも難しいわけではございまして、それから、それに近い中小都市、そういうところをまた拠点都市として十二分な都市機能も充実させていかなければいけないわけではあります。

今度の全総では参加と連携というものを一つのキーワードにしているわけではありますけれども、そういうした各地域が連携を深めながら、そしてまた行政だけに任せるということではなくて、その地域に住まいをしておられる方々、企業で働いておられる方々、あるいは各種の市民団体とかボランティア活動をしておられる方々とか、そういう多様な主体に参加をしていただくということによって個性的な地域を創造していく、そういう考え方を込めておるわけではあります。

大都市圏の整備充実ということももちろん重要でございまして、言つてみれば日本の国土面積の約半分は過疎地と言つてもいいわけではあります。そこにわずかに六・二%、約半分のところに六・二%の人口しかいない、そういう現状でございまして、狭い日本と言つておりますけれども、私は決して日本という国は狭いではなくて広い日本だ、もっとも広く使うことを考えるべきではないか。全国バランスよく快適な居住環境というものがつくられていけば、美しい日本とい

うものが必ず二十一世紀においてでき上がっていくのではないかと、このように考へておるところでございまして。

○委員長(関根則之君) 他に御発言もないようです。三案に対する質疑は終局したものと認め

ます。これより三案について討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○緒方靖夫君 私は、日本共産党を代表して、都市計画法の一部を改正する法律案、都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案、国土利用計画法の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

深刻な財政危機に直面する中、政府は総額十六兆円に上る総合経済対策を決定しました。ところが、その中心は相変わらず大手ゼネコン仕様の大型公共投資の積み増しです。このような対策は、バブル崩壊後に五十兆円近い公共投資をしたものの景気浮揚につながらなかったように、既に破綻が証明されています。

本改正案は、総体として大企業の要望に沿つて土地の流動化や土地利用の高度化を進める景気対策の一環とも言えるものであり、地域住民を犠牲にしかねない都市開発事業を促進するものにはなりません。

市街化調整区域の開発規制を緩和する都市計画法改正は、本来市街化を抑制すべき地域で宅地開発、大型店、大型レジャー施設の建設などを促進するものであり、地区計画が条件になっていいます。保全すべき自然環境や農地の破壊となるおそれがあります。

特別用途地区の種類の法定制の廃止は改善であり賛成ですが、特別用途地区制度については商業調整の要素はなく、用途地域の補完としてごく限られた地区だけに指定できるもので、大型店出店による商店街や中小商店の被害を防止する効果はほとんど期待できません。基本となる用途地域制度の改善が必要です。

都市再開発法案の都市再開発の方針は、再開発を促進すべき地区やその整備・開発計画の概要に至るまで知事が決めてしまうものです。市町村や地域住民の意見を反映する保障がない都市再開発方針の策定を地方都市にまで義務づけることには反対です。

また、市街地再開発事業の特定事業参加者制度の創設は、施行者である自治体のリスク軽減などのメリットはありますが、民間事業者が事業全体のイニシアチブを握ることになり、一般の地権者が不利になるおそれがあります。認定再開発事業の全権利者同意制は認められますが、全体的に地域住民を犠牲にする再開発事業の促進策であり、反対です。

国土利用計画法の改正は、土地取引の事前届け出制から事後届け出制に移行し、監視区域指定の前段に新たに監視区域を指定する制度を設けるものです。取引前の価格規制の緩和によって土地転がしや地上げなど土地投機が再び多発するおそれがあります。地価が下落しているとはいえ、その下幅は近年縮小しつつあり、大規模プロジェクトの推進と相まって地価が反騰することもあると考えられます。また、地価が上昇するおそれのある区域を監視区域に指定するといえ、過去の経験から見ると、いたずらに制度を複雑にすれば土地取引規制を機動的に発動できないおそれがあるので反対です。

以上で、三法案に対する反対討論を終わります。

○委員長（関根則之君） 他に御意見もないようです。三案に対する討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

まず、都市計画法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本家に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（関根則之君） 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

のと決定いたしました。

小川君から発言を求められておりますので、これを許します。小川勝也君。

○小川勝也君 私は、たゞいま可決されました都市計画法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明、社会民主党・護憲連合、自由党、新党さきがけ及び改革クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

都市計画法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、都市計画における地方分権の重要性に鑑み、地方分権推進計画を早急に推進するなど、自治体の主体性が一層確保できるよう権限の委譲に更に努めること。

二、市町村に対し、地域住民やまちづくり組織などの意見が十分に反映されるよう配慮しつつ、都市計画のマスタープランの策定を促進するよう指導すること。

三、市町村の都市計画決定権限の拡大に伴い、市町村の都市計画に係る執行体制の充実に努めるとともに、都道府県による支援・協力体制を強化するよう指導すること。

四、特別用途地区の類型の廃止に当たっては、地域の実情に対応するという改正の趣旨を十分尊重するよう、都道府県に対し指導するとともに、商業機能の適正配置など広範な目的で特別用途地区を十分に活用するよう、市町村に対し指導・支援すること。

五、市街地調整区域は市街地を抑制すべき地域であり、環境への配慮、優良農地等の保全の重要性に鑑み、地区計画を定める場合においては、無秩序な開発が行われないよう十分に配慮するよう指導すること。

六、未線引都市計画区域においても用途地域の指定を促進するなど、地域の実情に応じて計画的に土地利用を誘導するため、都市計画区域全域において、用途地域、特別用途地区、地区計画等各種手法の積極的な活用が図られるよう指導すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長（関根則之君） たゞいま小川君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（関根則之君） 全会一致と認めます。よって、小川君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、互建設大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。互建設大臣。

○国務大臣（互力君） 都市計画法の一部を改正する法律案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討論をいただき、たゞいま可決されましたことを深く感謝申し上げます。

今後、審議中における委員各位の御高見や、ただいま議決になりました附帯決議の趣旨を十分に尊重してまいりたいと考えております。

ここに、委員長初め委員各位の御指導、御協力に対し深く感謝の意を表し、ごあいさついたします。どうもありがとうございます。

○委員長（関根則之君） 次に、都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案について採決を行います。

本家に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（関根則之君） 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、国土利用計画法の一部を改正する法律案について採決を行います。

本家に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（関根則之君） 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、三案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長（関根則之君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（関根則之君） 次に、建築基準法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。建設大臣互力君。

○国務大臣（互力君） たゞいま議題となりました建築基準法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

この法律案は、規制緩和、国際調和、安全性の一層の確保及び土地の合理的利用の推進等の要請に的確に対応した新たな建築規制制度を構築するため、民間機関による建築確認・検査制度の創設、建築基準への性能規定の導入を初めとする単体規制の見直し、建築確認の円滑化のための新たな手続制度の整備、中間検査制度の創設、一定の複数建築物に対する建築規制の適用の合理化等の措置を講ずるものであります。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、建設大臣または都道府県知事の指定を受けた民間機関が建築主事と同様に建築確認及び検査を行うことができるものとするとともに、当該民間機関において建築確認及び検査を実施する者の資格検定及び登録の制度を設けることとして

第二に、建築物の構造規制等について満たすべき

き性能基準を明示し、これに適合することが一定の検証方式により確かめられるか、または建設大臣があらかじめ定められた仕様に適合するものでなければならぬものとする新たな方式を導入することとしております。

第三に、建築物の安全性を確保するため工事の施工中に検査を行う中間検査制度を創設することとしております。

第四に、既存の建築物と連続して建築物を建築する場合において、各建築物の位置及び構造について安全上、防火上及び衛生上支障がないものと認定したときは、これらの複数の建築物を同一の敷地内にあるものとみなして容積率制限や建ぺい率制限等の建築規制を適用することとしております。

その他、これらに関連いたしましたして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(閣下規則之君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時十三分散会

五月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、建築基準法の一部を改正する法律案

建築基準法の一部を改正する法律案

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一

号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければ」を「証明書を携帯し、関係者に提示しなければ」に改め、

同条に次の一項を加える。

2 前条第四項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十九条を削り、第三十条を第二十九条とし、第三十条の二を第三十条とする。

第四十一条中「から第三十条まで」を、「第二十九條」に改める。

第八十六条の二中「第三十条の二」を「第三十条」に改める。

第八十七条第三項中「から第三十条の二まで」を、「第三十条」に改める。

第二章 建築基準法の一部を次のように改正する。

第四章 建築協定(第六十九条―第七十

第四章の二 指定資格検定制(第七十七

第一節 指定資格検定制(第七十七

第二節 指定確認検査機関(第七十七

第四章の三 建築基準適合判定資格者

に、「第二百二条」を「第二百三条」に改める。

条の二―第七十七條の十七)
条の十八―第七十七條の三十五)
の登録(第七十七條の三十六―第七十七條の四十二)―

第十二部 国土・環境委員会会議録第十四号 平成十年五月二十一日【参議院】

第四条第六項中「建築主事の資格検定に合格した者」を「第七十七條の三十六第一項の登録を受けた者に改める。

第五条の見出しを「(建築基準適合判定資格者検定)」に改め、同条第一項を次のように改める。

建築基準適合判定資格者検定は、建築士の設計に係る建築物が第六条第一項の建築基準関係規定に適合するかどうかを判定するために必要な知識及び経験について行う。

第五条第二項中「建築主事の資格検定」を「建築基準適合判定資格者検定」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 建築基準適合判定資格者検定は、一級建築士試験に合格した者で、建築行政又は第七十七條の十八第一項の確認検査の業務その他これに類する業務で政令で定めるものに関し、二年以上の実務の経験を有するものでなければ受けることができない。

4 建築基準適合判定資格者検定に関する事務をつかさどらせるために、建設省に、建築基準適合判定資格者検定委員を置く。ただし、次条第一項の指定資格検定制が同項の資格検定事務を行う場合においては、この限りでない。

第五条第五項中「建築主事資格検定委員」を「建築基準適合判定資格者検定委員」に改め、同条第六項中「除く外」を「除くほか」に、「建築主事の資格検定」を「建築基準適合判定資格者検定」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 建設大臣は、不正の手段によつて建築基準適合判定資格者検定を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその建築基準適合判定資格者検定を受けることを禁止することができる。

7 建設大臣は、前項又は次条第二項の規定による処分を受けた者に対し、情状により、二年以内の期間を定めて建築基準適合判定資格者検定を受けることができないものとする。

者検定を受けることができないものとする。

第五条の二を第五条の四とし、第五条の次に次の二条を加える。

(資格検定事務を行う者の指定)

第五条の二 建設大臣は、第七十七條の二から第七十七條の五までの規定の定めるところにより指定する者(以下「指定資格検定制」という。)に、建築基準適合判定資格者検定の実施に関する事務(以下「資格検定事務」という。)を行わせることができる。

2 指定資格検定制機関は、前条第六項に規定する建設大臣の職権を行うことができる。

3 建設大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、資格検定事務を行わないものとする。

(受検手数料)

第五条の三 建築基準適合判定資格者検定を受けようとする者(市町村又は都道府県の吏員である者を除く)は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の受検手数料を、国(指定資格検定制機関が行う建築基準適合判定資格者検定を受けようとする者にあつては、指定資格検定制機関)に納めなければならない。

2 前項の規定により指定資格検定制機関に納められた受検手数料は、当該指定資格検定制機関の収入とする。

第六条第一項中「当該建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定」を「建築基準関係規定(この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定(以下「建築基準法令の規定」という。))その他建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定で政令で定めるものをいう。以下同じ)」に改め、「確認を」の下に「受け、確認済証の交付を」を加え、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

る建築基準関係規定」と、第七條の二第一項、第五項及び第七項、第七條の三第一項、第四項、第五項及び第七項並びに前條第一項、第三項及び第七項中「建築基準関係規定」とあるのは「第六條の三第一項の規定により読み替えて適用される第六條第一項に規定する建築基準関係規定」に改め、同條を第七條の五とする。

第七條の次に次の三條を加える。

(建設大臣等の指定を受けた者による完了検査)

第七條の二 第七十七條の十八から第七十七條の二十一までの規定の定めるところにより建設大臣又は都道府県知事が指定した者が、第六條第一項の規定による工事の完了の日から四日を経過する日までに、当該工事に係る建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しているかどうかの検査を引き受けた場合において、当該検査の引受けに係る工事が完了したときについては、前條第一項から第三項までの規定は、適用しない。

2 前項の規定による指定は、二以上の都道府県の区域において同項の検査の業務を行おうとする者を指定する場合にあつては建設大臣が、一の都道府県の区域において同項の検査の業務を行おうとする者を指定する場合にあつては都道府県知事がするものとする。

3 第一項の規定による指定を受けた者は、同項の規定による検査の引受けを行ったときは、建設省令で定めるところにより、その旨を証する書面を建築主に交付するとともに、その旨を建築主事に通知しなければならない。

4 第一項の規定による指定を受けた者は、同項の規定による検査の引受けを行ったときは、当該検査の引受けを行った第六條第一項の規定による工事が完了した日又は当該検査の引受けを行った日のいずれか遅い日から七日以内に、第一項の検査をしなければならない。

5 第一項の規定による指定を受けた者は、同項の検査をした建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合していることを認めたときは、建設省令で定めるところにより、当該建築物の建築主に対して検査済証を交付しなければならない。この場合において、当該検査済証は、前條第五項の検査済証とみなす。

6 第一項の規定による指定を受けた者は、建設省令で定めるところにより、同項の検査の結果を特定行政庁に報告しなければならない。

7 特定行政庁は、前項の規定により第一項の検査をした建築物及びその敷地が建築基準関係規定に適合しない旨の報告を受けたときは、遅滞なく、第九條第一項又は第七項の規定による命令その他必要な措置を講ずるものとする。

(建築物に関する中間検査)

第七條の三 特定行政庁は、その地方の建築物の建築の動向又は工事に関する状況その他の事情を勘案して、区域、期間及び建築物の構造、用途又は規模を限り、建築物に関する工事の工程のうち当該工事の施工中に建築主事が建築基準関係規定に適合しているかどうかを検査することが必要なものを特定工程として指定するものとする。

2 建築主は、第六條第一項の規定による工事が特定工程を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その日から四日以内に建築主事に到達するように、建設省令で定めるところにより、建築主事の検査を申請しなければならない。ただし、申請をしないかつたことについて建設省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

3 前項ただし書の場合における検査の申請は、その理由がやんだ日から四日以内に建築主事に到達するように、しなければならない。

4 建築主事が第二項の規定による申請を受理した場合においては、建築主事等は、その申請を受理した日から四日以内に、当該申請に係る工事中の建築物等(建築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事中の建築物及びその敷地をいう。以下この章において同じ。)が建築基準関係規定に適合するかどうかを検査しなければならない。

5 建築主事等は、前項の規定による検査をした場合において、工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合すると認めたときは、建設省令で定めるところにより、当該建築主事に対して中間検査合格証を交付しなければならない。

6 特定行政庁が第一項の指定と併せて指定する特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。

7 建築主事等は、第四項の規定による指定を受けた者は、第四項の規定による検査において建築基準関係規定に適合すると認められた工事中の建築物等について、第七條第四項、前條第一項、第四項又は次条第一項の規定による検査をするときは、第四項の規定による検査において建築基準関係規定に適合すると認められた建築物の部分及びその敷地について、これらの規定による検査をすることを要しない。

8 第六條第七項及び第八項の規定は、第二項の規定による申請をしようとする者について準用する。

9 特定行政庁は、第一項の規定による指定の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに当該指定を解除するものとする。

10 第一項の規定による指定に関して公示その他の必要な事項は、建設省令で定める。(建設大臣等の指定を受けた者による中間検査)

特定工程を含む場合において、第七條の二第一項の規定による指定を受けた者が当該特定工程に係る工事を終えた後の工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を当該工事を終えた日から四日を経過する日までに引き受けたときについては、前條第二項の規定は、適用しない。

2 第七條の二第一項の規定による指定を受けた者は、前項の規定による検査の引受けを行ったときは、建設省令で定めるところにより、その旨を証する書面を建築主に交付するとともに、その旨を建築主事に通知しなければならない。

3 第七條の二第二項の規定による指定を受けた者は、第一項の検査をした場合において、特定工程に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合すると認めたときは、建設省令で定めるところにより、当該建築主事に対して中間検査合格証を交付しなければならない。

4 前項の規定により交付された中間検査合格証は、前條第五項の中間検査合格証とみなす。

5 前條第七項の規定の適用については、第三項の規定により中間検査合格証が交付された第一項の検査は、同條第五項の規定により中間検査合格証が交付された同條第四項の規定による検査とみなす。

6 第七條の二第二項の規定による指定を受けた者は、建設省令で定めるところにより、第一項の検査の結果を特定行政庁に報告しなければならない。

7 特定行政庁は、前項の規定により工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合しない旨の報告を受けたときは、遅滞なく、第九條第一項又は第十項の規定による命令その他必要な措置を講ずるものとする。

第九條第一項及び第十項中「この法律若しくはこれに基づく命令若しくは条例の規定」を「建

建築基準法令の規定に改める。

第十二条第三項中「建築物の設計者を「設計者」に、「又は建築物に関する工事の施工者」を「若しくは工事施工者又は第七十七条の二十一第一項の指定確認検査機関」に改め、同条第四項中「第六条第三項、第七條第二項」を「第六條第四項、第六條の二第四項、第七條第四項、第七條の三第四項」に改め、「確認」の下に、「通知を加え、「建築物の設計者」を「設計者」に、「建築物に関する工事の施工者」を「工事施工者」に改め、同条第五項中「必要に応じ、この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定」を「建築基準法令の規定」に、「の整備その他の措置を講ずる」を「整備する」に改め、同条に次の一項を加える。

6 前項の台帳の記載事項その他その整備に關し必要な事項は、建設省令で定める。

第十八条第一項中「第七條の三」を「第七條の六に、「第二項から第九項」を「次項から第十四項」に改め、同条第二項中「受けた者」の下に「（以下この条において「国の機関の長等」という。）を加え、同条第三項中「第六條第三項」を「第六條第四項」に、「当該建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（第六條の二第一項各号）を「建築基準関係規定（第六條の三第一項各号）」に、「おいては、同項」を「あつては、同項」に、「の政令で定める規定を除く。次項」を「規定する建築基準関係規定。以下この条に改め、同条第七項中「建築主事又はその委任を受けた者」を「建設市町村若しくは都道府県の吏員」を「建築主事等」に、「第三項の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定」を「建築基準関係規定」に、「第二項の機関の長又はその委任を受けた者」を「国の機関の長等」に改め、同条第九項を同条第十四項とし、同条第八項中「前項」を「第七項に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項の次に次の五項を加える。

8 国の機関の長等は、当該工事が特定工程を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その旨を、その日から四日以内に到達するように、建築主事に通知しなければならない。

9 建築主事が前項の規定による通知を受けた場合においては、建築主事等は、その通知を受けた日から四日以内に、当該通知に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを検査しなければならない。

10 建築主事等は、前項の規定による検査をした場合において、工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合すると認めるときは、建設省令で定めるところにより、国の機関の長等に対して中間検査合格証を交付しなければならない。

11 第七條の三第六項の規定により特定行政庁

四項中「規定」によつて当該建築物の計画が同項の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合する旨の通知を「確認済証の交付」に改め、同条第五項中「第二項の機関の長又はその委任を受けた者」を「国の機関の長等」に改め、同条第六項中「建築主事又はその委任を受けた者」を「建設市町村若しくは都道府県の吏員」を「建築主事等」に、「第三項の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（第七條の二）を「建築基準関係規定（第七條の五）」に、「おいては、第六條の二第一項」を「あつては、第六條の三第一項」に、「の政令で定める規定を除く。次項」を「規定する建築基準関係規定。以下この条に改め、同条第七項中「建築主事又はその委任を受けた者」を「建設市町村若しくは都道府県の吏員」を「建築主事等」に、「第三項の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定」を「建築基準関係規定」に、「第二項の機関の長又はその委任を受けた者」を「国の機関の長等」に改め、同条第九項を同条第十四項とし、同条第八項中「前項」を「第七項に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項の次に次の五項を加える。

8 国の機関の長等は、当該工事が特定工程を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その旨を、その日から四日以内に到達するように、建築主事に通知しなければならない。

9 建築主事が前項の規定による通知を受けた場合においては、建築主事等は、その通知を受けた日から四日以内に、当該通知に係る工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかを検査しなければならない。

10 建築主事等は、前項の規定による検査をした場合において、工事中の建築物等が建築基準関係規定に適合すると認めるときは、建設省令で定めるところにより、国の機関の長等に対して中間検査合格証を交付しなければならない。

11 第七條の三第六項の規定により特定行政庁

が指定する特定工程後の工程に係る工事は、前項の規定による中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、これを施工してはならない。

12 建築主事等は、第九項の規定による検査において建築基準関係規定に適合すると認められた工事中の建築物等について、第六項又は第九項の規定による検査をするときは、同項の規定による検査において建築基準関係規定に適合すると認められた建築物の部分及びその敷地については、これらの規定による検査をすることを要しない。

第二十七條第一項ただし書中「及び準防火地域」を削り、「事項」について「下」に「準防火地域の内外の別に応じて」を加え、同項第二号中「（四項）を（同表四項）」に改める。

第四十三條第一項ただし書を次のように改める。

ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の建設省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、この限りでない。

第四十四條第一項第二号中「通行上支障がないもの」を「特定行政庁が通行上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの」に改める。

第五十二條第二項中「第八十六條第十項」を「第八十六條の六第一項」に改め、同条第四項中「第八十六條第九項」を「第八十六條の六第一項」に改める。

第五十三條第四項第三号中「安全上、防火上及び衛生上支障がないもの」を「特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの」に改める。

第五十四條第一項中「第八十六條第十項」を「第八十六條の六第一項」に改める。

条第二項第一号」を「第八十六條第四項第一号」に改める。

第六十八條の六中「第八十六條第三項第二号」を「第八十六條第五項第二号」に改める。

第四章の次に次の二章を加える。

第一節 指定資格検定機関等

（指定）

第七十七條の二 第五條の二第一項の規定による指定は、一を限り、資格検定事務を行おうとする者の申請により行う。

（欠格条項）

第七十七條の三 次の各号の一に該当する者は、第五條の二第一項の規定による指定を受けることができない。

一 民法明治二十九年法律第八十九号第三十四條の規定により設立された法人以外の者

二 建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

三 第七十七條の十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

四 その役員のうち、イ又はロのいずれかに該当する者がある者

イ 第二号に該当する者

ロ 第七十七條の六第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

（指定の基準）

第七十七條の四 建設大臣は、第五條の二第一項の規定による指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。

一 職員（第七十七條の七第一項の資格検定委員を含む）、設備、資格検定事務の実施の方法その他の事項についての資格検定事

務の実施に関する計画が、資格検定事務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の資格検定事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 資格検定事務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて資格検定事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(指定の公示等)

第七十七条の五 建設大臣は、第五条の二第一項の規定による指定をしたときは、指定資格検定機関の名称及び住所、資格検定事務を行う事務所の所在地並びに資格検定事務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定資格検定機関は、その名称若しくは住所又は資格検定事務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

3 建設大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(役員の選任及び解任)

第七十七条の六 指定資格検定機関の役員の選任及び解任は、建設大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

2 建設大臣は、指定資格検定機関の役員が、第七十七条の九第一項の認可を受けた資格検定事務規程に違反したとき、又は資格検定事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定資格検定機関に対し、その役員を解任すべきことを命ずることができる。

(資格検定委員)

第七十七条の七 指定資格検定機関は、資格検定の問題の作成及び採点を資格検定委員に行わせなければならない。

2 資格検定委員は、建築及び行政に關し學識

経験のある者のうちから選任しなければならない。

3 指定資格検定機関は、資格検定委員を選任し、又は解任したときは、建設省令で定めるところにより、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

4 建設大臣は、資格検定委員が、第七十七条の九第一項の認可を受けた資格検定事務規程に違反したとき、又は資格検定事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定資格検定機関に対し、その資格検定委員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第七十七条の八 指定資格検定機関の役員及び職員(資格検定委員を含む。第三項において同じ。)並びにこれらの職にあつた者は、資格検定事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項に定めるもののほか、資格検定委員は、資格検定の問題の作成及び採点に当たつて、厳正を保持し不正な行為のないようにしなければならない。

3 資格検定事務に従事する指定資格検定機関の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(資格検定事務規程)

第七十七条の九 指定資格検定機関は、資格検定事務の実施に關する規程(以下この節において「資格検定事務規程」という。)を定め、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 資格検定事務規程で定めるべき事項は、建設省令で定める。

3 建設大臣は、第一項の認可をした資格検定事務規程が資格検定事務の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その資格検定事務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(事業計画等)

第七十七条の十 指定資格検定機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定資格検定機関は、毎事業年度、事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に建設大臣に提出しなければならない。

(帳簿の備付け等)

第七十七条の十一 指定資格検定機関は、建設省令で定めるところにより、資格検定事務に關する事項で建設省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第七十七条の十二 建設大臣は、資格検定事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があるとき、指定資格検定機関に対し、資格検定事務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告、検査等)

第七十七条の十三 建設大臣は、資格検定事務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があるとき、指定資格検定機関に対し、資格検定事務に關し必要な報告を求め、又はその職員に、指定資格検定機関の事務所に立ち入り、資格検定事務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(資格検定事務の休止等)

第七十七条の十四 指定資格検定機関は、建設大臣の許可を受けなければ、資格検定事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 建設大臣が前項の規定により資格検定事務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失う。

3 建設大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第七十七条の十五 建設大臣は、指定資格検定機関が第七十七条の三第一号、第二号又は第四号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 建設大臣は、指定資格検定機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて資格検定事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七十七条の五第二項、第七十七条の七第一項から第三項まで、第七十七条の十、第七十七条の十一又は前条第一項の規定に違反したとき。

二 第七十七条の九第一項の認可を受けた資格検定事務規程によらないで資格検定事務を行つたとき。

三 第七十七条の六第二項、第七十七条の七第四項、第七十七条の九第三項又は第七十七条の十二の規定による命令に違反したとき。

四 第七十七条の四各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 その役員又は資格検定委員が、資格検定事務に關し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

3 建設大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により資格検定事務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(建設大臣による資格検定の実施)

第七十七条の十六 建設大臣は、指定資格検定機関が第七十七条の十四第一項の規定により資格検定事務の全部若しくは一部を休止したとき、前条第二項の規定により指定資格検定機関に対し資格検定事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定資格検定機関が天災その他の事由により資格検定事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、第五條の二第三項の規定にかかわらず、資格検定事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 建設大臣は、前項の規定により資格検定事務を行い、又は同項の規定により行つてゐる資格検定事務を行わないことしようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 建設大臣が、第一項の規定により資格検定事務を行うこととし、第七十七条の十四第一項の規定により資格検定事務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における資格検定事務の引継ぎその他の必要な事項は、建設省令で定める。

(審査請求)

第七十七条の十七 指定資格検定機関が行う資格検定事務に係る処分又はその不作為(行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第二条第二項に規定する不作為をいう。以下同じ。)については、建設大臣に対し、同法による審査請求をすることができ。

第二節 指定確認検査機関

(指定)

第七十七条の十八 第六條の二第二項(第八十八條第一項、第八十七條の二第二項又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)又は第七十七條の二第二項(第八十七條の二第二項

又は第八十八條第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による指定(以下この節において単に「指定」という。)は、第六條の二第二項の規定による確認又は第七十七條の二第二項及び第七十八條第一項(第八十七條の二第二項又は第八十八條第一項において準用する場合を含む。)の検査(以下この節、第七十七條の四第二項及び第七章において「確認検査」という。)の業務を行おうとする者の申請により行う。

2 前項の申請は、建設省令で定めるところにより、建設省令で定める区分に従い、確認検査の業務を行う区域(以下この節において「業務区域」という。)を定めてしなければならない。

(欠格条項)

第七十七條の十九 次の各号の一に該当する者は、指定を受けることができない。

- 一 未成年者、禁治産者又は準禁治産者
 - 二 破産者で復権を得ないもの
 - 三 禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
 - 四 第七十七條の三十五第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
 - 五 第七十七條の四十二第二項の規定により第七十七條の三十六第一項の登録を消除され、その消除の日から起算して二年を経過しない者
 - 六 建築士法第七十七條第三号又は第二十三條の四第一項第二号に該当する者
 - 七 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から起算して二年を経過しない者
 - 八 法人であつて、その役員のうちの前各号の一に該当する者があるもの
- (指定の基準)

第七十七條の二十 建設大臣又は都道府県知事は、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 第七十七條の二十四第一項の確認検査員(職員である者に限る。)の数が、確認検査を行おうとする建築物の種類、規模及び数に応じて建設省令で定める数以上であること。

二 前号に規定するほか、職員、確認検査の業務の実施の方法その他の事項についての確認検査の業務の実施に関する計画が、確認検査の業務の適確な実施のために適切なものであること。

三 前号の確認検査の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎を有するものであること。

四 法人にあつては役員、法人の種類に応じ建設省令で定める構成員又は職員(第七十七條の二十四第一項の確認検査員を含む。以下この号において同じ。)の構成が、法人以外の者にあつてはその者及びその職員の構成が、確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 確認検査の業務以外の業務を行つてゐる場合には、その業務を行うことによつて確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

六 前各号に定めるもののほか、確認検査の業務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

(指定の公示等)

第七十七條の二十一 建設大臣又は都道府県知事は、指定をしたときは、指定を受けた者(以下「指定確認検査機関」という。)の名称及び住所、指定の区分、業務区域並びに確認検査の業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 指定確認検査機関は、その名称若しくは住所又は確認検査の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その指定をした建設大臣又は都道府県知事(以下この節において「建設大臣等」という。)にその旨を届け出なければならない。

3 建設大臣等は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(業務区域の変更)

第七十七條の二十二 指定確認検査機関は、業務区域を増加しようとするときは、建設大臣等の認可を受けなければならない。

2 指定確認検査機関は、業務区域を減少したときは、建設省令で定めるところにより、その旨を建設大臣等に届け出なければならない。

3 第七十七條の二十第一号から第三号までの規定は、第一項の認可について準用する。

4 建設大臣等は、第一項の認可をしたとき又は第二項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の更新)

第七十七條の二十三 指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第七十七條の十八から第七十七條の二十までの規定は、前項の指定の更新の場合について準用する。

(確認検査員)

第七十七條の二十四 指定確認検査機関は、確認検査を行うときは、建設省令で定める方法に従い、確認検査員に確認検査を実施させなければならない。

2 確認検査員は、第七十七條の三十六第一項の登録を受けた者のうちから、選任しなければならない。

3 指定確認検査機関は、確認検査員を選任し、又は解任したときは、建設省令で定めるところにより、その旨を建設大臣等に届け出なければならない。

4 建設大臣等は、確認検査員の在任により指定確認検査機関が第七十七条の二十四第四号に掲げる基準に適合しなくなつたときは、指定確認検査機関に対し、その確認検査員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第七十七条の二十五 指定確認検査機関(その者が法人である場合にあつては、その役員、次項において同じ)及びその職員(確認検査員を含む。次項において同じ)並びにこれらの者であつた者は、確認検査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定確認検査機関及びその職員で確認検査の業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(確認検査の義務)

第七十七条の二十六 指定確認検査機関は、確認検査を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、確認検査を行わなければならない。

(確認検査業務規程)

第七十七条の二十七 指定確認検査機関は、確認検査の業務に関する規程(以下この節において「確認検査業務規程」という。)を定め、建設大臣等の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 確認検査業務規程で定めるべき事項は、建設省令で定める。

3 建設大臣等は、第一項の認可をした確認検査業務規程が確認検査の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その確認検査業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(指定区分等の揭示)
第七十七条の二十八 指定確認検査機関は、建設省令で定めるところにより、指定の区分、業務区域その他建設省令で定める事項を、その事務所において公衆に見やすいように揭示しなければならない。

(帳簿の備付け等)
第七十七条の二十九 指定確認検査機関は、建設省令で定めるところにより、確認検査の業務に関する事項で建設省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定確認検査機関は、建設省令で定めるところにより、確認検査の業務に関する書類で建設省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)
第七十七条の三十 建設大臣等は、確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、その指定に係る指定確認検査機関に対し、確認検査の業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

(報告、検査等)
第七十七条の三十一 建設大臣等は、確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、その指定に係る指定確認検査機関に対し、確認検査の業務に関する必要な報告を求め、又はその職員に、指定確認検査機関の事務所に立ち入り、確認検査の業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第七十七条の十三第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(照会及び指示)
第七十七条の三十二 指定確認検査機関は、確認検査の適正な実施のために必要な事項について、特定行政庁に照会することができる。この場合において、当該特定行政庁は、当該照

会をした者に対して、照会に係る事項の通知その他必要な措置を講ずるものとする。

2 特定行政庁は、その指揮監督の下にある建築主事が第六条第一項の規定による確認検査の権限を有する建築物について、指定確認検査機関に対し、その確認検査の適正な実施のため必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(指定確認検査機関に対する配慮)

第七十七条の三十三 建設大臣及び地方公共団体は、指定確認検査機関に対して、確認検査の業務の適確な実施に必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

(確認検査の業務の休止等)
第七十七条の三十四 指定確認検査機関は、確認検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を建設大臣等に届け出なければならない。

2 前項の規定により確認検査の業務の全部を廃止しようとする届出があつたときは、当該届出に係る指定は、その効力を失う。

3 建設大臣等は、第一項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第七十七条の三十五 建設大臣等は、その指定に係る指定確認検査機関が第七十七条の十九各号(第四号を除く。)の一に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 建設大臣等は、その指定に係る指定確認検査機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて確認検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第六条の二第三項第八十七条第一項、第八十七条の二第一項又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。

含む。第七條の二第三項から第六項まで(第八十七條の二第一項又は第八十八條第一項若しくは第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む)、第七條の四第二項、第三項若しくは第六項(第八十七條の二第一項又は第八十八條第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む)、第七十七條の二十一第二項、第七十七條の二十四第一項から第三項まで、第七十七條の二十六、第七十七條の二十八、第七十七條の二十九又は前条第一項の規定に違反したとき。

二 第七十七條の二十七第一項の認可を受けた確認検査業務規程によらないで確認検査を行つたとき。

三 第七十七條の二十四第四項、第七十七條の二十七第三項又は第七十七條の三十の規定による命令に違反したとき。

四 第七十七條の二十各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する確認検査員若しくは法人にあつてはその役員が、確認検査の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

3 建設大臣等は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定により確認検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

第四章の三 建築基準適合判定資格者の登録

(登録)
第七十七條の三十六 建築基準適合判定資格者検定に合格した者は、建設大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録は、建設大臣が建築基準適合判定資格者登録簿に、氏名、生年月日、住所そ

の他の建設省令で定める事項を記載してするものとする。

(欠格事項)

第七十七条の三十七 次の各号の一に該当する者は、前条第一項の登録を受けることができない。

一 未成年者

二 禁治産者又は準禁治産者

三 禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定若しくは建築士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

四 第七十七条の四十第二項の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して二年を経過しない者

五 建築士法第七條第三号に該当する者

六 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から起算して二年を経過しない者

(変更の登録)

第七十七条の三十八 第七十七条の三十六第一項の登録を受けている者(次条及び第七十七条の四十第二項において「建築基準適合判定資格者」という。)は、当該登録を受けている事項で建設省令で定めるものに変更があつたときは、建設省令で定めるところにより、変更の登録を申請しなければならない。

(死亡等の届出)

第七十七条の三十九 建築基準適合判定資格者が次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める者は、当該建築基準適合判定資格者が当該各号に該当するに至つた日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、建設大臣にその旨を届け出なければならない。

一 死亡したとき。相続人

二 第七十七条の三十七第二号に該当するに至つたとき。後見人又は保佐人

三 第七十七条の三十七第三号、第五号又は

第六号に該当するに至つたとき。本人

(登録の消除等)

第七十七条の四十 建設大臣は、次の各号の一に掲げる場合は、第七十七条の三十六第一項の登録を消除しなければならない。

一 本人から登録の消除の申請があつたとき。

二 前条の規定による届出があつたとき。

三 前条の規定による届出があつて同条各号の一に該当する事実が判明したとき。

四 不正な手段により登録を受けたとき。

五 第五條第六項又は第五條の二第二項の規定により、建築基準適合判定資格者検定の合格の決定を取り消されたとき。

六 建設大臣は、建築基準適合判定資格者が次の各号の一に該当するときは、一年以内の期間を定めて確認検査の業務を行うことを禁止し、又はその登録を消除することができる。

一 第七十七条の二十七第一項の認可を受けた確認検査業務規程に違反したとき。

二 確認検査の業務に關し著しく不適当な行為をしたとき。

(省令への委任)

第七十七条の四十一 第七十七条の三十六から前条までに規定するもののほか、第七十七条の三十六第一項の登録の申請、登録証の交付、訂正、再交付及び返納その他の同項の登録に關する事項は、建設省令で定める。

(手数料)

第七十七条の四十二 第七十七条の三十六第一項の登録又は登録証の訂正若しくは再交付の申請をしようとする者(市町村又は都道府県の吏員である者を除く)は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

第八十五條第一項中「災害に因り」を「災害により」、「この法律並びにこれに基く命令及び条例の規定」を「建築基準法令の規定」に改め、

同条第二項中「第七條の三」を「第七條の六」に、「第九項」を「第十四項」に改める。

第八十六條の見出しを「(一定の複数建築物に対する制限の特例)」に改め、同条第一項中「一団地」の下に「(その内に第六項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。)」を加え、「建築物を」を「建築物で」に、「建築する場合において」を「建築されるものうち、建設省令で定めるところにより」、「については、」を「対する」に改め、「第五十三條第一項の下に」若しくは「第二項」を加え、「規定を適用する場合においては」を「規定(次項において「特例対象規定」という。)の適用については」に改め、同条第五項から第十一項までを削り、同条第四項中「の規定により同一敷地内にあるものとみなされる二以上の構えを成す建築物(以下この条において「総合的設計による同一敷地内建築物」という。))について建築主事が第六條第三項又は第十八條第三項の規定による通知をしたときは、遅滞なく、これらの建築物について」を「又は第二項の規定による認定をしたときは、遅滞なく、当該認定に係る第三項の計画に關して、対象区域その他に改め、「公告する」ともに、」の下に「対象区域、各建築物の位置その他を」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 一定の一団の土地の区域(その内に第六項の規定により現に公告されている他の対象区域があるときは、当該他の対象区域の全部を含むものに限る。))内に現に存する建築物の位置及び構造を前提として、安全上、防火上及び衛生上必要な建設省令で定める基準に従い総合的に見地からした設計によつて当該区域内に建築物が建築される場合において、建設省令で定めるところにより、特定行政庁がその位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認める当該区域内に存することとなる各建築物に対する特例対象規定の適用については、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。

3 第一項又は前項の規定による認定を申請しようとする者は、建設省令で定めるところにより、対象区域(第一項の一団地又は前項の一定の一団の土地の区域をいう。以下同じ。)内の各建築物の位置及び構造に關する計画を策定して提出するとともに、その者以外に当該対象区域の内に所有権又は所有権又は借地権を有する者があるときは、当該計画について、あらかじめ、これらの者の同意を得なければならない。

第八十六條に次の二項を加える。

7 第一項又は第二項の規定による認定は、前項の規定による公告によつて、その効力を生ずる。

8 第六項の規定により公告された対象区域(以下「公告対象区域」という。)の全部を含む土地の区域内の各建築物の位置及び構造について第一項又は第二項の規定による認定の申請があつた場合において、特定行政庁が当該申請に係る第一項又は第二項の規定による認定(以下この項において「新規認定」という。)をしたときは、当該公告対象区域内の各建築物の位置及び構造についての第一項若しくは第二項又は次条第一項の規定による従前の認定は、新規認定に係る第六項の規定による公告があつた日から将来に向かつて、その効力を失う。

第八十六條の二を第八十六條の七とし、第八十六條の次に次の五條を加える。

(公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定)

第八十六條の二 公告対象区域内において、前条第一項又は第二項の規定により同一敷地内

にあるものとみなされる建築物(以下「同一敷地内建築物」という)以外の建築物を建築しようとする者は、建設省令で定めるところにより、当該建築物の位置及び構造が当該公告対象区域内の他の同一敷地内建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の特定行政庁の認定を受けなければならない。

2 特定行政庁は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、その旨を公告するとともに、前条第六項の図書の表示する事項について所要の変更をしなければならぬ。

3 前条第七項の規定は、第一項の認定について準用する。

4 前条第一項又は第二項の規定は、公告対象区域内の第一項の規定による認定を受けた建築物及び当該建築物以外の当該公告対象区域内の建築物について準用する。

5 公告対象区域内に第一項の規定による認定を受けた建築物がある場合における同項の規定の適用については、当該建築物を同一敷地内建築物とみなす。

(一定の複数建築物に対する高度利用地区内における制限の特例)

第八十六条の三 第八十六条第一項又は第二項(前条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む)の規定により同一敷地内にあるものとみなされる建築物は、第五十九条第一項の規定を適用する場合においては、これを一の建築物とみなす。

(一定の複数建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例)

第八十六条の四 次の各号の一に該当する建築物について第二十七条、第六十二条第一項又は第六十四条の規定を適用する場合においては、第一号に該当する建築物は耐火建築物と、同号に該当する建築物は準耐火建築物

とみなす。

一 第八十六条第一項の規定による認定を受けて建築物で、次のいずれかに該当するもの

イ 主要構造部が耐火構造であるもの

ロ 第二号第九号の三イ又はロのいずれかに該当するもの

二 第八十六条第二項の規定による認定を受けて建築物で、前号イ又はロのいずれかに該当するもの(当該認定に係る公告対象区域内に現に存する建築物が、同号イ又はロのいずれかに該当するものである場合に限る。)

三 第八十六条の二第一項の規定による認定を受けて建築物で、第一号イ又はロのいずれかに該当するもの(当該認定に係る公告対象区域内の他の同一敷地内建築物が、同号イ又はロのいずれかに該当するものである場合に限る。)

(一定の複数建築物の認定の取消し)

第八十六条の五 公告対象区域内の土地について所有権又は借地権を有する者は、その全員の合意により、当該公告対象区域内の建築物に係る第八十六条第一項若しくは第二項又は第八十六条の二第一項の規定による認定の取消しを特定行政庁に申請することができる。

2 前項の規定による申請を受けた特定行政庁は、当該申請に係る公告対象区域内の各建築物の位置及び構造が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるときは、当該申請に係る認定を取り消すものとする。

3 特定行政庁は、前項の規定による取消しをしたときは、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

4 第二項の規定による取消しは、前項の規定による公告によつて、その効力を生ずる。

5 前二項に定めるもののほか、第二項の規定

による認定の取消しについて必要な事項は、建設省令で定める。

(総合的設計による一団地の住宅施設についての制限の特例)

第八十六条の六 一団地の住宅施設に関する都市計画を定める場合においては、第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域については、第五十二条第二項第一号に規定する延べ面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計)の敷地面積に対する割合、第五十三条第一項第一号に規定する建築面積(同一敷地内に二以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計)の敷地面積に対する割合、第五十四条第二項に規定する外壁の後退距離及び第五十五条第一項に規定する建築物の高さと異なるこれらの割合、距離及び高さの基準を定めることができる。

2 前項の都市計画に基づき建築物を総合的設計によつて建築する場合において、当該建築物が同項の規定により当該都市計画に定められた基準に適合しており、かつ、特定行政庁がその各建築物の位置及び構造が当該第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内の住居の環境の保護に支障がないと認めるときは、当該建築物については、第五十二条第一項第一号、第五十三条第一項第一号、第五十四条第一項及び第五十五条第一項の規定は、適用しない。

第八十七条第一項中(第二項及び第七項を除く。)(第三項及び第八項を除く。)(第六条の二に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、第七条第一項中「建築主事の検査を申請しなければならない」とあるのは、「建築主事に届け出なければならない」と読み替えるものとする。

第八十七条の二第二項中「第二項、第六項及び第七項」を「第三項、第七項及び第八項」に、「第七条、第七条の二」を「第六条の二、第七条(第六項を除く。)(第七条の二、第七条の三(第八項を除く。)(第七条の四、第七条の六)に、「第九項」を「第十四項」に、「第八十九条及び第九十条」を「及び第八十九条」に、「第六条第三項」を「第六条第四項」に改め、同条第二項中「申請の下に」又は前項において準用する第七条第一項若しくは第七条の三第二項の規定による申請を加える。

第八十八条第一項中「第二項、第六項及び第七項」を「第三項、第七項及び第八項」に、「第三項」を「第四項」に、「部分とする。」「第七項」を「部分に限る。」「第六条の二、第七条(第六項を除く。)(第七条の二、第七条の三(第八項を除く。)(第七条の四に、「第五項」を「第六項」に、「第八項」を「第十三項」に、「第七条の三」を「第七条の六」に、「第十八条第八項」を「第十八条第十三項」に改め、同条第二項中「第二項、第六項及び第七項」を「第三項、第七項及び第八項」に、「第三項」を「第四項」に、「部分とする。」「第七条、第七条の三」を「部分に限る。」「第六条の二、第七条第六項を除く。」「第七条の二、第七条の六」に、「第五項」を「第六項」に改め、「第十八条」の下に(第八項から第十二項までを除く。))を加え、「第八十六条の二」を「第八十六条の七」に、「第六条第一項ただし書」を「第六条第二項」に改め、同条第三項中「申請の下に」前二項において準用する第七条第一項の規定による申請及び第一項において準用する第七条の三第二項の規定による申請を加え、同条第四項中「第九項」を「第十四項」に改め、同条第五項中「第七條」を「第六条の二、第七条から第七条の四まで」に、「第九項」を「第十四項」に改める。

第九十条第三項中「第九項」を「第十四項」に改める。

第九十三条第一項中「又は建築主事」を「、建

築主事又は指定確認検査機関」に改め、「消防長」の下に「消防本部を置かない市町村にあつては、市町村長。以下同じ。」を、「である場合」の下に「又は建築主事若しくは指定確認検査機関が第八十七条の二第二項において準用する第六条第一項若しくは第六条の二第二項の規定による確認をする場合」を加え、同条第二項中「建築主事が第六条の二第二項各号」を「建築主事又は指定確認検査機関が第六条の三第一項各号」に、「定める規定」を「定める建築基準法令の規定」に改め、「又は第八十七条の二」を削り、「又は建築主事」を「建築主事又は指定確認検査機関」に改め、同条第三項中「建築主事」の下に「又は指定確認検査機関」を、「第六条第一項」の下に「第八十七条の二第二項において準用する場合を含む。」を、「受理したとき」の下に「若しくは第六条の二第二項（第八十七条の二第二項）において準用する場合を含む。」の規定による確認の申請を受けたとき」を加え、同条第四項中「建築主事」の下に「又は指定確認検査機関」を加え、「尿尿浄化槽」を「尿尿浄化槽」に、「第六条第一項」を、「第六条第一項」に、「確認申請書を受理し、」を「確認の申請書を受理した場合、第六条の二第二項（第八十七条第一項）において準用する場合を含む。」の規定による確認の申請を受けた場合」に改め、同条第五項中「又は建築主事」を「建築主事又は指定確認検査機関」に改める。

第九十三条の二を次のように改める。

（書類の閲覧）

第九十三条の二 特定行政庁は、確認その他の建築基準法令の規定による処分に関する書類のうち、当該処分に係る建築物又はその計画が建築基準関係規定に適合するものであることを表示している書類であつて建設省令で定めるものについては、建設省令で定めるところにより、閲覧の請求があつた場合には、これを閲覧させなければならない。

第九十三条の二の次に次の一条を加える。

（建設省令への委任）

第九十三条の三 この法律に定めるもののほか、この法律の規定に基づく許可その他の処分に関する手続その他この法律の実施のために必要な事項は、建設省令で定める。

第九十四条第一項中「この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定」を「建築基準法令の規定」に、「又は建築監視員」を若しくは「建築監視員又は指定確認検査機関」に改め、「（行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第二

条第二項に規定する不作為をいう。第九十七条の二第五項において同じ。）を削り、「当該市町村又は都道府県」を「同法第三十二条に規定する処分又は不作為が、特定行政庁、建築主事又は建築監視員である場合にあつては当該市町村又は都道府県の建築審査会に、指定確認検査機関である場合にあつては当該処分又は不作為に係る建築物又は工作物について第六条第一項（第八十七条第一項、第八十七条の二第二項）又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。」の規定による確認をする権限を有する建築主事が置かれた市町村又は都道府県」に改め、同条第三項中「行なう」を「行う」に改め、「建築監視員」の下に「指定確認検査機関」を加え、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第九十七条の二第五項中「この法律又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による」を削り、「建築監視員の」の下に「建築基準法令の規定による」を加える。

第九十八条を次のように改める。

第九十八条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項又は第十項前段（第八十八条第一項、第二項若しくは第四項又は第九

条第三項においてこれらの規定を準用する

場合を含む。）の規定による特定行政庁又は建築監視員の命令に違反した者

二 第七十七条の八第一項の規定に違反してその職務に関して知り得た秘密を漏らした者又は同条第二項の規定に違反して事前に資格検定の問題を漏らした者

三 第七十七条の八第二項の規定に違反して、不正の採点をした者

四 第七十七条の二十五第一項の規定に違反して、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者

五 第七十七条の十五第二項又は第七十七条の三十五第二項の規定による資格検定事務又は確認検査の業務の停止の命令に違反した者

六 第七十七条の四十第二項の規定による禁止に違反して、確認検査の業務を行つた者

第九十九条第一項中「二十万円」を「三十万円」に改め、同項第一号中「第五條の二第一項」を「第五條の四第一項」に改め、同項第二号中「第七條の三第一項第八十七條の二第二項又は第八十八條第一項若しくは第二項」を「第七條の六第一項（第八十七條の二第一項又は第八十八條第二項）に改め、同項第四号中「第六條第五項」を「第六條第六項」に改め、「含む。」の下に「又は第七條の三第六項（第八十七條の二第一項又は第八十八條第一項）において準用する場合を含む。」を加え、「又は工作物」を「工作物又は建築設備」に改める。

第一百条中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「第八十七條第一項」を削り、「第十五

条第一項を「第七條の三第二項（第八十七條の二第二項又は第八十八條第一項）において準用する場合を含む。」に、「届出をせず、又は虚偽の届出をした者」を「申請をせず、又は虚偽の申請をした者」に改め、同条第五号中「含む。」の下に「第七十七條の十三第一項又は第七十七條の三十一第一項」を加え、同条第七号と

し、同号の前に次の一号を加える。

六 第七十七條の十三第一項又は第七十七條の三十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第一百条第四号中「立入、」を削り、同条第五号とし、同条第三号中「又は第十二條第三項を、」第十二條第三項に、「の規定による」を、「第七十七條の十三第一項又は第七十七條の三十一第一項の規定による」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号中「第八十九條」を「第七十七條の二十九第二項又は第八十九條」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第十五條第一項の規定又は第八十七條第一項において読み替へて準用する第七條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第一百条に次の三号を加える。

八 第七十七條の十一又は第七十七條の二十九第一項の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

九 第七十七條の十四第一項の許可を受けた者い

で資格検定事務の全部を廃止した者

十 第七十七條の三十四第一項の規定による届出をしない確認検査の業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をした者

第一百一条中「法人の代表者」を「法人（指定資格検定機関を除く。以下この条において同じ。）の代表者」に、「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条ただし書を削る。

第一百二条を第百三条とし、第百一条の次に次の一条を加える。

第百二条 第七十七條の三十九の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十

万円以下の過料に処する。

第三条 建築基準法の一部を次のように改正す

る。

し、同号の前に次の一号を加える。

六 第七十七條の十三第一項又は第七十七條の三十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第一百条第四号中「立入、」を削り、同条第五号とし、同条第三号中「又は第十二條第三項を、」第十二條第三項に、「の規定による」を、「第七十七條の十三第一項又は第七十七條の三十一第一項の規定による」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号中「第八十九條」を「第七十七條の二十九第二項又は第八十九條」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第十五條第一項の規定又は第八十七條第一項において読み替へて準用する第七條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第一百条に次の三号を加える。

八 第七十七條の十一又は第七十七條の二十九第一項の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

九 第七十七條の十四第一項の許可を受けた者い

で資格検定事務の全部を廃止した者

十 第七十七條の三十四第一項の規定による届出をしない確認検査の業務の全部を廃止し、又は虚偽の届出をした者

第一百一条中「法人の代表者」を「法人（指定資格検定機関を除く。以下この条において同じ。）の代表者」に、「罰する外」を「罰するほか」に改め、同条ただし書を削る。

第一百二条を第百三条とし、第百一条の次に次の一条を加える。

第百二条 第七十七條の三十九の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十

万円以下の過料に処する。

第三条 建築基準法の一部を次のように改正す

る。

し、同号の前に次の一号を加える。

六 第七十七條の十三第一項又は第七十七條の三十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第一百条第四号中「立入、」を削り、同条第五号とし、同条第三号中「又は第十二條第三項を、」第十二條第三項に、「の規定による」を、「第七十七條の十三第一項又は第七十七條の三十一第一項の規定による」に改め、同条を同条第四号とし、同条第二号中「第八十九條」を「第七十七條の二十九第二項又は第八十九條」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第十五條第一項の規定又は第八十七條第一項において読み替へて準用する第七條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第一百条に次の三号を加える。

八 第七十七條の十一又は第七十七條の二十九第一項の規定に違反して帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

九 第七十七條の十四第一項の許可を受けた者い

で資格検定事務の全部を廃止した者

目次中「第六十七條の二を第六十七條に」、「第四章 建築協定(第六十九條―第七十七條)」を「第三章の二 型式適合認定等(第六十八條の十一―第六十八條の二十六)」に、「第二節 指定確認検査機関(第七十七條の三十五)―第七十七條の五十七」を「第二節 指定確認検査機関(第七十七條の三十五)―第七十七條の五十七」に、「(第七十七條の三十六―第七十七條の四十二)」を「(第七十七條の五十八―第七十七條の六十四)」に、「(第九十七條の四)」を「(第九十七條の五)」に改める。

「第二節 指定確認検査機関(第七十七條の三十五)―第七十七條の五十七」を「第二節 指定確認検査機関(第七十七條の三十五)―第七十七條の五十七」に、「(第七十七條の三十六―第七十七條の四十二)」を「(第七十七條の五十八―第七十七條の六十四)」に、「(第九十七條の四)」を「(第九十七條の五)」に改める。

「第六十七條の三十五」に、「(第七十七條の三十六―第七十七條の四十二)」を「(第七十七條の五十八―第七十七條の六十四)」に、「(第九十七條の四)」を「(第九十七條の五)」に改める。

「第六十七條の三十五」に、「(第七十七條の三十六―第七十七條の四十二)」を「(第七十七條の五十八―第七十七條の六十四)」に、「(第九十七條の四)」を「(第九十七條の五)」に改める。

「第六十七條の三十五」に、「(第七十七條の三十六―第七十七條の四十二)」を「(第七十七條の五十八―第七十七條の六十四)」に、「(第九十七條の四)」を「(第九十七條の五)」に改める。

「第六十七條の三十五」に、「(第七十七條の三十六―第七十七條の四十二)」を「(第七十七條の五十八―第七十七條の六十四)」に、「(第九十七條の四)」を「(第九十七條の五)」に改める。

「第六十七條の三十五」に、「(第七十七條の三十六―第七十七條の四十二)」を「(第七十七條の五十八―第七十七條の六十四)」に、「(第九十七條の四)」を「(第九十七條の五)」に改める。

「第六十七條の三十五」に、「(第七十七條の三十六―第七十七條の四十二)」を「(第七十七條の五十八―第七十七條の六十四)」に、「(第九十七條の四)」を「(第九十七條の五)」に改める。

「第六十七條の三十五」に、「(第七十七條の三十六―第七十七條の四十二)」を「(第七十七條の五十八―第七十七條の六十四)」に、「(第九十七條の四)」を「(第九十七條の五)」に改める。

「第六十七條の三十五」に、「(第七十七條の三十六―第七十七條の四十二)」を「(第七十七條の五十八―第七十七條の六十四)」に、「(第九十七條の四)」を「(第九十七條の五)」に改める。

「第六十七條の三十五」に、「(第七十七條の三十六―第七十七條の四十二)」を「(第七十七條の五十八―第七十七條の六十四)」に、「(第九十七條の四)」を「(第九十七條の五)」に改める。

「第六十七條の三十五」に、「(第七十七條の三十六―第七十七條の四十二)」を「(第七十七條の五十八―第七十七條の六十四)」に、「(第九十七條の四)」を「(第九十七條の五)」に改める。

「第六十七條の三十五」に、「(第七十七條の三十六―第七十七條の四十二)」を「(第七十七條の五十八―第七十七條の六十四)」に、「(第九十七條の四)」を「(第九十七條の五)」に改める。

「第六十七條の三十五」に、「(第七十七條の三十六―第七十七條の四十二)」を「(第七十七條の五十八―第七十七條の六十四)」に、「(第九十七條の四)」を「(第九十七條の五)」に改める。

火設備に必要とされる性能をいう。に「政令で定める技術的基準に適合するもの、建設大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたものに限り」を有すること。

「第二十九條の三」中「政令で定める構造の防火戸その他のものを前号に規定する」に改め、同号イ中「又は準耐火構造及び耐火構造」を削り、同号ロ中「耐火性能を準耐火性能」に改める。

「第四條第六項中」第七十七條の三十六第一項「を」第七十七條の五十八第一項「に改める。

「第六條の三第一項中」次に掲げる建築物の建築(第一号に掲げる建築物にあつては、新築に限る。第七條の五、第十八條第三項及び第六項並びに第九十三條第二項において同じ。)を「第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は第三号に掲げる建築物の建築」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 第六十八條の十第一項の認定を受けた型式(次号において「認定型式」という。)に適合する建築物材料を用いる建築物

第六條の三第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 認定型式に適合する建築物の部分に有する建築物

第七條の五中「第六條の三第一項各号」を「第六條の三第一項第一号若しくは第二号」に、「の工事」を「大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同項第三号に掲げる建築物の建築の工事(同号に掲げる建築物の建築の工事にあつては、ものに對するものを限る。に對するに改める。

第十八條第三項中「第六條の三第一項各号」を「第六條の三第一項第一号若しくは第二号」に掲げる建築物の建築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は同項第三号に改め、同條第六項中「の工事」を「大規模の修繕又は大規模の模様替の工事」に改める。

第二十條第一項中「構造でなければ」を「構造のものとして、次に定める基準に適合するものでなければ」に改め、同項に次の各号を加える。

一 建築物の安全上必要な構造方法に關して政令で定める技術的基準に適合すること。

二 次に掲げる建築物にあつては、前号に定めるもののほか、政令で定める基準に従つた構造計算によつて確かめられる安全性を有すること。

イ 第六條第一項第二号又は第三号に掲げる建築物

ロ イに掲げるもののほか、高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超える建築物で、その主要構造部(床、屋根及び階段を除く。)を石造、れんが造、コンクリートブロック造、無筋コンクリート造その他これらに類する構造としたもの

第二十條第二項を削る。

第二十一條第一項本文を次のように改める。

高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超える建築物(その主要構造部(床、屋根及び階段を除く。)の政令で定める部分の全部又は一部に木材、プラスチックその他の可燃材料を用いたものに限り)は、第二十九條の二イに掲げる基準に適合するものとしなければならない。

第二十一條第三項を削る。

第二十二條第一項本文を次のように改める。

特定行政庁が防火地域及び準防火地域以外
の市街地について指定する区域内にある建
物の屋根の構造は、通常の火災を想定した火
の粉による建築物の火災の発生を防止するた
めに屋根に必要とされる性能に關して建築
物の構造及び用途の区分に応じて政令で定め
る技術的基準に適合するもので、建設大臣が
定めた構造方法を用いるもの又は建設大臣の認
定を受けたものとしなければならない。
第二十三条を次のように改める。

(外壁)

第二十三条 前条第一項の市街地の区域内にあ
る建築物(その主要構造部の第二十一条第一
項の政令で定める部分が木材、プラスチック
その他の可燃材料で造られたもの(次条、第
二十五条及び第六十二条第二項において「木
造建築物等」という。)に限る。)は、その外壁
で延焼のおそれのある部分の構造を、準防火
性能(建築物の周囲において発生する通常の
火災による延焼の抑制に一定の効果を發揮す
るために外壁に必要とされる性能をいう。)に
關して政令で定める技術的基準に適合する土
塗壁その他の構造で、建設大臣が定めた構造
方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受け
たものとしなければならない。

第二十四条の見出し中「木造の」を「木造建築
物等である」に改め、同条中「木造の」を「木造建
築物等である」に改め、「(準耐火建築物を除
く。)」を削り、同条第二号及び第三号中「こ
え」を「超える」に改める。

第二十五条の見出し中「木造建築物」を「木造
建築物等」に改め、同条中「木造の建築物」を
「木造建築物等」に、「こえ」を「木造の建築物」を
「超える」を「木造建築物等」に、「を不燃材料で造り、
又はふかなければ」を「を」の構造を第二十二條第一
項に規定する構造としなければ」に改める。
第二十七條第一項中「耐火性能」を「準耐火性
能」に改める。

第二十八條第一項中「居室には」を「居室(居住

のための居室、学校の教室、病院の病室その他
これらに類するものとして政令で定めるもの
に限る。）」に、「二行なう」を「二行う」に改める。
第二十九條及び第三十條を次のように改め
る。

(地階における住宅等の居室)

第二十九條 住宅の居室、学校の教室、病院の
病室又は寄宿舎の寢室で地階に設けるもの
は、壁及び床の防湿の措置その他の事項につ
いて衛生上必要な政令で定める技術的基準に
適合するものとしなければならない。
(長屋又は共同住宅の各戸の界壁)

第三十條 長屋又は共同住宅の各戸の界壁は、
小屋裏又は天井裏に達するものとするほか、
その構造を遮音性能(隣接する住戸からの日
常生活に伴い生ずる音を衛生上支障がないよ
うに低減するために界壁に必要とされる性能
をいう。)に關して政令で定める技術的基準に
適合するもので、建設大臣が定めた構造方法
を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたも
のとしなければならない。

第三十一條第二項中「衛生上支障がない構造
の尿尿浄化槽」を「尿尿浄化槽(その構造が汚物
処理性能(当該汚物を衛生上支障がないように
処理するために尿尿浄化槽に必要とされる性能
をいう。)に關して政令で定める技術的基準に
適合するもので、建設大臣が定めた構造方法
を用いるもの又は建設大臣の認定を受けたもの
に限る。）」に改める。

第三十六條中「建築物の安全上必要な構造方
法及び構造計算の方法」を削る。

第三十七條中「鋼材、セメント」を「木材、鋼
材、コンクリート」に、「の品質は、建設大臣の
指定する日本工業規格又は日本農林規格に適合
するものでなければ」として建設大臣が定め
るもの(以下この条において「指定建築材料」と
いう。)は、次の各号の一に該当するものでな
ければ」に改め、同条に次の各号を加える。

一 その品質が、指定建築材料ごとに建設大

臣の指定する日本工業規格又は日本農林規
格に適合するもの
二 前号に掲げるもののほか、指定建築材料
ごとに建設大臣が定める安全上、防火上又
は衛生上必要な品質に關する技術的基準に
適合するものであることについて建設大臣
の認定を受けたもの

第三十八條を次のように改める。

第三十八條 削除

第四十一条中「第二十一条第一項及び第二項」
を「第二十一条」に、「並びに」を「及び」に改め
る。

第六十二条第二項中「木造の建築物」を「木造
建築物等」に、「こえ」を「超える」に、「へい」
を「耐」に改める。

第六十三条及び第六十四条を次のように改め
る。

(屋根)

第六十三条 防火地域又は準防火地域内の建築
物の屋根の構造は、市街地における火災を想
定した火の粉による建築物の火災の発生を防
止するために屋根に必要とされる性能に關し
て建築物の構造及び用途の区分に応じて政令
で定める技術的基準に適合するもので、建設
大臣が定めた構造方法を用いるもの又は建設
大臣の認定を受けたものとしなければならない。

(外壁の開閉部の防火戸)

第六十四条 防火地域又は準防火地域内にある
建築物は、その外壁の開閉部で延焼のおそれ
のある部分に、防火戸その他の政令で定める
防火設備(その構造が遮炎性能(建築物の周
囲において発生する通常の火災時に對する火
災を有効に遮るために防火設備に必要とされ
る性能をいう。)に關して政令で定める技術的
基準に適合するもので、建設大臣が定めた構
造方法を用いるもの又は建設大臣の認定を受
けたものに限る。)を設けなければならない。
第六十七條の二を削る。

第三章の次に次の一章を加える。
第三章の二 型式適合認定等
(型式適合認定)
第六十八條の十 建設大臣は、申請により、建
築材料又は主要構造部、建築設備その他の建
築物の部分で、政令で定めるものの型式が、
前三章の規定又はこれに基づく命令の規定
(第六十八條の二十六第一項の構造方法等の
認定の内容を含む。)のうち当該建築材料又は
建築物の部分の構造上の基準その他の技術的
基準に關する政令で定める一連の規定に適合
するものであることの認定(以下「型式適合認
定」という。)を行うことができる。

2 型式適合認定の申請の手続その他型式適合
認定に關し必要な事項は、建設省令で定め
る。
(型式部材等製造者の認証)
第六十八條の十一 建設大臣は、申請により、
規格化された型式の建築材料、建築物の部分
又は建築物で、建設省令で定めるもの(以下
この章において「型式部材等」という。)の製造
又は新築(以下この章において単に「製造」と
いう。)をする者について、当該型式部材等の
製造者としての認証を行う。

2 前項の申請をしようとする者は、建設省令
で定めるところにより、建設省令で定める事
項を記載した申請書を提出して、これを行わ
なければならない。
3 建設大臣は、第一項の規定による認証をし
たときは、建設省令で定めるところにより、
その旨を公示しなければならない。
(欠格条項)
第六十八條の十二 次の各号の一に該当する者
は、前条第一項の規定による認証を受けるこ
とができない。
一 建築基準法令の規定により刑に処せら
れ、その執行を終わり、又は執行を受ける
ことがなくなつた日から起算して二年を経
過しない者

二 第六十八條の二十二第一項若しくは第二項又は第六十八條の二十四第一項若しくは第二項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうち前二号の一に該当する者があるもの

(認証の基準)

第六十八條の十三 建設大臣は、第六十八條の十一第一項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の規定による認証をしなければならない。

一 申請に係る型式部材等の型式で型式部材等の種類ごとに建設省令で定めるものが型式適合認定を受けたものであること。

二 申請に係る型式部材等の製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が建設省令で定める技術的基準に適合していると認められること。

(認証の更新)

第六十八條の十四 第六十八條の十一第一項の規定による認証は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第六十八條の十一第二項及び前二条の規定は、前項の認証の更新の場合について準用する。

(承継)

第六十八條の十五 第六十八條の十一第一項の認証を受けた者(以下この章において「認証型式部材等製造者」という。)が当該認証に係る型式部材等の製造の事業の全部を譲渡し、又は認証型式部材等製造者について相統若しくは合併があつたときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相統人(相統人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相統人を選定したときは、

その者。以下この条において同じ。)若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その認証型式部材等製造者の地位を承継する。ただし、当該事業の全部を譲り受けた者又は相統人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人が第六十八條の十二各号の一に該当するときは、この限りでない。

(変更の届出)

第六十八條の十六 認証型式部材等製造者は、第六十八條の十一第二項の建設省令で定める事項に変更(建設省令で定める軽微なものを除く。)があつたときは、建設省令で定めるところにより、その旨を建設大臣に届け出なければならぬ。

(廃止の届出)

第六十八條の十七 認証型式部材等製造者は、当該認証に係る型式部材等の製造の事業を廃止しようとするときは、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を建設大臣に届け出なければならぬ。

2 前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る第六十八條の十一第一項の規定による認証は、その効力を失う。

3 建設大臣は、第一項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(型式適合義務等)

第六十八條の十八 認証型式部材等製造者は、その認証に係る型式部材等の製造をするときは、当該型式部材等がその認証に係る型式に適合するようにしなければならない。ただし、輸出のため当該型式部材等の製造をする場合、試験的に当該型式部材等の製造をする場合その他の建設省令で定める場合は、この限りでない。

2 認証型式部材等製造者は、建設省令で定めるところにより、製造をする当該認証に係る型式部材等について検査を行い、その検査記

録を作成し、これを保存しなければならない。

(表示等)

第六十八條の十九 認証型式部材等製造者は、その認証に係る型式部材等の製造をしたときは、これに当該型式部材等が認証型式部材等製造者が製造をした型式部材等であることを示す建設省令で定める方式による特別な表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築材料、建築物の部分又は建築物に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認証型式部材等に関する確認及び検査の特例)

第六十八條の二十 認証型式部材等製造者が製造をするその認証に係る型式部材等(以下この章において「認証型式部材等」という。)は、第六十八條の十四に規定する審査、第六十八條の十一第一項の規定による確認のための審査又は第六十八條第三項に規定する審査において、その認証に係る型式に適合するものとみなす。

2 建築物以外の認証型式部材等で前条第一項の表示を付したものと及び建築物である認証型式部材等でその新築の工事が建設省令で定めるところにより建築士である工事監理者によつて設計図書のとおり実施されたことが確認されたものは、第七條第四項、第七條の二第一項、第七條の三第四項、第七條の四第一項又は第十八條第六項若しくは第九項の規定による検査において、その認証に係る型式に適合するものとみなす。

(報告、検査等)

第六十八條の二十一 建設大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認証型式部材等製造者に対しその業務に關し必要な報告を求め、又はその職員に、認証型式部材等製造者の工場、営業所、事務所、倉庫その他の事業場に立ち入り、認証型式部材等の製造設備若

しくは検査設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(認証の取消し)

第六十八條の二十二 建設大臣は、認証型式部材等製造者が次の各号の一に該当するときは、その認証を取り消さなければならない。

一 第六十八條の十二第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 当該認証に係る型式適合認定が取り消されたとき。

2 建設大臣は、認証型式部材等製造者が次の各号の一に該当するときは、その認証を取り消すことができる。

一 第六十八條の十六、第六十八條の十八又は第六十八條の十九第二項の規定に違反したとき。

二 認証型式部材等の製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、第六十八條の十三第二号の建設省令で定める技術的基準に適合していないと認めるとき。

三 不正な手段により認証を受けたとき。

3 建設大臣は、前二項の規定により認証を取り消したときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(外国型式部材等製造者の認証)

第六十八條の二十三 建設大臣は、申請により、外国において本邦に輸出される型式部材等の製造をする者について、当該型式部材等の外国製造者としての認証を行う。

2 第六十八條の十一第二項及び第三項並びに第六十八條の十二から第六十八條の十四までの規定は前項の認証に、第六十八條の十五か

ら第六十八条の十九まで及び第六十八条の二十一の規定は同項の認証を受けた者(以下この章において「認証外国型式部材等製造者」という。)に、第六十八条の二十の規定は認証外国型式部材等製造者が製造する型式部材等に準用する。この場合において、第六十八条の十九第二項中「何人も」とあるのは「認証外国型式部材等製造者は」と、「建築材料」とあるのは「本邦に輸出される建築材料」と読み替えるものとする。

(認証の取消し)

第六十八条の二十四 建設大臣は、認証外国型式部材等製造者が次の各号の一に該当するときは、その認証を取り消さなければならない。

一 前条第二項において準用する第六十八条の十二第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 当該認証に係る型式適合認定が取り消されたとき。

2 建設大臣は、認証外国型式部材等製造者が次の各号の一に該当するときは、その認証を取り消すことができる。

一 前条第二項において準用する第六十八条の十六、第六十八条の十八又は第六十八条の十九第二項の規定に違反したとき。

二 認証に係る型式部材等の製造設備、検査設備、検査方法、品質管理方法その他品質保持に必要な技術的生産条件が、前条第二項において準用する第六十八条の十三第二号の建設省令で定める技術的基準に適合していないと認めるとき。

三 不正な手段により認証を受けたとき。

四 前条第二項において準用する第六十八条の二十一第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 前条第二項において準用する第六十八条の二十一第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定に

よる質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

六 第四項の規定による費用の負担をしないとき。

3 建設大臣は、前二項の規定により認証を取り消したときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

4 前条第二項において準用する第六十八条の二十一第一項の規定による検査に要する費用(政令で定めるものに限る。)は、当該検査を受ける認証外国型式部材等製造者の負担とする。

(指定認定機関等による認定等の実施)

第六十八条の二十五 建設大臣は、第七十七条の三十六から第七十七条の三十九までの規定の定めるところにより指定する者に、型式適合認定又は第六十八条の十一第一項若しくは第六十八条の二十三第一項(第六十八条の二十三第二項において準用する場合を含む。)の認証の更新及び第六十八条の十一第三項(第六十八条の二十三第二項において準用する場合を含む。)の規定による公示(以下「認定等」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 建設大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者が行う認定等を行わないものとする。

3 建設大臣は、第七十七条の五十四の規定の定めるところにより承認する者に、認定等(外国において事業を行う者の申請に基づき行うものに限る。)の全部又は一部を行わせることができる。

(構造方法等の認定)

第六十八条の二十六 構造方法等の認定(前三

章の規定又はこれに基づく命令の規定で、建築物の構造上の基準その他の技術的基準に関するものに基づき建設大臣がする構造方法又は建築材料に係る認定をいう。以下同じ。)の

申請をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、建設省令で定める事項を記載した申請書を建設大臣に提出して、これをしなければならない。

2 建設大臣は、構造方法等の認定のための審査に当たつては、審査に係る構造方法又は建築材料の性能に関する評価(以下この条において単に「評価」という。)に基づきこれを行うものとする。

3 建設大臣は、第七十七条の五十六の規定の定めるところにより指定する者に、構造方法等の認定のための審査に必要な評価の全部又は一部を行わせることができる。

4 建設大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者が行う評価を行わないものとする。

5 建設大臣が第三項の規定による指定をした場合において、当該指定に係る構造方法等の認定の申請をしようとする者は、第七項の規定により申請する場合を除き、第三項の規定による指定を受けた者が作成した当該申請に係る構造方法又は建築材料の性能に関する評価書(以下この条において「性能評価書」という。)を第一項の申請書に添えて、これをしなければならない。この場合において、建設大臣は、当該性能評価書に基づき構造方法等の認定のための審査を行うものとする。

6 建設大臣は、第七十七条の五十七の規定の定めるところにより承認する者に、構造方法等の認定のための審査に必要な評価(外国において事業を行う者の申請に基づき行うものに限る。)の全部又は一部を行わせることができる。

7 外国において事業を行う者は、前項の承認を受けた者が作成した性能評価書を第一項の申請書に添えて構造方法等の認定を申請することができる。この場合において、建設大臣は、当該性能評価書に基づき構造方法等の認定のための審査を行うものとする。

第七十七条の十三第二項を次のように改める。

2 第六十八条の二十一第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第七十七条の十三第三項を削る。

第七十七条の十八第一項中「第七十七条の四十第二項を第七十七条の六十二第二項」に改める。

第七十七条の十九第五号中「第七十七条の四十第二項を第七十七条の六十二第二項」に、「第七十七条の三十六第一項」を「第七十七条の五十八第一項」に改める。

第七十七条の二十四第二項中「第七十七条の三十六第一項」を「第七十七条の五十八第一項」に改める。

第七十七条の三十一第二項中「第七十七条の十三第二項」を「第六十八条の二十一第二項」に改める。

第七十七条の四十二中「第七十七条の三十六第一項」を「第七十七条の五十八第一項」に改め、第四章の三中間条を第七十七条の六十四とする。

第七十七条の四十一中「第七十七条の三十六から」を「第七十七条の五十八から」に、「第七十七条の三十六第一項」を「第七十七条の五十八第一項」に改め、同条を第七十七条の六十三とする。

第七十七条の四十第一項中「第七十七条の三十六第一項」を「第七十七条の五十八第一項」に改め、同条を第七十七条の六十二とする。

第七十七条の三十九第二号中「第七十七条の三十七第二号」を「第七十七条の五十九第二号」に改め、同条第三号中「第七十七条の三十七第二号」を「第七十七条の五十九第三号」に改め、同条を第七十七条の六十一とする。

第七十七条の三十八中「第七十七条の三十六第一項」を「第七十七条の五十八第一項」に、「第七十七条の四十第二項」を「第七十七条の六十二第二項」に改め、同条を第七十七条の六十とする。

第七十七条の三十八中「第七十七条の三十六第一項」を「第七十七条の五十八第一項」に、「第七十七条の四十第二項」を「第七十七条の六十二第二項」に改め、同条を第七十七条の六十とする。

第七十七条の三十八中「第七十七条の三十六第一項」を「第七十七条の五十八第一項」に、「第七十七条の四十第二項」を「第七十七条の六十二第二項」に改め、同条を第七十七条の六十とする。

る。

第七十七條の三十七第四号中「第七十七條の四十第二項」を「第七十七條の六十二第二項」に改め、同条を第七十七條の五十九とし、第七十七條の三十六を第七十七條の五十八とする。

第三節 指定認定機関等

(指定)

第七十七條の三十六 第六十八條の二十五第一項(第八十八條第一項において準用する場合を含む)の規定による指定(以下この節において単に「指定」という)は、認定等を行おうとする者(外国にある事務所により行おうとする者を除く)の申請により行う。

2 前項の申請は、建設省令で定めるところにより、建設省令で定める区分に従い、認定等の業務を行う区域(以下この節において「業務区域」という)を定めてしなければならない。(欠格条項)

第七十七條の三十七 次の各号の一に該当する者は、指定を受けることができない。

- 一 未成年者、禁治産者又は準禁治産者
- 二 破産者で復権を得ないもの
- 三 禁錮以上の刑に処せられ、又は建築基準法令の規定により刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 四 第七十七條の五十一第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消され、又は第七十七條の五十五第一項若しくは第二項の規定により承認を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者
- 五 法人であつて、その役員のうち前各号の一に該当する者があるもの

(指定の基準)

第七十七條の三十八 建設大臣は、指定の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員(第七十七條の四十二第一項の認定

員を含む。第三号において同じ)、設備、認定等の業務の実施の方法その他の事項についての認定等の業務の実施に関する計画が、認定等の業務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の認定等の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 法人にあつては役員、第七十七條の二十四第四号の建設省令で定める構成員又は職員の構成が、法人以外の者にあつてはその者及びその職員の構成が、認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 認定等の業務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて認定等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

五 前各号に定めるもののほか、認定等の業務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

(指定の公示等)

第七十七條の三十九 建設大臣は、指定をしたときは、指定を受けた者(以下この節及び第九十七條の四において「指定認定機関」という)の名称及び住所、指定の区分、業務区域、認定等の業務を行う事務所の所在地並びに認定等の業務の開始の日を公示しなければならない。

2 指定認定機関は、その名称若しくは住所又は認定等の業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

3 建設大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

(業務区域の変更)

第七十七條の四十 指定認定機関は、業務区域

を増加し、又は減少しようとするときは、建設大臣の許可を受けなければならない。

2 第七十七條の三十八第一号及び第二号の規定は、前項の許可について準用する。

3 建設大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の更新)

第七十七條の四十一 指定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第七十七條の三十六から第七十七條の三十八までの規定は、前項の指定の更新の場合について準用する。

(認定員)

第七十七條の四十二 指定認定機関は、認定等を行うときは、建設省令で定める方法に従い、認定員に認定等を実施させなければならない。

2 認定員は、建築技術に関して優れた識見を有する者として建設省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定認定機関は、認定員を選任し、又は解任したときは、建設省令で定めるところにより、その旨を建設大臣に届け出なければならない。

4 建設大臣は、認定員が、第七十七條の四十五第一項の認可を受けた認定等業務規程に違反したとき、認定等の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により指定認定機関が第七十七條の三十八第三号に掲げる基準に適合しなくなつたときは、指定認定機関に対し、その認定員を解任すべきことを命ずることができる。

(秘密保持義務等)

第七十七條の四十三 指定認定機関(その者が法人である場合にあつては、その役員、次項において同じ)及びその職員(認定員を含む。次項において同じ)並びにこれらの者であつ

た者は、認定等の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定認定機関及びその職員で認定等の業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(認定等の義務)

第七十七條の四十四 指定認定機関は、認定等を行うべきことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認定等を行わなければならない。

(認定等業務規程)

第七十七條の四十五 指定認定機関は、認定等の業務に関する規程(以下この節において「認定等業務規程」という)を定め、建設大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 認定等業務規程で定めるべき事項は、建設省令で定める。

3 建設大臣は、第一項の認可をした認定等業務規程が認定等の公正かつ適確な実施上不適当となつたと認めるときは、その認定等業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

(建設大臣への報告等)

第七十七條の四十六 指定認定機関は、認定等を行つたときは、建設省令で定めるところにより、建設大臣に報告しなければならない。

2 建設大臣は、前項の規定による報告を受けつた場合において、指定認定機関が行つた型式適合認定を受けた型式が第一章、第二章(第八十八條第一項において準用する場合を含む)若しくは第三章の規定又はこれに基づく命令の規定に適合しないと認めるときは、当該型式適合認定を受けた者及び当該型式適合認定を行つた指定認定機関にその旨を通知しなければならない。この場合において、当該型式適合認定は、その効力を失う。

(帳簿の備付け等)

第七十七條の四十七 指定認定機関は、建設省令で定めるところにより、認定等の業務に関する事項で建設省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定認定機関は、建設省令で定めるところにより、認定等の業務に関する書類で建設省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

第七十七條の四十八 建設大臣は、認定等の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定認定機関に対し、認定等の業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告、検査等)

第七十七條の四十九 建設大臣は、認定等の業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定認定機関に対し認定等の業務に関し必要な報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、認定等の業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第六十八條の二十一第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

(認定等の業務の休廃止等)

第七十七條の五十 指定認定機関は、建設大臣の許可を受けなければ、認定等の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2 建設大臣が前項の規定により認定等の業務の全部の廃止を許可したときは、当該許可に係る指定は、その効力を失う。

3 建設大臣は、第一項の許可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(指定の取消し等)

第七十七條の五十一 建設大臣は、指定認定機

関が第七十七條の三十七各号(第四号を除く。)の一に該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 建設大臣は、指定認定機関が次の各号の一に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて認定等の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第七十七條の三十九第二項、第七十七條の四十一第一項、第七十七條の四十二第二項から第三項まで、第七十七條の四十四、第七十七條の四十六第一項、第七十七條の四十七又は前条第一項の規定に違反したとき。

二 第七十七條の四十五第一項の認可を受けた認定等業務規程によらないで認定等を行つたとき。

三 第七十七條の四十二第四項、第七十七條の四十五第三項又は第七十七條の四十八の規定による命令に違反したとき。

四 第七十七條の三十八各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 認定等の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する認定員若しくは法人にあつてはその役員が、認定等の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

3 建設大臣は、前二項の規定により指定を取り消し、又は前項の規定による認定等の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨を公示しなければならない。

(建設大臣による認定等の実施)

第七十七條の五十二 建設大臣は、指定認定機関が次の各号の一に該当するときは、第六十八條の二十五第二項の規定にかかわらず、当該指定認定機関が休止し、停止を命じられ、又は実施することが困難となつた認定等の業務のうち他の指定認定機関によつて行われな

一 第七十七條の五十第一項の規定により認定等の業務の全部又は一部を休止したとき。

二 前条第二項の規定により認定等の業務の全部又は一部の停止を命じられたとき。

三 天災その他の事由により認定等の業務の全部又は一部を実施することが困難となつた場合において建設大臣が必要があると認めるとき。

2 建設大臣は、前項の規定により認定等の業務を行い、又は同項の規定により行つてゐる認定等の業務を行わないことしようとするときは、あらかじめ、その旨を公示しなければならない。

3 建設大臣が、第一項の規定により認定等の業務を行ふこととし、第七十七條の四十一第一項の規定により業務区域の減少を許可し、第七十七條の五十第一項の規定により認定等の業務の廃止を許可し、又は前条第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合における認定等の業務の引継ぎその他の必要な事項は、建設省令で定める。

(審査請求)

第七十七條の五十三 この法律の規定による指定認定機関の行ふ処分又はその不作為については、建設大臣に対し、行政不服審査法による審査請求をすることができる。

(承認)

第七十七條の五十四 第六十八條の二十五第三項(第八十八條第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による承認は、認定等を行おうとする者(外国にある事務所により行おうとする者に限る。)の申請により行ふ。

2 第七十七條の三十六第二項の規定は前項の申請に、第七十七條の三十七、第七十七條の三十八、第七十七條の三十九第一項及び第七十七條の四十一の規定は第六十八條の二十五第三項の規定による承認に、第七十七條の二

十二、第七十七條の三十四、第七十七條の三十九第二項及び第三項、第七十七條の四十二、第七十七條の四十四、第七十七條の四十五、第七十七條の四十六第一項並びに第七十七條の四十七から第七十七條の四十九までの規定は第六十八條の二十五第三項の規定による承認を受けた者(以下この条、次条及び第九十七條の四において「承認認定機関」という。)に、第七十七條の四十六第二項の規定は承認認定機関が行つた認定等について準用する。この場合において、第七十七條の二十二第一項、第二項及び第四項並びに第七十七條の三十四第一項及び第三項中「建設大臣等」とあるのは「建設大臣」と、第七十七條の二十二第三項中「第七十七條の二十第一号から第三号までの規定」とあるのは「第七十七條の三十八第一号及び第二号の規定」と、第七十七條の四十二第四項及び第七十七條の四十五第三項中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第七十七條の四十八中「命令」とあるのは「請求」と読み替へるものとする。

(承認の取消し等)

第七十七條の五十五 建設大臣は、承認認定機関が前条第二項において準用する第七十七條の三十七各号(第四号を除く。)の一に該当するに至つたときは、その承認を取り消さなければならない。

2 建設大臣は、承認認定機関が次の各号の一に該当するときは、その承認を取り消すことができる。

一 前条第二項において準用する第七十七條の二十二第二項若しくは第二項、第七十七條の三十四第一項、第七十七條の三十九第二項、第七十七條の四十二第二項から第三項まで、第七十七條の四十四、第七十七條の四十六第一項又は第七十七條の四十七の規定に違反したとき。

二 前条第二項において準用する第七十七條の四十五第一項の認可を受けた認定等業務

規程によらないで認定等を行ったとき。

三 前条第二項において準用する第七十七條の四十二第四項、第七十七條の四十五第三項又は第七十七條の四十八の規定による請求に応じなかつたとき。

四 前条第二項において準用する第七十七條の三十八各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 認定等の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又はその業務に従事する認定員若しくは法人にあつてはその役員が、認定等の業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により承認を受けたとき。

七 建設大臣が、承認認定機関が前各号の一に該当すると認めて、期間を定めて認定等の業務の全部又は一部の停止の請求をした場合において、その請求に応じなかつたとき。

八 前条第二項において準用する第七十七條の四十九第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

九 前条第二項において準用する第七十七條の四十九第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

十 次項の規定による費用の負担をしないとき。

3 前条第二項において準用する第七十七條の四十九第一項の規定による検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける承認認定機関の負担とする。

第四節 指定性能評価機関等（指定性能評価機関）

第七十七條の五十六 第六十八條の二十六第三項第八十八條第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による指定は、第六十八條の二十六第三項の評

価（以下「性能評価」という。）を行おうとする者（外国にある事務所により行おうとする者を除く。）の申請により行う。

2 第七十七條の三十六第二項の規定は前項の申請に、第七十七條の三十七、第七十七條の三十八、第七十七條の三十九第一項及び第七十七條の四十一の規定は第六十八條の二十六第三項の規定による指定に、第七十七條の三十九第二項及び第三項、第七十七條の四十九第七十七條の四十二から第七十七條の四十五まで並びに第七十七條の四十七から第七十七條の五十二までの規定は前項の規定による指定を受けた者（以下この条、第九十七條の四及び第九百一一条において「指定性能評価機関」という。）に、第七十七條の五十三の規定は指定性能評価機関が行つた性能評価について準用する。この場合において、第七十七條の三十八第一号、第七十七條の四十二、第七十七條の四十三第一項及び第七十七條の五十一第二項第五号中「認定員」とあるのは「評価員」と、第七十七條の五十一第二項第一号中「第七十七條の四十六第六項、第七十七條の四十七」とあるのは「第七十七條の四十七」と、第七十七條の五十三中「処分」とあるのは「処分性能評価の結果を除く。」と読み替へるものとする。

（承認性能評価機関）

第七十七條の五十七 第六十八條の二十六第六項（第八十八條第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による承認は、性能評価を行おうとする者（外国にある事務所により行おうとする者に限る。）の申請により行う。

2 第七十七條の三十六第二項の規定は前項の申請に、第七十七條の三十七、第七十七條の三十八、第七十七條の三十九第一項及び第七十七條の四十一の規定は第六十八條の二十六第六項の規定による承認に、第七十七條の三十九第二項及び第三項、第七十七條の四十九第七十七條の五十二までの規定は前項の規定による承認を受けた者（第九十七條の四において「承認性能評価機関」という。）について準用する。この場合において、第七十七條の三十九第二項及び第四項並びに第七十七條の三十九第四項及び第三項中「建設大臣等」とあるのは「建設大臣」と、第七十七條の三十九第三項中「第七十七條の二十第一号から第三号までの規定」とあるのは「第七十七條の三十八第一号及び第二号の規定」と、第七十七條の三十九第四項及び第七十七條の四十二及び第七十七條の五十五第二項第五号中「認定員」とあるのは「評価員」と、第七十七條の四十二第四項及び第七十七條の四十五第三項中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第七十七條の四十八中「命令」とあるのは「請求」と、第七十七條の五十五第二項第一号中「第七十七條の四十六第一項、第七十七條の四十七」とあるのは「第七十七條の四十七」と読み替へるものとする。第八十六條の四中「第六十二條第一項又は第六十四條」と又は第六十二條第一項に改め、同条第一号イを次のように改める。

十九第二項及び第三項、第七十七條の四十二、第七十七條の四十四、第七十七條の四十五、第七十七條の四十七から第七十七條の四十九まで並びに第七十七條の五十五の規定は第六十八條の二十六第六項の規定による承認を受けた者（第九十七條の四において「承認性能評価機関」という。）について準用する。この場合において、第七十七條の三十九第二項、第二項及び第四項並びに第七十七條の三十九第四項及び第三項中「建設大臣等」とあるのは「建設大臣」と、第七十七條の三十九第三項中「第七十七條の二十第一号から第三号までの規定」とあるのは「第七十七條の三十八第一号及び第二号の規定」と、第七十七條の三十九第四項及び第七十七條の四十二及び第七十七條の五十五第二項第五号中「認定員」とあるのは「評価員」と、第七十七條の四十二第四項及び第七十七條の四十五第三項中「命ずる」とあるのは「請求する」と、第七十七條の四十八中「命令」とあるのは「請求」と、第七十七條の五十五第二項第一号中「第七十七條の四十六第一項、第七十七條の四十七」とあるのは「第七十七條の四十七」と読み替へるものとする。第八十六條の四中「第六十二條第一項又は第六十四條」と又は第六十二條第一項に改め、同条第一号イを次のように改める。

第六條の三（第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）を、「第七條の四の下に「第七條の五（第六條の三第一項第一号及び第二号の建築物に係る部分に限る。）を加え、第二十條、第三十三條を「第三十三條」に改め、「第三十八條」を削り、「第四十條」の下に「第三章の二（第六十八條の二十第二項については、同項に規定する建築物以外の認証型式部材等に係る部分に限る。）を加え、同条第五項中「第六條の二、第七條から第七條の四」を「から第七條の五」に改める。第九十三條第二項中「第六條の三第一項各号」を「第六條の三第一項第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕、大規模の模様替若しくは用途の変更又は同項第三号」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第六十八條の二十第一項（第六十八條の二十三第二項において準用する場合を含む。）の規定は、消防長又は消防署長が第一項の規定によつて同意を求められた場合に行う審査について準用する。

第六章中第九十七條の四を第九十七條の五とし、第九十七條の三の次に次の一項を加える。

（手数料）

第九十七條の四 建設大臣が行う次に掲げる処分の申請をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、実費を勘案して建設省令で定める額の手数料を国に納めなければならない。

一 構造方法等の認定

二 型式適合認定

三 第六十八條の十一第一項の認証又はその更新

四 第六十八條の二十三第一項の認証又はその更新

2 指定認定機関、承認認定機関、指定性能評価機関又は承認性能評価機関が行う前項第二

号から第四号までに掲げる処分又は性能評価の申請をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、実費を勘案して建設省令で定める額の手数料を当該指定認定機関、承認認定機関、指定性能評価機関又は承認性能評価機関に納めなければならない。

3 前項の規定により指定認定機関、承認認定機関、指定性能評価機関又は承認性能評価機関に納められた手数料は、当該指定認定機関、承認認定機関、指定性能評価機関又は承認性能評価機関の収入とする。

第九十八号第四号中「第七十七号の二十五第一項」の下に「又は第七十七号の四十三第一項（第七十七号の五十六第二項において準用する場合を含む。）を加え、同条第五号中「又は第七十七号の三十五第二項」を「第七十七号の三十五第二項又は第七十七号の五十一第二項（第七十七号の五十六第二項において準用する場合を含む。）に改め、「確認検査」の下に「認定等若しくは性能評価」を加え、同条第六号中「第七十七号の四十二第二項」を「第七十七号の六十二第二項」に改める。

第九十九号第一項第二号中「又は第九十号第一項」を「第六十八号の十九第二項（第八十八号第一項において準用する場合を含む。）又は第九十号第一項に改め、同項第十三号を第九十四号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九 第六十八号の十八第二項（第八十八号第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、検査を行わず、検査記録を作成せず、虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者

第二百条第三号中「第七十七号の二十九第二項」の下に「第七十七号の四十七第二項第七十七号の五十六第二項において準用する場合を含む。」を加え、同条第四号、第六号及び第七号中「第七十七号の十三第一項又は第七十七号の三十一第一項」を「第六十八号の二十一第一項

（第八十八号第一項において準用する場合を含む。）第七十七号の十三第一項、第七十七号の三十一第一項又は第七十七号の四十九第一項（第七十七号の五十六第二項において準用する場合を含む。）に改め、同条第八号中「又は第七十七号の二十九第一項」を「第七十七号の二十九第一項又は第七十七号の四十七第一項（第七十七号の五十六第二項において準用する場合を含む。）に改め、同条第九号中「第七十七号の四十一第一項の下に「又は第七十七号の五十一第一項（第七十七号の五十六第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第十号中「指定資格検定機関」の下に「指定認定機関及び指定性能評価機関」を加える。

第二百条中「第七十七号の三十九」を「第六十八号の十六若しくは第六十八号の十七第一項（第八十八号第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）又は第七十七号の六十一」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定は公布の日から、第二条並びに次条から附則第六条まで、第八号から第十二号まで、第十四号及び第十五号の規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（建築主事の登録等に関する経過措置）

第二条 第二条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の建築基準法（以下この条から附則第六条までにおいて「旧法」という。）の規定により市町村の長又は都道府県知事により命じられていた建築主事である者は、第二条の規定による改正後の建築基準法（以下この条から附則第六条まで及び第十号において「新法」という。）の規定により市町村の長又は都道府県知事により命じられていた建築主事とみなす。

2 第二条の規定の施行前に旧法第五号第一項の建築主事の資格検定に合格した者は、新法第五号第一項の建築基準適合判定資格者検定に合格した者とみなす。

（元了検査の手数料に関する経過措置）
第三条 第二条の規定の施行前に旧法第六号第一項の規定による確認の申請がされた建築物に係る新法第七号第一項の検査の申請については、同条第六項において準用する新法第六号第七項及び第八項の規定は、適用しない。

2 第二条の規定の施行前に旧法第八十七号の二第一項において準用する旧法第六号第一項の規定による確認の申請がされた旧法第八十七号の二第一項に規定する昇降機その他の建築設備に係る新法第八十七号の二第一項において準用する新法第七号第一項の検査の申請については、新法第八十七号の二第二項の規定は、適用しない。

3 第二条の規定の施行前に旧法第八十八号第一項又は第二項において準用する旧法第六号第一項の規定による確認の申請がされた旧法第八十八号第一項又は第二項に規定する工作物に係る新法第八十八号第一項又は第二項において準用する新法第七号第一項の検査の申請については、新法第八十八号第三項において準用する新法第八十七号の二第二項の規定は、適用しない。

（中間検査に関する経過措置）

第四条 第二条の規定の施行前に旧法第六号第一項（旧法第八十七号の二第一項又は第八十八号第一項）において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は旧法第八十八号第二項（旧法第八十七号の二第二項又は第八十八号第二項）において準用する場合を含む。）の規定による通知がされた建築物又は工作物については、新法第七号の三、第七号の四又は第八十八号第八項から第十二号まで（新法第八十七号の二第一項又は第八十八号第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

（総合的設計による一団地の建築物の取扱いに関する経過措置）
第五条 特定行政庁（建築基準法第二条第三十六号の特定行政庁をいう。）は、第二条の規定の施行の際旧法第八十六号第一項の規定により同一敷地内にあるものとみなされている二以上の構えを成す建築物で第二条の規定の施行前に建築主事が旧法第六号第三項又は第八十八号第三項の規定による通知をしたものについて、第二条の規定の施行の日から起算して六月以内に、新法第八十六号第六項の対象区域、各建築物の位置その他建設省令で定める事項を表示した書類をその事務所に備えて、一般の縦覧に供さなければならない。

（書類の閲覧に関する経過措置）
第六条 第二条の規定の施行前にされた旧法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定による確認以外の処分に関する書類については、新法第九十三号の二（新法第八十八号第二項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。（旧法第三十八号の認定に係る建築物等に関する経過措置）
第七条 第三条の規定の施行前に第三条の規定による改正前の建築基準法（以下この条において「旧法」という。）第三十八号（旧法第六十七号の二）又は第八十八号第一項において準用する場合を含む。）以下この条において同じ。）の規定により建設大臣が旧法第二章（旧法第八十八号第一項において準用する場合を含む。）又は第三章第五節の規定によるものと同等以上の効力があると認められた建築材料又は構造方法を用いる建築物又は工作物については、第三条の規定の施行の日から起算して二年を経過する日までの間は、当該建築材料又は構造方法を用いる建築物又は工作物について旧法第三十八号の規定により適用しないこととされた旧法の規定に相当する新法の規定は、適用しない。

（処分又は手続に関する経過措置）
第八条 この法律（第二条の規定については、当

該規定。以下この条及び次条において同じ。の施行前にこの法律による改正前の建築基準法の規定によりされた認定、申請等の処分又は手続は、この附則に別段の定めがあるものを除き、それぞれこの法律による改正後の建築基準法の相当規定によりされた処分又は手続とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第十条 政府は、第二条の規定の施行後十年を経過した場合において、新法第七条の三の規定の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第十一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三第一号百二十一「中」により「の下に、指定確認検査機関の指定等を行い」を加える。

(消防法の一部改正)

第十二条 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「用途の変更又は」を「用途の変更若しくは」に、「又は確認をする権限を若しくは確認をする権限」に、「又はその委任を受けた者」を「若しくはその委任を受けた者又は建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条の二第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定による確認を行う指定確認検査機関(同法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関をいう。以下この条において同じ。)」に、「当該許可、認可又は確認」を「当該許可、認可若しくは確認又は同法第六条の二第二項の規定による確認」に、「当該許可、認可又は確認を」を「当該許可、認可若しくは確認又は同項の規定による確認を」に改め、同項ただし書中「確認」の下に「(同項の規定による確認を含む。)」を、「場合」の下に「又は建築主事が建築

基準法第八十七条の二第一項において準用する同法第六条第一項の規定による確認をする場合」を加え、同条第二項中「建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第三項の規定により建築主事が同法第六条の二第一項各号」を「建築基準法第六条第四項又は第六条の二第一項の規定により建築主事又は指定確認検査機関が同法第六条の三第一項各号」に、「定める規定」を「定める建築基準法令の規定」に改め、「又は第八十七条の二を削り、」又はその委任を受けた者」を「若しくはその委任を受けた者又は指定確認検査機関」に改める。

第十三条 消防法の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第六条の二第一項」の下に「(同法第八十七条第一項の規定によりこれらの規定を準用する場合を含む。)」を加え、「同法第六条の三第一項各号に掲げる建築物の建築(同項第一号に掲げる建築物にあつては、新築に限る。)」を「同法第六条の三第一項第一号若しくは第二号に掲げる建築物の建築、大規模の修繕(同法第二条第十四号の大規模の修繕をいう。)、大規模の模様替(同法第二条第十五号の大規模の模様替をいう。若しくは用途の変更又は同項第三号に掲げる建築物の建築」に改め、同条に次の一項を加える。

建築基準法第六十八条の二十第一項(同法第六十八条の二十三第二項において準用する場合を含む。)の規定は、消防長又は消防署長が第一項の規定によつて同意を求められた場合に行う審査について準用する。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部改正)

第十四条 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第四項中「当該特定建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づ

く命令及び条例の規定」を「同法第六条第一項の建築基準関係規定」に改め、同条第八項中「第九十三条」を「第十二条第五項、第九十三条」に改める。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正)

第十五条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)を次のように改正する。

第五条第三項中「当該建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定(建築基準法第六条の二第二項)」を「建築基準法第六条第一項の建築基準関係規定(同法第六条の三第一項に、」の政令で定める規定を除く。」を「に規定する建築基準関係規定」に改める。

五月二十一日日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は同日)

一、建築基準法の一部を改正する法律案

平成十年六月三日印刷

平成十年六月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C